

令和 7 年

七ヶ浜町議会会議録

9月会議 9 月 1 日 開 会
 9 月 1 2 日 閉 会

七ヶ浜町議会

令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録

（第 1 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第1号

令和7年9月1日（月曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	大 槻 泰 弘 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和7年9月1日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第51号 教育長の任命について
- 日程第 5 議案第52号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 7 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第55号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第56号 七ヶ浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第57号 七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第58号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第59号 令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第61号 令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 1 5 議案第 6 2 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 認定第 1 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 2 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 3 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 5 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 7 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 4 報告第 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 5 議案第 6 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日9月1日は休会の日ですが、議事の都合により令和7年七ヶ浜町議会定例会を再開し、9月会議を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番岡崎正憲議員、12番歌川 渡議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年七ヶ浜町議会定例会9月会議の日程は、本日から12日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声ありますので、異議なしと認めます。よって、9月会議の日程は本日から12日までの12日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで諸般の報告をいたします。

前回の7月会議から今回の9月会議の開始までにおける諸般の報告については、お手元に配付した資料のとおりであります。この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会9月会議の開会に当たり、令和7年定例会6月会議以後における行政報告を申し上げます。

6月21日、七ヶ浜国際村で健康講座を開催いたしました。東北医科薬科大学病院、皆川忠徳先生を講師にお迎えし、「命を守る、心臓を守る」と題し、たばこ喫煙による心臓や動脈硬化への影響について御講演をいただきました。今回の講座には188人の参加があり、熱心に耳を傾けておられました。本町の喫煙率は、県内35市町村中、女性は2番目に高く、男性も14番目となっております。人生100年時代と言われる中、健康で長生きをするためには日頃から健康を意識することが肝要です。今回の講座が健康を願う皆さんの日常生活の見直しのきっかけとなればと願っております。

6月27日、仙台市中央卸売市場において、多くの報道陣も取材に訪れ、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所の関係者や漁業者が見守る中、七ヶ浜産トリガイの初競りが行われました。県漁協七ヶ浜支所青年研究会による飼育の試みは、令和3年に始まり翌年には出荷できる殻長7センチメートルから8センチメートルまでに成長したことから、令和4年より販路調査も兼ね、仙台市中央卸売市場へ出荷を試みてまいりました。4年目となった今年は、47キログラムを出荷したところ、1キログラム当たり2万5,000円の最高値で競り落とされるなど、前年を大きく上回る卸値で取引されました。また、7月4日には2回目となる出荷を行い、101キログラム、個数にして、1,610個を出荷することができるまでになりました。平均の卸値は約9,300円と、2回目の取引価格においても昨年の最高値1キログラム当たり1万円に迫る価格で取引されました。

このことは、卸売業者をはじめとした市場関係者の期待や関心の高さがうかがえる結果で、七ヶ浜の海域に合った飼育方法を模索する中、県漁協七ヶ浜支所青年研究会のメンバーによって生産意欲の向上につながる大きな励みとなっております。

7月6日、菖蒲田海浜公園を会場に第31回みやぎ国際トライアスロン仙台ベイ七ヶ浜大会が開催されました。当日は、海のうねりのためスイムの距離が短縮され、また最高気温が30度超えの真夏日となったことから、熱中症対策としてランの距離を予定よりも短縮しての競技となりました。今大会には昨年より86人多い410人の選手の皆さんが参加されました。

7月10日、菖蒲田海水浴場の安全祈願祭が行われました。海水浴に訪れる方々は、コロナ禍や天候不順により年々減少傾向にありましたが、今年は7月12日から8月24日までの44日間で

期間をこれまでより7日間延長したこともあり、来場者数は6万3,144人と例年並みに戻っております。

今夏は、これまで以上の記録的猛暑となった中、一昨年令和5年、令和6年は天候不順だったためでございます。この比較では、1,000人ほどの海水浴客の増加が見られ、ひとときの涼を求める方や家族連れでのにぎわいが見られました。海水浴期間中は、熱中症などによる救急搬送や海難事故もなく安全安心な海水浴場の運営に努めることができました。

また、8月11日には恒例となりました菖蒲田海水浴場花火大会を開催したところ、約7,000人の見物者でにぎわいました。

7月20日、第27回参議院議員通常選挙が行われました。本町では投票時間を1時間繰り上げることにしてから初めての選挙で、投票時間を午前7時から午後7時までとして実施しました。本町の有権者数は1万5,081人で、投票者数は8,148人となり、投票率は54.03%で、前回、令和4年の参議院選挙を6.25ポイント上回る結果となりました。

7月30日から8月6日まで、アメリカ、マサチューセッツ州の姉妹都市プリマス町からケビン・キャンティ議長を団長とした青少年10名を含む総勢20名の訪問団が来町されました。平成2年に姉妹都市を締結して、今年で35年となります。これまで七ヶ浜町からプリマス町を訪問した方は325名で、プリマス町からの来町者はほぼ同数の309名となっております。

今回の訪問では、プリマス町セレクトボード議長をはじめ、タウンミーティング第16区長、教育行政関係者など、町の主立った方たちが多く参加し来町されました。町内視察を終えた後、役場庁舎にも寄られ、来庁していた町民や職員から大きな拍手で迎えられました。滞在期間中は、仙台市博物館や仙台城跡、鹽竈神社の見学や書道体験などを通じ、日本の文化にも多く触れていただきました。

8月4日には七ヶ浜国際村で教育懇談会「七ヶ浜サミット2025」が開催されました。教育懇談は2016年に始まり今年で7回目を数えます。今回は、プリマス訪問団と町関係者31名を4グループに分け、「子どもたちが将来幸せになるために大切なものは何か」をテーマにグループディスカッションが行われ、現状や課題について活発な意見が交わされました。

8月5日には、訪問団とホストファミリーの子供たちと「プリマス訪問団ダーツ交流会」を行い、ダーツの町七ヶ浜にふさわしい楽しい1日を過ごすことができました。

来年はプリマス町へ訪問する年です。引き続き、グローバル人材育成の成果が発揮できるよう、国際交流員共々、日頃から積極的に英語でのコミュニケーション力のアップに取り組んでいきたいと思っております。

7月31日、七ヶ浜国際村来館者400万人達成記念セレモニーを行いました。文化・芸術の発信基地として、また地域の国際化を目指し、平成5年7月25日にオープンしてから32年、多くの方のひいきに支えられ、来場者数400万人を達成することができました。プリマス訪問団の方々が見守る中、達成を記念し、折よく来館されました高山外国人避暑地のカミングス・マッシュューさんへ記念品を贈らせていただきました。今後も、さらに多くの皆様においでいただけるよう、事業の充実、施設運営に取り組んでまいります。

8月22日、七ヶ浜国際村で認知症への理解を深める事業の一つとして、仙台市在住の丹野智文氏を講師にお迎えし、講演会と映画「オレンジ・ランプ」の上映会を行いました。当日は330人の方に参加をいただきました。氏は39歳という若さで若年性アルツハイマー型認知症と診断をされ、様々な困難にひるむことなく生きてこられました。講演活動に生きがいを見いだされ、令和6年には「みやぎ認知症応援大使」に就任されております。映画「オレンジ・ランプ」は、氏の実話を基に製作されたもので、御覧になった皆様には認知症への理解を深めていただくよい機会となりました。認知症は誰もがかかる可能性のある病です。皆さんの不安を拭うべく、今後もサポーター養成講座の開催や認知症カフェの支援など認知症対策に取り組んでまいります。

また、本町では7月1日に七ヶ浜町成年後見支援センターを開設し、引き続き町民の皆様が成年後見制度を適切に利用できるよう、町が中核を担い支援をさせていただきます。

これからも町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜町の「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ行政報告といたします。

ありがとうございました。

〔副町長 平山良一君 降壇〕

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会9月会議に提案いたしました議案等について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第51号から議案第64号までの14議案、令和6年度各種会計の決算認定が7件、そして報告が1件であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、議案第51号教育長の任命については、現教育長であります大槻泰弘さんの任期満了に伴い、教育長として再任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第52号教育委員会の委員の任命については、岩本寿美子さんの任期満了に伴い、教育委員会の委員として再任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第53号固定資産評価審査委員会の委員の選任については、星 清輝さんの任期満了に伴い、固定資産評価審査委員会の委員として再任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第54号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号七ヶ浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、国における法改正に鑑み、本町の企業職員についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第58号は令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）であります。補正の額は、2億2,991万3,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ83億3,028万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、物価高騰対応重点支援給付金支給事業への追加、高齢者新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種委託料への追加、サッカースタジアム脇雨水管接続工事などのほか、令和6年度決算に伴う整理として、国県に対する補助金の返還金や財政調整基金積立金へ追加するものであります。主な財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、繰越金などを充当しております。また、債務負担行為補正を2件、地方債補正を1件計上しております。

次に、議案第59号は令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であ

ります。補正の額は162万1,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ20億6,662万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、国保情報データベース調整交付金システム移行業務委託料のほか、令和6年度決算に伴う整理として財政調整基金積立金へ追加するものであります。主な財源は繰越金などを充当しております。

次に、議案第60号は令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）であります。補正の額は50万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ1,896万4000円とするものであります。古木伐採委託料を計上するもので、財源は公園墓地管理基金繰入金を充当しております。

次に、議案第61号は令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定における補正の額は1億815万7,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ20億8,615万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、地域包括支援システム改修委託料のほか、令和6年度決算に伴う整理として財政調整基金積立金への追加、国県等に対する補助金の返還金を追加するものであります。主な財源は、国県補助金、財政調整基金繰入金、繰越金などを充当しております。サービス事業勘定における補正の額は20万8,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ709万6,000円とするものであります。主な内容としましては、令和6年度決算に伴う整理であります。

次に、議案第62号は令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。補正の額は921万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ2億8,289万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療システム改修委託料のほか、後期高齢者医療広域連合納付金へ追加するものであります。主な財源は、国補助金、繰越金などを充当しております。

次に、議案第63号は令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）であります。3条予算、収益的支出の事業費用に31万4,000円を追加するものであります。補正の内容としましては、テレビ受信料に係る費用の追加であります。

次に、認定第1号から認定第7号までの令和6年度各種会計の決算については私からの説明は省略させていただきますが、後日開催が予定されている決算審査特別委員会におきまして各課長等から説明を申し上げます。

次に報告第6号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。普通会計は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は算出されず、実質公債費比率も早期健全化を図るべき基準値を下回っております。また、水道事業会計及び下水道事業会計のいずれも資金不足比率は算出されないことから、いずれの会計も良好な状態にあると認められております。

次に、議案第64号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて議会の議決を求めるものであります。

以上、御提案いたしました議案等について説明いたしました但、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

日程第3 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。熊谷議員。

[8番 熊谷明美君 登壇]

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、こども誰でも通園制度への取組について質問をさせていただきます。質問する前にちょっとせき込んで発声がうまくいかないところがありまして、聞き取りづらかったり、それから不快な思いされる場合があるかと思いますが、ここでおわびを申し上げたいと思います。

では、国の施策であるこども未来戦略の中のこども誰でも通園制度が2026年度から全国の自治体で本格的に実施される予定となっております。この制度は、子育て家庭への支援策として全ての子供の育ちを応援することを目的としております。保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施設を利用できる点が特徴の制度です。今後、この制度を実施するに当たって、本町の現状と取組を以下のとおりお伺いいたします。

1点目、この制度は現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わないことや時間単位での利用が可能など柔軟に利用できる支援制度です。利用対象児童は生後6か月から3歳未満の未就園児となっております。本町は、制度

実施について検討会の開催や実態調査等とニーズについてアンケート調査は実施したのか、伺います。

2点目、本町の子ども・子育て支援計画には、2026年度から遠山保育所にて事業を実施するよう準備を進めますと記載があります。同制度の具体的な内容と進捗状況を伺います。

3点目、人材、特に保育士ですが、の確保と負担軽減策、保育の質の維持向上は確保されているのか、伺います。また、こども家庭庁では、今後、アレルギー対応や障害児の受入れも視野に入れますが、本町の対策は考えられているのか、伺います。

4点目、子供と親と一緒に通園して保育や療養を受ける親子通園の導入は考えているのか、伺います。

5点目、認知度向上と情報提供の観点から、周知方法の工夫は考えているのか、伺います。

6点目、今後策定される子ども計画には、計画の詳細な内容を掲載するかどうか、伺います。

以上、町長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） こども誰でも通園制度への取組について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番熊谷議員の1問目の御質問、こども誰でも通園制度への取組についてお答えをさせていただきます。

こども誰でも通園制度につきましては、こども家庭庁において、令和8年度からの本格実施に向けた検討会を7月に実施しております。令和8年度から支援給付制度としてスタートいたしますが、現時点では、国において試行的に実施した自治体における事業の内容を検証中ということであり、本格実施に向けて検討課題を整理している状況であります。

それでは、1点目の御質問。この制度は、保護者の就労要件を問わないことや、対象児童はゼロ歳6か月から3歳未満の未就園児としている。本町は、同制度についての検討会の開催や実態調査、ニーズ等についてのアンケート調査等は実施したのかについてお答えをさせていただきます。

令和7年3月31日付で、こども家庭庁成育局長より乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施要綱が示されております。実施要綱の内容に基づき、町内の保育施設等に対して、情報の収集や遠山保育所において実施する場合の対応について内部で検討した経緯がございます。しかし、現時点で検討会の開催や実態調査、アンケート調査は行っておりません。

次に2点目の御質問。本町の子ども・子育て支援事業計画には、2026年度から遠山保育所にて事業を実施するよう準備を進めますとある。同制度の具体的な内容と進捗を伺うについて、お答えをさせていただきます。

現在、遠山保育所で実施している一時保育事業と、同保育室において実施できるよう調整を進めているところであります。具体的な内容につきましては、今後、国から示される設備及び運営に関する基準に基づき、支援の提供に必要な設備等を整えてまいりたいと考えております。

次に3点目の御質問。人材、保育士の確保と負担軽減策、保育の質の維持は確保されると考えているのか。またこども家庭庁では、今後、アレルギー対策や障害児の受入れも視野に入れているが、対応策は考えているのかについてお答えをさせていただきます。

人材確保については、遠山保育所の一時保育事業に対応している保育士とフリーの保育士が兼任することで事業実施に必要な人材を確保したいと考えております。また、アレルギー対応や障害児の受入れについては、児童の安全面を考慮し、保育現場と調整を図りながら対応策を検討していきたいと考えております。

次に4点目の御質問。子供と親と一緒に通園して保育や療養を受ける親子通園の導入は考えているのかについてお答えをさせていただきます。

親子通園は、新たな環境で保護者と離れて過ごす生活に自然と慣れていけるように一定期間設ける必要があると考えております。お子さんが環境に慣れるまでの時間は一人一人異なることから、柔軟な対応が求められます。詳細につきましては、今後示される国の標準的な対応時間を参考に検討してまいりたいと考えております。

次に5点目の御質問。認知度向上と情報提供の観点から周知方法の工夫は考えているのかについてお答えさせていただきます。

周知方法につきましては、国から示されるリーフレット等を活用しながら、新生児訪問や各種乳幼児健診、子育て支援センターの利用者など、広く情報提供してまいりますとともに、町広報紙やホームページなどでも周知を図ってまいりたいと考えております。

次に6点目の御質問。今後策定される子ども計画には計画の詳細な内容を掲載するのか伺うについてお答えをさせていただきます。

こども誰でも通園制度は、子ども・子育て支援法に基づく新たな事業として、第3期子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされております。子ども計画にこども誰でも通園制度の詳細な内容を記載するかについては、今年度実施するニーズ調査の結果等を踏まえ、検討してまいります。

以上、熊谷議員の質問への回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、1点目から再質問をさせていただきます。

それぞれの、まず検討会、それからアンケート調査についてでございますけれども、内部的に検討はしたと。それで、アンケート調査等々はまだできていないということでございます。

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、24年度の試行的事業はこども通園制度、誰でも通園制度ですが、全国118自治体で実施され、今年度は254自治体で行われる見込みとなっております。宮城県内では現在のところ仙台市のみですが、今年度25年度内にもう1自治体の実施できるように準備を進めているようでございます。政府は、7月18日に制度の詳細を詰める有識者検討会での議論をスタートしております。26年度には全ての自治体で実施することとなっております。本町においても、同制度の意義や問題点、実施に向けての取組など、円滑に事業が進められるように、あと実施まで約7か月になりますけれども、しっかりと詰めていかないと新年度の4月からのスタートが大変難しいかなと思っておりますので、その辺の検討会、それからアンケート調査、早急にする考えはないかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、ただいまの熊谷議員の御質問に回答いたします。

ニーズ調査をする予定はあるかということでございますけれども、まずその利用時間が月10時間と限られている時間の中で、どのくらいの利用者があるかというところを調査しても、なかなか全容を把握するのは難しいと考えております。そのため遠山保育所の一時保育で実施を進めるという御回答をしましたがけれども、そこの状況を見ながら段階的に町内の認定こども園等でも実施可能なところから徐々に受入れ体制を整備していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） アンケート調査に関して、事業実施前にやっぱり利用対象者と、それから実施事業者からの御意見を伺う機会は考えるべきだと思っております。利用対象者については、今課長もおっしゃられたように、どのくらいのニーズがあるのか、それから時間、月10時間ということですが、その時間の利用、必要性をどのように感じているのか等々、やはり実際に対象者の声を聞く、前もって聞くことは、今後、実際にこの事業を進める中で必要ではないかなと思っております。また、事業者側といたしましては、まず補助金制度等々、いろんな心

配事があると、人員確保もそうですけれどもあると思いますので、その辺の事業者からの意見、そういうものも聞く機会は一度ならず、やっぱり何回かやっていかなきゃいけないと思いますけれども、その辺の内容は実施されているのか、今後されるのかどうか、伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問に回答いたします。

まず対象者について意見を聞く方向性はあるかというところですが、今3歳未満児で保育園に通ってない方の人数は把握しております。その方たちに意見を聞くかというところでございますけれども、まず国のほうでも今検討会で内容を精査中でございますので、そちらの内容が固まりましたら、そちらのニーズ調査をするかどうかというところを課内のほうで検討していきたいと考えております。

それから、町内の認定こども園等の状況ですが、これからそちらのほうと検討会など、内容を会議等で集まってやる予定はあるかというところでございますけれども、実際、そちら認定こども園も、こども誰でも通園制度の事業を実施した場合にどれくらいの人が利用するかというところで、保育士の今の状態では、現状では保育士の確保とそのスペースがどれくらい必要なかというところが見込めないというところがございます。今後、また国のほうで今、試行的に実施している自治体の状況を精査して課題を整理した後に、その後に認定こども園等に意見を聞く機会を設けたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） このこども誰でも通園制度は、子供の健やかな成長を目的とした支援制度であります。子供のための預かりであるのに対して、現行の一時預かりは保護者のための支援と位置づけられております。本町の一時預かりの中でということでございますけれども、保育者の、保護者のための支援策ももちろん必要でありますけれども、それに加えて、子供の良質な成育環境をサポートする観点から、やはりこのこども誰でも通園制度の意義をしっかりと捉えて、やはり差別化というのは必要じゃないかなと思っております。こども家庭庁の手引の中に、この制度が子供にとってよりよいものになるよう連携しながら、提供体制の確保と取組の実施、各施設の実情に応じた創意工夫を図り、質の向上を努めてほしいとあります。この制度をよりよい支援策にするために、全ての関係者と、それから十分過ぎるほどの連携体制が、特に担当課、それから町長、副町長、それから教育長、そういう方々とのしっかり認識を一緒にしながら進めていくという、これは大事な事業だと思いますけれども、その辺しっかりと、一時預かりと意味合いは違いますので、その辺を立て分けながらやっていくのかどうか、お伺

いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 回答いたします。

ただいま熊谷議員がおっしゃったとおり、一時保育とこども誰でも通園制度の目的は異なっております。一時保育については保護者の支援という面で強い性格を持っておりまして、就労ですとかそういった条件が必要になりますけれども、こども誰でも通園制度は子供の成育を目的としたものであります。そのため一時保育等をどうやってすみ分けをするかという部分につきましては、場所的には一時保育の場所と保育室を活用するという予定で進めてまいりますけれども、その10時間と限られた中でどういうふうに子供の成長を見ていくかというところについては、やはりフリーの保育士、経験豊富な保育士を担当するとか、あとはきめ細かな対応、リスク管理などをしっかりして対応をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2点目に伺います。

実施可能な施設が現在のところ遠山保育所ということでございますけれども、そのほかに、認定こども園、それから小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点等々となっております。本町は、まず今のところ遠山保育所のみとちょっと私は捉えたんですけども、認定こども園、いろいろと不安材料とかもあるということでなかなか進められない可能性もあると思うんですけども、やはりこの1か所だけじゃなくて、認定こども園も今後これを取り組んでいけるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） では、回答いたします。

今の段階では、公立保育所の一時保育のスペースで実施するという予定でございますけれども、町内の認定こども園、保育施設、こうした施設ありますけれども、そちらも公立保育所での実施状況を見ながら協力していきたいというお声を聞いておりますので、段階的にそちらの受入れ体制の調整を図っていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 例えば、兄弟姉妹が認定こども園に通園していると。やっぱりお兄ちゃん、お姉ちゃんがそこに通園しているので、下のお子さんと同じ園を利用したいとなった場合ですね。やはりこの対処の仕方としましては、やはり同じ、御希望に沿うようなそのような形になってくると思いますけれども、そうなるとう遠山保育所のみというのは今の時点では大分不

足しているのではないかなと思いますが、再度、認定こども園のこれらの取組を早急にする考えはあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） では、回答いたします。

御きょうだいで通われていて同じところに、誰でも通園制度を利用したいという方がいらっしゃるかもしれませんが、その辺は認定こども園とか幼稚園、保育園とかと情報連携しながらどういう対応をしていくかというところで進めていければと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうですね。ちょっと具体的な、いつからというのがちょっと聞けなかったんでちょっと残念かなと思うんですけども。23年度時点で、保育施設に通っていない3歳未満の子供の数が、先ほど本町の数は把握されているということでございますけれども、国全体の約6割に当たる134万人が保育施設に通っていないということでございます。この制度の名称のとおり、本町においても、誰でも希望される方は全ての方が対象者であって、それを受け入れて支援をしていくということが大事になってくると思います。何回も言うようですが、今の時点で、令和8年の4月スタートの中で、この遠山保育所だけでそれが受けられるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今の段階で一時保育の利用者が今定員12名というところで、ここ3年間推移しますと、アイグラン保育園ができてから1名から2名の利用になっております。そのために、事業計画の推移にも載せさせていただきましたけれども、月10名の利用と推計をしております。こちらでスタートをまずして、利用の状況を見ながら認定こども園と調整を図っていきたいというところでございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） このこども家庭庁の資料を見ますと、利用内容として、利用時間は月10時間までとしております。また、料金は、これは暫定的ですけれども、まだはつきり決まっているわけではないですけれども、大体1時間300円ということで、こちらも最終決定ではないと思っておりますけれども、大体、あらあら、今までの施行自治体、先行自治体なんかもそのようにされているということでございます。先行自治体によっては、今お話しさせていただいた内容に加えて減免制度を導入しているところもあります。例えば、福岡市では、生活保護世帯は無料、住民非課税世帯は1時間60円としております。本町、その価格、利用者に対する価格に関

しましては、どのように検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 利用者の料金という御質問でしたけれども、標準な価格として、お子さん1人1時間につき300円と示されておりますので、まずはそちらを参考に進めていきたいと。あと減免というところもありましたけれども、そちらも示されている部分がございますし、あとは実施自治体のほうの例も参考にいたしまして料金の設定をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では制度を実施する施設側でございます。子供の年齢や利用実績に応じて1人900円から1,300円を国が4分の3、自治体が4分の1の補助を考えているようでございます。子供に障害がある場合など補助金を加算する、今後、県からの補助金も考えていると、県のほうからちょっと確認させていただきましたけれども、県からの補助金も考えているということでございます。川崎市では、児童1人につき850円、障害児受入れによる職員配置で1時間400円、非課税世帯等受入れにより減免した場合、1時間300円ということ川崎市では行っているということでございますが、本町においての自治体に対するこの補助金制度の説明だったり、それから今後実施される状況の中で今の時点でどのような進捗状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 受入れ自治体に対する補助金ということでございますけれども、今国から示されておりますのが、1時間当たり、施設のほうに対する委託料として、それぞれ金額が示されております。こちらについても、そちらの標準的な金額と、あとは近隣自治体、先行自治体の事例を見ながら今後検討していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今度は利用時間でございます。月10時間ということで、先ほど課長のほうから時間的になかなか読めないところもあるということでございますが、例えば千葉県成田市をちょっと見させていただいたときに、A保育園は午前9時から11時まで、それでB保育園に関しては1時から夕方4時までと時間を決めていたり、それから、あと土日祝日は休みですよとかそういう形で、ランダムに受け入れるのではなくて時間を区切って受け入れるという方法を取られている自治体もありますけれども、本町といたしましてはこの時間の壁ではないですけれども、どういうふうに考えていけるのかどうか、今後の先進自治体の状況も聞くのも

大事だと思いますけれども、本町といたしましてはその辺どのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 受入れの時間というところでございますけれども、現時点では一時保育の場所を利用して実施するという予定でありますので、その開設時間、午前8時半から午後5時までとなっていますので、そちらの時間の中で実施を予定していきたいと。ランダムにということでございますけれども、これはちょっと今からの検討事項だと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、3点目の再質問にいきたいと思います。

制度の利用により、子供が同世代と接する機会を得て発育を促すだけでなく、親が保護者と関わることで育児負担の軽減や孤独感の解消につながることも期待されております。その反面、安全性の面で、例えば、慣れない子供を連れて園外活動などがされたときの安全上の不安は解消できるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 安全対策というところでございますけれども、こども誰でも通園制度に対して、安全計画も既存の安全マニュアルを参考にしながら整理をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） この事業を実施することで、保育士等、関わる関係者がかかる時間、それから労力、仕事の量が増えるなどの懸念材料があります。これは保育士等とやはり話し合っ、きちんと御理解いただいて御協力いただく必要があると思いますけれども、解消するための保育士等々の方々の懇談とか対話とか、そういうものは考えていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） おっしゃるとおり、こちらの在園時間や利用可能時間などを考えましても、やはり個別の対応が必要となります。そのために子供が慣れるまでのきめ細かな対応だったり、あとは先ほど申し上げましたリスク管理など、そういったところで保育士が常に情報共有をする必要があると考えておりますので、こちら現場のほうで情報共有をするようにしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 人員不足ということが懸念材料としてあるかと思います。人員確保に關しまして、ちょっと県のほうに、多分もうこれは課長なんかも分かってらっしゃると思いますけれども、県の支援制度で保育士の資格はないが保育のサポートをする補助者の派遣制度があります。また、潜在保育士、保育士・保育所支援センターの中で登録していただいて、そこを活用することも可能ではないかなという県の考えがありますけれども、やはり人手不足、それからあと、結局目の届かないことがないように、やはり十分に人材の確保、それから質の向上というのが必要になってくると思いますけれども、県のこういう制度はもちろんお分かりだと思えますけれども、今後、参考にして使っていく可能性はあるのかどうか、伺いたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） お答えいたします。

試行的に実施している自治体の中には、やはり保育士不足が問題となっておりまして、こういった保育士支援センターからの派遣を利用している自治体もあるようでございます。今後、こちらのほうの情報収集を県のほうからいたしまして、活用の方法について、こちらで今から使うかどうかは、すぐどうかというところではありませんけれども、情報収集をしていきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今後、アレルギー対応とか、それから障害児の受入れとか、それから医療的ケア児、それから発達障害児の受入れを考えているようでございますけれども、この保育の質を保つシステムづくりが大切だと思えますけれども、例えば、そのアレルギーだったり、医療的ケア児の受入れとなりますと、保健師の導入というのはどのように考えたらいいか、伺いたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 障害児、アレルギー対応というところでございますけれども、親の支援というところ、相談支援という部分もありますので、現場の保育士と保健師の連携というのが必要になります。そういった連携というのも視野に入れて検討していきたい、検討していきたいというか、進めていきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、4点目に移ります。

地域のつながりの希薄化が進む中、育児不安や孤独感を抱えながらSOSを出せずにいる親御さんもいらっしゃいます。保護者と関わりを持つことで悩みを軽減し、愛着を持って育児に専念するためにも親子通園の取組は重要だと思います。先ほど町長の御回答からも、まず慣れるまで、これは必要ではないかなという御回答がありましたけれども、実際にこれを実施するに当たって、どのような方法といたしますか、お母さんも一緒に来られますよということをどのような形で、先ほどちょっと私、国のリーフレットは見たことがないんですけれども、そういうことがうたっているのかどうか、それともそういうのがないので町独自で可能だということをおアピールするのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 親子通園制度についてでございますけれども、やはりお子さん一人一人、慣れる時間というか、そういう時間が異なりますので、そういったところを親子で通園できますというところも周知をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうすると、例えば新生児全戸訪問とかそういうふうになったときに、御案内するという事も含まれているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 周知の部分につきましては、全戸訪問、各種健診の機会にそういう周知を図っていききたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 実施するに当たって、やはり子育てに対して不安に思っている保護者の方もいらっしゃるということなので、例えば専門家でソーシャルワーカーとかカウンセラーとかそういう方々につなげていけるような、そのような体制も考えていらっしゃるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） やはり個別に発達の相談ですとかそういった相談があった場合は、専門職、あとは心理士のほうと連携しながら相談体制を整えていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、5点目に移りたいと思います。

周知の仕方でございますけれども、町広報紙やホームページ、それから母子手帳交付時、新

生児全戸訪問で周知するという事は、今までもいろんなことをされる時にされていると思いますけれども、正直、広報紙やホームページを見る方は大変少ないということでございます。例えば、気軽に活用できる子育てアプリなんかを導入してその中で周知を図るとか、それから、あと国からのリーフレットも発行されるということですのでけれども、町独自で分かりやすいようなチラシだったりそういうのを作成して、例えば産婦人科医院とか、それから町内の店舗とか町の施設などにそのような国からのリーフレットも含めて、周知方法としては置いて周知してもらおうという形の考えはないか、伺いたいと思います。アプリも含めて考えがないかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 子育てアプリにつきましては、今年度、もう既に導入をしております。こちらについては母子手帳交付時に登録をお願いしているところでありますので、そちらで子ども誰でも通園制度の周知を図りたいと考えております。それから、ポスターですとかチラシの掲示につきましては、関係機関のほうに掲示して広く周知するように進めていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 利用するきっかけづくりといいますか、やはり新しい制度なのでなかなかなじみがないということもありますので、初回の、月10時間でございますけれども一番最初の、初回の、例えば3時間分は無料ですとか、それからポイント制をつくったり、それから、そのポイントがたまったら子供の商品と交換できるとかね。そのような利用促進のアイデアといいますか、ただこういう制度がありますよというだけじゃなくて、1回利用してみようかなという思いになれるようなそういうきっかけづくりというのは考えられないかどうか、伺いたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） お試しというかポイント制を利用してというところがございますけれども、こちらの制度、保育所などに通ってないお子さんも子供の成長を促す目的で保育所等を利用して成育を伸ばしますよという制度ですので、まずはその内容を十分理解した上で利用していただく必要があるのではないかと思います。無料だからとかポイントがたまったら使ってみようというところからではなく、まずそのお子さんの成育のためにというところで使っていただきたいというところを周知していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、6点目に移りたいと思います。

子ども計画の中にも載せていただくということでございますけれども、この制度を円滑に実施していくためには、当該施設や、それから地域子育て支援センター、児童発達支援センターなど多岐にわたっての連携強化が必要です。そのためにも、やはり詳しくこの子ども計画、子ども・子育ての計画の3期のほうにも載せていただくということでございますけれども、しっかりこの子ども計画の中にも盛り込んで、特にアンケート調査等々、これからニーズ調査等々もされた場合のデータだったりそういうものも詳しく計画の中に載せるべきだと思いますけれども、内容的には、今後、子ども計画に関しては今始まったばかりということでございますけれども、やはりデータをしっかり載せて、それこそ関係者皆さんが情報共有をすることが大事だと思いますけれども、子ども計画の掲載について、またもう少し詳しくお伺いしたいと思いますが。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 子ども計画に誰でも通園制度の詳細を載せるかというところの御質問でございますけれども、まず子ども計画に載せる部分といたしましては、ニーズ調査を取りまして、そこで子供の意見、若者の意見、子育て当事者の意見を聞きながら、基本的な方針ですとか重要事項、それを推進するために必要なものを、部分を掲載するとされております。まず、今年度、対象者のほうにニーズ調査を実施しておりますので、そちらのニーズ調査の結果を参考に、保育のニーズですとか子供の居場所の部分ですとかそういったところを見まして、こども誰でも通園制度の詳細の記載について検討をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前11時20分より再開いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、13番仁田秀和議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。仁田議員。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大綱1問目は、市街化調整区域における地区計画活用による規制緩和と定住、商業機能の再生についてでございます。

本町では、人口減少と定住促進が喫緊の課題でありながら市街化調整区域の規制により住宅建築や開発が規制され、希望者が他自治体へ流出する事例が少なくありません。過去10年間の議員活動を通しましても、こうした理由で居住を断念せざるを得なかったケースが複数確認されております。都市計画マスタープランでも、市街化区域と市街化調整区域の適正な運用、地域特性に応じた土地利用の誘導、地区計画等によるきめ細やかなまちづくりが明記されており、今後の都市計画見直しは区域を限定した計画的規制緩和を進める絶好の機会であると考えます。また、沿岸部の市街地では、狭隘道路の解消と併せ、空き地を活用した商業機能の再生を地区計画により誘導することで生活利便性と来訪者動線を確保できるものと考えます。特に地区計画の導入は、環境保全と都市計画理念を維持しつつ、住宅供給や企業誘致、若年層の移住定住を促す現実的な手段と考えます。さらに、民間事業者の参入意欲を高めるには、町として人の流れを生む新規事業や公共投資を同時に展開する戦略が不可欠であります。これらを踏まえまして、以下の点について伺います。

1点目は、市街化調整区域の現状と課題について町の認識を伺うものであります。

2点目は、今後の都市計画見直しにおける地区計画導入の検討方針を伺います。

3点目は、地区計画と狭隘道路解消、空き地活用を一体的に進める考えを伺います。

4点目は、民間事業者参入や移住定住促進に資する町独自の新規目玉事業構想と地区計画との連動方針について、町長の考えを伺うものであります。

大綱2問目は、公設駐車場と民間事業の共存に向けた運営改善と利用ルールの見直しについてでございます。

菖蒲田海水浴場周辺では、震災復興事業で整備された、ながすか多目的広場の公設駐車場が無料開放され、海開き期間中に隣接する民間有料駐車場の利用者が激減しております。当該民間駐車場の所有者は広場整備に土地を提供し、町の復興に協力した方でもありますが、結果としまして営業が圧迫されている状況が続いております。町は有料化に消極的でございますが、初期投資を抑えるレンタル及びリース方式によるカーゲートの期間限定の試験導入や人員配置による目的別課金、水浴び場の設置による利用者区分など、実行可能な改善策があると考えます。これらは、公平性の確保や観光財源の確保、地域経済の共存共栄を同時に実現し得ると考えます。これらを踏まえ、以下の点を伺います。

1点目は、公設駐車場の無料開放が民間駐車場経営に与えている影響の認識を伺います。

2点目は、ながすか多目的広場駐車場出入口に期間限定のレンタル及びリース方式ゲートを試験導入し、有料化する可能性について伺います。

3点目は、水浴び場設置などによる利用者区分と公平な料金徴収の仕組み化について町の見解を伺います。

4点目は、民間事業者と共存できる駐車場運営ルール見直しの方針を伺うものであります。

大綱3問目は、君ヶ岡公園のアスレチック遊具整備による子供の体験環境向上と地域活性化についてでございます。

本町の公園は、地域住民の意向や健康増進に資する一方、子供が自然の中で挑戦や創造性を育む遊具環境は十分でないと考えます。君ヶ岡公園は、地形、自然環境に恵まれ、アスレチック遊具設置に適しており、体力向上、協力性育成、地域愛着形成に寄与するだけでなく、町外からの来訪者誘致による地域経済活性化も期待できます。安全対策や維持管理費の課題もありますが、計画的に整備と民間連携で解決可能であると考えます。これらを踏まえ、以下の点を伺います。

1点目は、君ヶ岡公園活用方針とアスレチック遊具等の新規整備に対する町の考えを伺います。

2点目は、公園管理計画における子供の遊び環境充実の位置づけを伺います。

3点目は、設置に向けた財源確保や民間連携の可能性について町の見解を伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、市街化調整区域における地区計画活用による規制緩和と定住、商業機能の再生について、第2問、公設駐車場と民間事業の共存に向けた運営改善と利用ルールの見直しについて、第3問、君ヶ岡公園のアスレチック遊具整備による子供の体験環境向上と地域活性化について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、13番仁田議員の御質問、市街化調整区域における地区計画活用による規制緩和と定住、商業機能の再生についてお答えをさせていただきます。

御質問の1点目、市街化調整区域の現状と課題について町の認識を伺うについてお答えをさせていただきます。

市街化調整区域は、都市計画法に基づいて無秩序な開発を抑制するために定められた区域ということで、良好な環境の保全に重要な役割を担っております。しかしながら、一方で御指摘のように、開発行為や建築行為に一定の制限があるため、新たな居住者の受入れが困難になる

ケースが発生していることも事実です。本町としても、今後の都市計画において、これらの課題にどのように対応していくべきか慎重な検討を重ねていく必要があると考えております。

次に御質問の2点目、今後、都市計画見直しにおける地区計画導入の検討方針を伺うについて回答させていただきます。

今後の都市計画見直しに当たり、地区計画導入の可能性について御質問をいただきましたが、現時点では市街化調整区域において新たに地区計画を定める方針はございません。地区計画は、地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進める上で有効な手段であると認識しております。しかし、地区計画を定めることで土地利用が厳格化され、かえって地域の活性化を阻害する可能性も否定できません。七ヶ浜町都市計画マスタープランで示されている地域特性に応じた土地利用の誘導は、地区計画のような新たな規制を設けるのではなく、現行の都市計画制度の中で、より柔軟な運用を検討していくことは、地域の特性を生かしていく上で重要であると思われまます。

次に御質問の3点目、地区計画と狹隘道路解消、空き地利用を一体的に進める考えを伺うについて回答をさせていただきます。

現時点で市街化調整区域において新たに地区計画を定める方針を持っておりませんが、狹隘道路解消につきましては生活の利便性と防災面における課題と認識しております。道路拡幅には沿道の土地所有者や住民の協力が不可欠ですので、町としては、住民の建て替えなどによる土地利用の変更に合わせて七ヶ浜町狭あい道路整備事業実施要綱等により対応をまいりたいと考えております。

御質問の4点目、民間事業者参入や移住定住促進に資する町独自の新規目玉事業構想と地区計画との連動方針について町長の考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

現在、町では、花淵浜地区の商業産業用地のほか、町有地の貸付け、移住支援金制度などを活用し、地域の活性化や定住促進に取り組んでいるところであります。現状では、少しずつではありますが、商業産業用地や沿岸部の町有地に民間事業者の新たな参入や移住支援金制度を活用した移住者も確認され、ようやく動きが出てきたと認識しております。引き続き、これらの施策の効果を見極めながら必要に応じて改善充実を図ることを考えております。そのため、既存施策の進捗や成果を丁寧に検証しつつ、地区計画も含めて将来的な取組の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上を1問目の質問とさせていただきます。

次に2問目の御質問、公設駐車場と民間事業の共存に向けた運営改善と利用ルールの見直し

についてお答えをさせていただきます。

御質問の1点目、公設駐車場の無料開放が民間駐車場経営に与えている影響の認識を伺うについてお答えをさせていただきます。

ながすか多目的広場は町民の憩いの場として整備しており、家族連れを中心として多くの方に足を運んでいただいております。駐車場の利用については、現状のとおり無料開放のままで全体の公益性を優先すべきであると考えております。

次に御質問の2点目、ながすか多目的広場駐車場出入口に期間限定のレンタル及びリース方式ゲートを試験導入し、有料化する可能性について伺うについて回答させていただきます。

レンタルやリース方式によるカーゲートの試験導入及び有料化については、ゲートの設置費用、運営費用、料金徴収のための人員配置など多額の費用が見込まれるため、有料化の考えは持ってないところでございます。

次に御質問の3点目、水浴び場設置などによる利用者区分と公平な料金徴収の仕組み化について町の見解を伺うについて回答させていただきます。

水浴び場を設置してその利用者からのみ料金を徴収する仕組みについても、現時点では導入の予定はありません。水浴び場の利用者とそれ以外の広場利用者を明確に区別することは困難であり、公平な料金徴収を実現することは難しいと考えております。

御質問の4点目、民間事業者と共存できる駐車場運営ルール見直しの方針を伺うについてお答えをさせていただきます。

現時点では、駐車場運営ルールの見直しは予定しておりません。ながすか多目的広場につきましては、復興事業により交付金を利用しての整備であり、高台移転等により生まれた移転元地の活用策として、にぎわい創出やイベント等を通じた交流などを図るべく、全体的な公共福祉の増進を目的としており、公園に附帯する駐車場施設は無料での利用を考えているところでございます。

以上、2問目の質問とさせていただきます。

次に3問目の御質問、君ヶ岡公園のアスレチック遊具整備による子供の体験環境向上と地域活性化についてお答えさせていただきます。

御質問の1点目、君ヶ岡公園活用方針とアスレチック遊具等の新規整備に対する町のことを伺うについてお答えをさせていただきます。

君ヶ岡公園は、本町の最高峰に位置し、松島湾や太平洋を一望できる優れた景観と歴史ある桜の名所として多くの町民や来訪者に親しまれており、春と秋に2回咲く四季桜のほか、ソメ

イヨシノ、山桜、八重桜などが植えられ、町民の憩いの場となっております。町の活用方針としては、この豊かな自然環境と景観を最大限に生かし、良好な環境を維持していくことを基本としており、現段階としては君ヶ岡公園におけるアスレチック遊具等の新規整備をする予定はないところであります。

次に御質問の2点目、公園管理計画における子供の遊び環境充実の位置づけを伺うについて回答いたします。

本町では、公園を地域コミュニティを形成する施設や身近な緑として整備や維持管理を行っております。また、公園はスポーツレクリエーションの場として位置づけられており、子供たちの遊び環境の充実は重要な要素の一つだと思われまます。特に近年では、子供たちの体力向上や創造力育成の観点から、既存の遊具の安全性確保に加え、遊び方の多様性を促すような環境整備の必要性が高まっています。今後は子供の遊び環境を充実させるため、公園の利活用を進めている事例を探ってまいりたいと思います。

次に御質問の3点目、設置に向けた財源確保や民間連携の可能性について町の見解を伺うについて回答させていただきます。

アスレチック遊具の設置には多額の費用を要するため財源確保が大きな課題です。今後、町で新規に遊具設置の具体的な検討を進める考えは今持っていませんが、民間連携の可能性については、民間事業者からの有効な利用の提案があれば一つのプランとして検討し参考にさせていただきたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 前段申し上げましたとおり、私これまで10年間の議員活動の中で本町への移住希望や店舗展開の相談を数多く受けてまいりました。しかしながら、市街化調整区域の制約により、結果的に誘致や実現に至らなかった事例が多く見受けられます。町としましても同様の相談を受けてきたはずでございますが、これまでどのような相談が多く寄せられてきたのか、そして、それが成し遂げられなかった、成熟しなかった背景としてどのような要因が多く見られたのか、分析していると思っておりますので、その点について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 市街化調整区域の開発件数というか開発の相談の件数なんですけれども、過去5年間のを調べてみたところ全体で10件ありまして、そのうちの年

に二、三回ほどの相談があります。その相談の結果、不許可になったのが令和3年度の1件でありまして、これはなぜかといいますと道路接道要件に満たなかったということで、こうなりますと市街化調整区域外でも市街化区域でも道路に接道していないのであれば不許可になるということでもあります。そのほかの案件に対しては許可を受けている、既存宅地が多いんですけれども、許可を受けているか、現在も審査中になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） いずれにしても、過去5年を見たところといいますけれども、復興計画以降に一定数の相談が寄せられて、その多くが条件に合わずに実現できなかったということでございます。

そこで伺いますが、そうした相談内容や断念に至った理由につきまして、町としてしっかりと体系的に整理、分析を行ってこられたのか、もし十分に整理されていないのであれば、今後の地区計画の導入や規制緩和を検討する際の、現時点ではそうした考えはないといたしましても、町の発展を考えるなら基礎資料として改めて調査や集計を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 当町における地区計画の導入を慎重に考えているというのは、あくまでも市街化調整区域ということでありまして、さらに仁田議員がおっしゃるとおり、地区計画を導入することによって、そこに住んでいる方に用途制限や建物の高さ、また詳細なルールが加わることになりまして、現在住んでいる土地所有者の方にとっても新たな制限がかかる可能性があるということで慎重に考えている次第であります。また、現在住んでいる方々の要望もあり、地域の活性化にとって必要不可欠であると判断した場合には、地区計画の導入も選択肢の一つとして検討を開始したいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 地域からの要望がありということですが、果たしてその地域の要望をどのように今現時点で吸い上げているのかというところが疑問なんですけれども、多くのところからやはりこういった規制緩和というものは、昭和時代に設置されたこの市街化調整区域のルール、これは現行に合わないものというお声は多く寄せられておりますので、そうした意見の吸い上げであったり、積極的に町として行っていく必要はあると思います。先ほど課

長の答弁にもありましたように、接道要件が合わないとか、今後ちょっと質問用意しておりましたけれども、そういうこともありますのでそうしたところをしっかりと聴取して、今、現時点では考えていないではなくて今後将来に向けて考えていく必要はあると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 仁田議員の質問ですけれども、実はうちの町は市街化調整区域が7割、市街化区域が3割、毎回やはり仁田議員がおっしゃられるとおり、そういった部分で住宅の建設とか家を設けたいということでどうしてもその縛りがあると。その際に、うちは特定行政庁を持っていませんから宮城県と都市計画課等と話をするときには、七ヶ浜では市街化のその3割の中でも未利用地が多過ぎると。未利用地が多いので新たに市街化の拡大等はちょっと認めないと。ただし、そこに住む人たちの二男三男対策、分家住宅とか、さらには第一次産業従事者、漁業従事者、そういったことでの都市計画法上の開発行為を起こして認められれば可能だということで、ハードルが高いというか、そういった部分では本当に苦慮をしている。地区計画については、この復興事業という中で土地区画整理事業等をやらせていただいて、これ市街化調整区域で土地区画整理事業やるなんていうのはなかなかできないんですが地区計画の縛りをかけてやらせていただいて、今は市街化の2種住専くらいの用途地域としてまだ空き地があるということで、そういった部分ではその土地の中に建築は可能なんです、第一次産業従事者でなくても可能なんです、なかなかやっぱり津波浸水エリアということもあって町外からの張りつきが遅いと。それで地区計画、さらにはうちのほうに合うのは、沿岸部にずっと以前から張りついている漁村特有の集落があるものですから、そういった意味で区域指定制度というのを以前、佐藤梶信議員からだと思っんですけれども、ありました。それで、区域指定制度がうちの町にも確かに合うかもしれない。山形県では認めているんですが県条例で、宮城県に相談したところ宮城県ではそういった考えはないと。あくまでも都市計画法上の中で、都市計画マスタープランの中でそういった市街化について対応していきたいということで、なかなか我々もハードルが高いというのが現実でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 御答弁にありましたように、市街化調整区域の中に未利用地の活用の難しさであったり、乱開発を防ぐ必要性など、一定の制約があることは十分に理解しております。しかし一方で町の土地面積は限られておまして、定住促進や商業機能の再生に資するような有効活用というものは避けて通れない課題だと考えております。

そこで改めて伺いますが、町としてまずこの現状の未利用地や空き地についてどのように把握し、また課題解決に向けてどのような検討を進めていく、そうした前向きな考えが重要だと考えますので改めて具体的にその考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、市街化にある要害のほうの方面のほうにあるんですが、土地の区画がまず町有地というか町の土地ではございませんで、全て民有地ということで、それで土地の地権者がかなり幅広く大きな土地を持っていて、なかなかその開発がままならない部分もありますし、あとは一部軟弱地盤のところは何十万立米という土が盛られたと、そこも市街化区域と。それで地区計画をかけるとなると、全部地権者の全員の同意が必要になります。それがないと地区計画というの、かけられないんです。ですから、変な縛りを設けられると土地の取扱いというか、今後の柔軟性がなくなるために、そういったこともあるのかどうかですね。なかなかその辺の開発が守らない。最近はミニストップのところの一部20区画ぐらいですけども、空いた場所もあるんですが、あの辺も市街化区域なんで、そういった方、徐々にそういった方でああいうふうに住居の整備がされれば、市街化区域の中でどんどん充実していけばいいなと思うんですが、いかんせんうちの町、建設土砂が大分入っておりまして、違法行為で亦楽地区のところとかですね。よその人から見れば、ここは市街化区域に隣接してかなりいい場所だろうというのはあるんですが、宮城県としてもその都市計画上そういった違法的なものについては認めないということですので、なかなか土地の有効利用、仁田議員、本当に懸念している土地の有効利用、もっと進められればという思いではあるんですが、なかなか進まない現状でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 現状の把握であったり、そうした検討状況について伺いましたが、やはり町が積極的に動いていくという姿勢は大事だと思います。そうした中で、土地の狭さや乱開発の懸念を理由に動きが遅れますと、人口減少や地域機能の低下がさらに進むということが懸念されます。例えば近隣では、利府町がしらかし台地区で地区計画を活用して住宅と商業機能を段階的に整備した事例がございます。また、名取市でも用途を限定した形で地区計画を導入し、住民ニーズと調和させております。時間の制約があるため具体的な紹介はできませんが、このように両市町では地区計画制度を活用した段階的なまちづくりが行われておりまして、利府町と名取市の例は、本町における小さく初めて積み重ねることにより持続可能なまちづくりを進めるためにも、一つの方向性として可能性を秘めていると考えております。本町でも、い

きなり大規模改修、大規模誘致を目指すのではなく、まずはニーズ調査や小規模な住民、事業者の要望を受け止める仕組みを整え、その積み重ねを将来的な地区計画導入につなげるべきと考えますが、町としての見解を改めて伺います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 仁田議員がおっしゃるとおり将来的な可能性を完全に否定するものではありませんので、あくまでも現時点での方針であり、今後の人口動態や地域のニーズ、先ほど仁田議員が言ったとおり地域のニーズ、そして都市計画見直しの議論の進捗によっては地区計画の導入も含めて、あらゆる選択肢を検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2点目について伺います。

今後の都市計画見直しに向けて、まず体制について伺います。

都市計画審議会や建設課だけでなく企画財政課やまちづくり振興課など、町の施策と連動させるためには、庁内横断の検討が、横断するようなそうした検討の場が必要だと考えますが、現時点ではないということですが、こうした検討の場を設けるお考えというものは将来的にも考えているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 将来的には可能性があると思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、次に判断の枠組みについての考え方を伺います。

例えば、空き地の集まり具合であったり、既存インフラの容量、公共交通の道路の状況、災害への安全性、あるいは生活利便性施設との関係など、どのような基準でエリア選定、枠組みというものを現行においても考えていらっしゃるのか、その考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 枠組みと申しますか、都市計画のそういう地区計画をまず考えたときに、都市計画法の中で市町村の都市計画の決定というのがありまして、その中で市町村は都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。この場合においては、町村にあっては都道府県知事の同意を得なければならないというのがありまして、その中で県のほうに問い合わせたところ、都市計画提案制度というの

ありまして、この中にも地区計画のやり方とかというのが入っているんですけども、この中の提案要件の中では、都市計画の提案を行うためには以下の要件を満たすことが必要ですということで、まず要件の中に提案する土地の区域面積が示されておりまして、こちらが5,000平米以上であるということで、こちらかなり大規模な面積になりますので慎重に考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 現行のルールというものは、県に敷かれたとか、国の法律であったりとか、そういったものを前に出してきて、町の考えが何も進まずに、このままそのルールにのっただけで進めていくと衰退しますよという話なんですよ。だから、町として積極的にそういったことを県に提案して行って、そのルールも限定的に考えていただけるような、そういった提案というのは必要だと思いますけれども、その辺どうなんですかね。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 市街化調整区域の規制の緩和につきましては、県のほう、あと国のほうにも要望のほうは提出しているところでございます。なかなか県のほうからは、いのような回答は今現在来ていないような状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 仁田議員の質問の趣旨といいますのは、現行制度の中だけではなくて、今後小さなものでまちづくりをどうしていくんだということを起点に、そこから次にこの段階、あの段階という計画を持ってやるべきじゃないかという質問だと思いますので、今後まちづくりのいろんな会議がございます。その計画の中で、ちょっと小さなものを盛り込んでいくということはぜひとも必要だと思っておりますので、今後はそういった御提案のことを念頭に置きまして、どんな機会でもそういったもの、まちづくりをどうするんだという視点からつくり上げていきたいと思っております。確かにこのままの人口では、現在の人口移動、人口統計、そういったものの、だんだん落ちてきているというようなことを、ある程度の人口を維持するためにはやはりどうする、どうしたらいいのかというような、まちづくりという大きな観点から考えていかなきゃならないと思っておりますので、御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、改めてその工程について伺いますけれども、その地域計画導入について現時点では考えはない、あるいは時期早尚という御答弁も想定しておりました。しかし

一方で、先ほどから申し上げましているとおり、人口減少、空き地の増加が進んでいる状況を踏まえれば、将来的な可能性を見据えて、基礎的な調査、論点整理、さらには住民や事業者のニーズ把握といった準備を進めておくことは不可欠だと考えております。

そこで改めて伺いますが、町として今後の都市計見直しの中で、地区計の導入を検討するかどうかにかかわらず、こうした準備的な取組を工程に位置づけていくという考えで理解してよしいのか、改めて伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その市街化調整区域の制約については宮城県のほうにも要望として出しておりますし、町村会にお願いして国のほうにもそういった規制緩和をぜひお願いをしたいということで要望をしております。ですから、都市計画の中で幅広くお願いをしたいと。本町では、地区計画を現実にかけている場所もあります。汐見台地区も地区計画かかっておりますので、そういった部分で地区計画がなじむのかどうか。ただ私としては、全員の地権者の同意がないと、それが地区計画としてエリアが設定できない、さらに5,000平米以上の面積要件の中で対応していくとなると、うちの町、埋蔵文化財であったり、特別名勝であったり、自然公園、いろんなしらがみが出てきて正直難しい。そして、町が持っている土地が少ないという部分もあったり、そういったことも含めて厳しいですが、今後も引き続きそういった規制緩和を要望していく考えでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、再度2点目について伺いたいんですけども、県に要望しているというところで。

その都市計見直しには、県との協議が前提になることは承知しております。ただ、その協議に挑むためには、町として課題整理であったり、データの整理、さらには住民や事業者ニーズを把握しておくことが不可欠だということでございます。

そこで改めて伺いますけれども、先般、そのニーズ調査について一般質問させていただきました。これは、町内外問わずという意味でさせていただいております。そこで、町外の居住希望者や出店希望者を対象にしたニーズ調査については検討していくということで回答がございましたので、その進捗について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 大変申し訳ございません。

事務方の連携プレーということがなっていないようでございますので、今後そういった連携プ

レーをしていくためには関係課を擁して、私のほうからもそういった指導をしていきたいと思
いますので、今後どういうところに計画を持っていかなきゃならないか、そういったものを、
認識を一緒にしたいなと思いますので、時間を貸していただければと。また時間を貸してくだ
さいというのはなかなか申し上げにくいんですけども、ちょっと事務方のあれができていま
せんので、今後そういったのにちょっと時間を貸していただき、私に時間を貸していただけれ
ばと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） その点については課題として受け止めていただいたということで。いず
れにしましても、そうした調査の成果、そういった相応の成果をどのように検証していくかと
いうことも必要になってくると思います。

そこで伺いますけれども、地区計導入、将来的な部分だとしても土地利用の見直しを行った
場合に、その成果を検証できるように、人口動態、定住者の推移、空き地の減少、縮減状況で
あったりとか、あと町内の店舗数、空き店舗率、東北圏内での生活利便施設の数といった指標、
こちらをK P Iとしてあらかじめ設定して取り組んでいく必要があると思いますけれども、そ
うしたお考えについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 今後は、町の長期総合計画や都市計画マスタープラ
ンとの連携、あと宮城県との協議などにより、将来的な取組の可能性についても考えていき
たいと思いますので。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今後、総合戦略の見直し等も期限が来まして出てきますので、
その中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、3点目に移ります。

地区計画は、まさに道路や土地利用のルールを定める仕組みであります。狭隘道路の解消や
空き地の有効活用と一体的に進めることで初めて実効性が高まるものだと考えております。さ
らに今般、土地家屋調査士会連合会から御案内いただきました、10月に狭あい道路解消シンポ
ジウムというものが仙台で開催されるということでございます。その御案内にも、狭隘道路の
拡幅整備推進は安全で良好な生活環境を形成する上で重要な課題であり、SDGsの目標11、

住み続けられるまちづくりに資する取組であり、広がる道路、広がる安心ということでございます。

そこで伺います。町として狭隘道路の解消と空き地活用地区計画と一体的に検討していく体制、方向性、今後検討する際にはどのように進めていく考えなのか、現時点で想定されるもので結構でございますのでお示しいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 地区計画を導入して、一律に道路拡幅を義務づけることは、現在住んでいる土地所有者の方にとって経済的な負担が大きくなると思われまので、今行っている七ヶ浜町狭あい道路整備事業実施要綱により個別の対応を基本とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） その狭隘道路や、回答にもありましたように、空き地の問題は所有者単独では解決できず、町の関与や計画的な枠組みが不可欠だと考えます。近隣では、仙台市や利府町でも地区計画の中で道路拡幅や土地利用転換を位置づけ、補助制度や意向調査と連動させて進めている例がございます。本町におきましても、個別の対応にとどまらず、地域計画を活用して狭隘道路解消と空き地活用をセットで進める仕組みを検討すべきと考えますが、改めて町の見解を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 先ほども説明したように、現在のところは個別の対応を基本とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） さらに申し上げますと、狭隘道路解消と空き地活用地区計画と連動させることで、単にインフラ整備にとどまらず、住民生活や商業機能の再生にも直結すると考えます。例えば、空き地を活用したポケットパークや小規模な駐車場整備、狭隘道路の拡幅と同時に小規模商業や福祉拠点を配置するなど、地区計画の中で複合的に整理することで暮らしやすいまちづくりにつながるはずと考えます。こうした視点を踏まえまして、当然簡単に計画すれば張りつくとかそういうことではございませんが、町として一体的に取り組む姿勢を持つ考えがあるのかということでございます。改めて伺います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 仁田議員の御意見を受け止めまして、将来的には考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 効果的に将来的に考えていただければなあというところがございますと、利府町では、先ほどから申し上げておりますとおり地区計画の届出制度を活用し、住民合意の下で、狹隘道路対策であったり、空き地活用のルール計画の中に位置づけることが可能となっているというものでございます。本町でも、こうした事例を参考に、狹隘道路の緩衝と空き地解消と空き地活用を地区計画の枠組みの中で明確に位置づけ、実効性のある運用を検討すべきだと考えますけれども、町としてどのようにその点についてはお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 地区計画という選択肢を現時点で排除しているわけではありません。あくまでも導入に慎重であるということです。一体的なまちづくりの進め方についてですが、現時点では地区計画に代わる手段として個別の課題解決を積み重ねていくことに重点を置きたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、3点目の最後になりますけれども、通告にあります地区計画と狹隘道路解消、空き地活用を一体的に進める考えに関連して伺いますが、その延長としまして沿岸部の旧市街地におけます区画整理の課題について触れたいと思います。

本町には、先ほどありました建築基準法の改正前に建てられた住宅も多く存在しております。ここで強調したいのは、決して個人の土地や建物の所有そのものを否定する意図ではなく、むしろ尊重した上で現行法と整合をどのように図っていくのかという点でございます。実際には接道要件を満たさない住宅があり、所有者の協力を得て道路を確保することは容易ではなく、トラブルにつながるケースも多くございます。こうした課題を個々の所有者に委ねるのではなく、行政として将来の方向性を示し、住民の合意形成を支援していくことが重要だと考えます。その際、全面的な区画整理を一度に進めるのではなくて、防災や道路確保、公共施設周辺などの必要性の高いエリアに限定して段階的に取り組むであったり、あるいは、地区計画と合わせ

してルールづくりを先行させるなど、現実的なアプローチがあると考えます。

そこで伺いますが、旧市街地の課題を放置せずに、町として将来的にどう整理、対応されていくのか、その道筋を住民に示すお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 先ほどもお話ししましたように、今後、想定される長期総合計画や都市計画マスタープランの中にどのように文面等を入れていくかということで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） こうした話を進めるに当たっては、区画整理のような取組というものは町単独で行うのは困難でありますので、当然国の資本整備総合交付金などを活用することが求められると思います。基本的には、国が事業費の2分の1、県が4分の1、町も4分の1、すなわち25%の負担で進めること、仕組みで進めることができるということでございます。将来的には、こうした国県の補助制度を視野に入れた検討が必要になると考えますけれども、こちらも視野に入っているかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 仁田議員がおっしゃったように、将来的にはそういう国の補助等を視野に入れて対応していければと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほどから課長のほうから将来的に、将来的にというところでございますけれども、もうこれ喫緊の課題なんですよ。やはりこういうところを危機感を持ってやっけていく、将来的にと今の課長の答弁ですとどうしても棚上げしているようにしか聞こえません。これは、もう少し現実的に考えたようなしっかりとした具体的な答弁を再度求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） すみません、私のほうから。回答になるかどうかということなんですけれども、私こういった都市計画とかそういったのは苦手な分野ですのでなかなか回答はできないんですけれども。ただ、今ある、例えば防災道路だったりとか、いろんな制度があるし、事業としてはいろんな事業がございます、国のほうの事業がですね。そういったものにのせて

いくことによって、個人が理解してくれるってそういったものが出てくるんじゃないかと思えますので、各地域の中にそういった材料がどれだけあるかということに関係課で寄って、何のこういった事業にのせられるか、こういったあれができるんじゃないか、あるいはこういった事業にのせることができるんじゃないかと、ただ補助事業だけではなくてそういったものがあるんじゃないかということを通認識していかないと、どうもこのところは無理だからと、この事業、道路拡幅だけから考えるとこれは無理だ、そんなことではなくて、何か補助事業にのせたらこうなるとかそういった国の力を借りたり、県の力を借りたりということでのせることができるかどうか、事業を推進していくことができるか、検討させていただきたいと思えます。

現在もそういった検討はしているつもりではおるんですけども、なかなかそれが進まないということなので、もう少しちょっと力を入れてやっていきたいと思えますので。（「その旨、住民に示すということによろしいですか」の声あり）はい。こういった計画をもし住民のほうにお知らせできるのであれば、計画、こういったものがありますよということ、その制度だったり事業だったり住民に知らせる中で住民に理解してもらうということが今後必要になってきますので、そういったものを広報なり何なりでこういった事業とかで、事業のお知らせみたいな形でお知らせできればなと思えますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、4点目について伺います。

これまで狭隘道路、空き地活用、旧市街地の課題を申し上げてきてまいりましたが、最終的には、町として、国県補助事業だけではなくて、町として目玉事業を打ち出して地域全体の将来像を示すこと、これが重要だと考えます。町の土地面積に限られる中で選ばれる町となるためには、単に課題を整理するだけでなく、産業、居住、交流を一体で推進する具体的な拠点や事業を展開する必要があります。例えば、公共施設の再編であったり、空き地活用と連動した地域拠点づくり、あるいは移住定住を支える新しい住宅整備のモデルなど、町の特色を生かした取組でございます。

そこで伺います。町として、今後のまちづくりにおいての目玉事業をどのように位置づけ、住民に示していくお考えなのか、お聞かせいただければと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 目玉事業というか、その都市計画の中でそういった、これまでの調整区域をいろんな形に変えていくということですが、都市計画決定については町が決定するんです

けれども、県の都市計画マスタープランと一緒に考えていかなければならない。それをやるに当たっては、先ほど言ったとおり全員の同意がもらわなきゃならない。それを都市計画をやることによって、整備することによって、例えば、これまで生活している方が何も変わらないのに課税エリアが大きく変わって、今度は路線価も上がり市街化になって、生活が何も変わらないのにそういった部分での土地の価値が上がることによって税金が高くなったりと、いろんなことが出てきますので、単純に何を目的にやるのか、住環境整備をするためにやるのか、そこに何かを誘致するためにやるのか。

例えば仁田議員、どのエリアをその場所として地区計画として5,000平米だったらこういう町のエリアにゾーン、ビジョンを描けないのかとか、そういった部分があればあれですが、今住んでいらっしゃる方の生活が、防災上とか消防法上とかの問題があるのであればですが、なかなかその辺が判断つかない。ですから、町としては今ある市街化区域、民間の持つ市街化区域をどんな形で今後、有効活用されるのか、どういう形のものになるのか、できれば施設とかそういう関連じゃなくて、本当に雇用の生まれるような、そういった企業とかが来てくれればありがたいなどは私は思っているところです。もちろんこれからうちの町、本当コンパクトですんで、自然景観を保ちながら、この小さい中で自然景観も欲しい、そしてにぎわいも欲しい、さらにはそういった雇用の場も欲しいと、ぜいたくなんですけれどもそういったことはなかなか厳しいので、今住んでいる方が住みやすいまちになるためにどうしたらいいかということを引き続き考えていきたいと思います。そのための都市計画を考えてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 目的というものはもう明白だと思います。町長も同じだと思いますけれども、人口減少、持続可能なまちづくりを形成するためのものだと思います。そのためには、どこの地区をエリア選定をしてと、そういう作業をするためにはやはりニーズ調査が必要ですよ。合意形成を得るためにもニーズ調査が必要ですよ。そこを今まで踏んでこなかったところで、課題として受け止めていただければなと思います。

現実的にはそうしたこともあり、当然その財政や実現性に制約があると、かなり難しい、ハードルが高い部分もあるということは否めないと思います。しかしながら、だからこそ町が自ら強みを明確にして、それを目玉事業として位置づけることが人口減少時代に選ばれる町になるというようにも考えます。近隣でも利府町では住宅商業一帯の拠点を整備し、名取市では地区計画で住民参加型のまちづくりを進めております。本町でも、マリンスポーツや漁業資源、

海と共生する地域特性を生かした事業を拠点化するなど、町の強みを生かすべきだと考えますが、改めてその点について町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 狭いエリアの中で浸水エリアという大きなハードルがございます。危険区域というハードルもございます。都市計画上、何か住宅が張りつける場所、それが特別名勝松島といったハードルもございます。埋蔵文化財というハードルもございます。そんな中で、なかなかそういったエリアが確保できないというじくじたる思いはありますけれども、そういった、今後も都市圏の中に近接した中で、住みやすいというか景観のいいエリアという形で、ちょっと大規模な計画はなかなか打てませんが、コンパクトな形で対応はさらに検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 町長がおっしゃるように、まずはスタートアップ、コンパクトなところからだと思います。先ほどから目玉事業、目玉事業といいまして、なかなかぱっとしていない部分もあると思いますので、ほかの自治体の例をちょっと提案させていただきたいと思いますが、けれども。

若者や子育て世代の移住定住を促進するための公共住宅を整備して、子供がいる家庭に低廉な家賃、場合によっては無償に近い条件で提供することで移住につなげている取組があります。本町においても、空き家や空き地を整備して、子育て世代をターゲットにした住居整備を進めることで、移住定住の促進、ひいては少子高齢化の課題解消に独自の一手を打つことができるのではないかと考えます。その中で、例えば茨城県境町では、25年間住み続ければ新築戸建て住宅がもらえるという制度を実施しております。月額6万8,000円というリーズナブルな家賃で25年間居住すれば最終的にマイホームとなる、まさに夢のある仕組みだと思います。こうした先進的な事例も参考にしながら、本町として住居政策を戦略的に位置づけて、目玉事業として展開する考えがあるのかということでございます。改めて伺います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御回答申し上げます。

まず既存制度の中では移住支援金制度というものがございますが、町独自となりますと、現時点では個人の資産に対する公的補助というのはいかがなものかということで現時点では予定はしておりません。ただ仁田議員がおっしゃるように、先進事例、いろんなパターンがあるかと思います。我々も事例は存じ上げております。今後、都市計画であつたり、そういった住宅

誘導も含めて、そういった支援策が可能かどうかも含めて探ってまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、コンパクトに進めていく中でそうしたことも視野に入れながら進めていかれるのが、まさに地区計画、狹隘道路解消にもつながるといったところになってくると思いますので、ぜひその辺も検討いただければなと思いますけれども、再度確認のために伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） はい。

○町長（寺澤 薫君） 仁田議員、地区計画と言いますけれども、都市計画法上のものと都市計画法上においての一部の地区計画という手法なものですから、あくまでも今後、県とかと、都市計画法上の市街化でのエリアの拡大とか、いろんなそういったことを協議してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、大綱2問目について再質問させていただきます。

公設駐車場は、本来、公園利用者向けとして無料開放しているものであるというところは理解しております。しかし、実態としては海水浴場の利用者が流入しており、看板での案内だけでは効果が不十分で、結果的に民間駐車場の収益を圧迫している現状があります。ここで大事なものは、単なる注意喚起にとどまらず、実効性のある対策を組み込むことだと考えております。例えば、繁忙期には人を配置して案内を徹底する、あるいは駐車場の係員として連動して海水浴場利用者の誤利用を防ぐ仕組みを設けるということでございます。町として、こうした現実的な対策を検討するお考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） それでは、仁田議員にお答えいたします。

ながすか多目的広場の駐車場は、あくまでも公共の福祉を目的として整備されたものでありまして、営利目的の民間駐車場とは性質が異なると考えております。駐車場運営ルールの見直しは予定しておりません。これからも無料での利用を考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしたことは十分に理解しております。そうした中でも不公平性が生まれているというのが現状ですと。それを町として放っておけないのではないんですかということ質問させていただいております。

公設駐車場、それでは聞きますけれども、その無料開放されている公園利用駐車場、公園の利用者駐車場、そこで今回6万3,000人の多くの方が御来場されたということでございますけれども、そうした方の中でその無料駐車場を利用して海水浴を利用された方というものはその中で何人いらっしゃるでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

数のカウントは取っておりません。ただし、実行委員会から報告がありますのは、注意喚起はさせていただいていると。ただ、その対策として1日中その入り口に人を張りつけるということは現実的ではないということで、御指導のみさせていただいて。看板周知も含めた形ですけれども。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 看板周知では実効性に欠けるというところで御指摘させていただいております。ここで重要なのは、一時的な対応ではなくて、仕組みとして御利用を防止する体制を構築するということだと思います。例えば、繁忙期のみでも係員を配置する体制をルール化する、駐車場受付業務と連動させて利用者区分を明確にする、あるいは最小限の費用で実効性を確保できる方法を制度として位置づけるといった形でございます。町としてこうした実効性を伴った仕組みづくりを今後どのように進めていくお考えなのか、考えていないのか、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 復興事業の中で復興公園ということで、公園ということでその中のあくまでも駐車場ということで位置づけさせて整備をさせていただきました。ですから、もともとは基本、その場所を観光協会の方が貸してくださいということで、そこで観光協会が協力金ということで料金を取っているわけです。町として、そもそも有料の駐車場という発想はございません。県内復興事業で、沿岸15市町村、公園を整備したと思いますけれども、そこで有料化している公園というのは私は存じ上げていないところでございます。あくまでも町はその附帯施設の場所を観光協会とかに貸して、そこで彼らが協力金としてもらっているだけのことです。その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうした中でも不公平感が出ておりますので、いわゆる公設と民営が共

存できる仕組みづくり、これについて考えていく必要があるのではないですかという質問でございます。

そこは一点張りで、公共のほうではほかの自治体でもやっているところがないとかそういうところではなくて、町として菖蒲田海水浴場をやはり運営されているわけでございますから、そういったところを、町の観光資源を十分に活用した、そして住民との共存共栄ができる仕組みづくりというものが需要だと思っておりますので、そこは前向きに考えていく必要があると考えます。

その公平性を担保するには、料金体系や仕組みそのものを整備し直すことが必要だということでございます。例えば、御提案させていただきましたとおり、利益配分型のコインパーキング方式というものを夏季のみ導入し、収益を公設と民間で一定割合で分け合う、あるいはパーカーゲートを設け、利用時間や利用目的に応じた課金を行う方式などが考えられます。こうした仕組みであれば、利用者にとっても明確で公平性が保たれるはずと考えます。町としてこのような利益配分型であったり、限定的な有料化の仕組みを導入する、検討を進めるお考えというものはないのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 仁田議員の考え方と私の考え方といいますか、仁田議員の考え方は事業者目線で考えていらっしゃる、そして私は利用者目線で考えているという。なぜそうやって利用者目線で考えているかというのは、仁田議員が御存じのとおり、私から言わせれば、あの復興事業の財源として32兆円を国で集めました。それは所得税の2.5%を納税者の方に復興財源として納めていただきました。住民税として10年間1,000円ずつ納めていただきました。法人税は確か2年くらいだったと思いますけれども、その32兆円の財源を、そして地方の持ち出しを少なくしてそういった整備をしたということで、そういった全国の方がそうやってこの復興事業を整備をいただいたと。そして25年間ですから、まだ14年、さらに一般の働いている方、所得税の中の2.5%を復興財源としてこれからも10年以上も納めていただく、そういった部分で、利用者目線でそういう御協力をいただいたというか、そういった部分では、恩返しじゃないですけれども、還元というわけじゃないですけれども、私的にはそういった形で無料にしていると。そして、さらに県内の15市町村、被災した15市町村で整備したところも含めて有料で取っているところも見受けられない。夏季限定で駐車場の協力金ということでもらっているところはありますけれども、そういった意味で私も無料に、無料というか、あくまでも観光協会に貸出ししてやっている、あとは一部分無料でのそういった利用、利活用ということで考えて

いるところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 私は、あくまでその目線的な考え方というものはなくて、公平的に考えるべきだということでございます。利用者の方には当然受益者負担というものがございまして、復興事業で多くの納税を頂いて御協力をいただいたということも十分に承知をしております。そこに対する還元という考えも必要だとは考えております。しかしながら、そうした事業展開を町で進める、目玉を進めた、ながすか多目的広場開設の際に御協力いただいた事業者に対して意に反するような事業の進め方では、町としてはそういう進め方は私はどうなのかなということ所で異議を呈しているものでございます。なので、利用者の方々の気持ちも私としては十分理解しておりますし、もちろん民間の駐車場の運営されている方も、利用者の方にいい環境の整備というものには十分に配慮して進められていることと思います。その上で、今回は何も事故もなくということ所で運営がなされたものだと、御協力というものにこの場をお借りして感謝を申し上げる次第でございますが、そういう考えは私としても十分にあります。なので、やはり町としては、そうした事業者に対しましても寄り添った形で進めていく必要があるのではないかと。そうしたところで、夏季限定であったりとか、そうしたカーゲート方式であったりとか、提案をさせていただいております。そこをもう提案する以前から、もう考え方が固まっているとかではなくて、改めてそうした考えは持っていく必要があると考えますけれどもどうなんですかね、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 申し訳ございません。

私としては、あくまでも公園づきの駐車スペースという施設でございます。駐車場というよりは公園のためのスペースと、駐車スペースという考えでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは3点目、ちょっと時間の都合上、4点目に移らせていただきます。

町として、そうであるならば説明責任というものと合意形成というものが重要だと考えます。町が説明責任を果たしているとする一方で、実際には説明会であったり、そうしたことが事前説明会であったり開催されているようでございますけれども、その際は決定事項の通達にとどまっているという声も寄せられております。こうした現状では事業者や地域団体の信頼を得る

ことは困難であり、結果として、毎年同じ課題が持ち越され、改善が進まない要因になっているのではないのでしょうか。だからこそ、町が主体的に協議のプロセスというものを制度化する責任があると考えます。例えば、事前説明会の開催に加え、シーズン途中での中間レビューを必ず設ける、あるいは条例や要綱の中に協議の場の設置義務を明記する、こうした仕組みを整えなければ、毎年ゼロからの再出発を繰り返すだけということになると思いますので、そうした説明責任と合意形成を形式なものにとどめないで、制度として担保する仕組みづくりというものを進める考えはあるのかどうか、具体的に伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御回答申し上げます。

海水浴場の運営につきましては、実行委員会組織を取っておりまして、その中で、事前の打合せ、説明会、あとは途中でミーティングも行っていると伺っております。また、これらの海水浴の開設につきましては、実行委員会の報酬に、その年々で運営を行っていただいておりますので、町が主導でルールをつくるとかそういったことは現時点で考えてございません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうした菖蒲田海水浴場は、その1団体に委ねるものではなくて、要は観光協会任せではなく、町としてこの海水浴場という観光資源を明確に位置づけて、財源確保と地域活性化を両立する施策を主導する考えが必要だということでございます。その中で、町営の駐車場、民間駐車場との公平性というものを確保し共存を図る、そうした考えが必要なのかなと思います。

時間でございますので、最後に関係する団体の皆様に対しまして町長から一言いただきたいんですけども、関係改善といいますか、共存共栄に向けてどのように最終的に考えて、その道を、共存共栄という道を打開されることをお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 共存共栄といいますけれども、菖蒲田の海水浴場については、砂浜、国有、国のもの、海域、国のもの、防潮堤、県管理のもの、砂浜、管理のものということで、町のものではございませんから何ともいえませんが、これまでずっと多くの方に利用いただいたり、癒やしの提供ということで、その中で一部地域の人たちがなりわいとしてこれまでやってきた経過があるということで、それを今後どういうふうに変えるのかなんとかというのは、人様の土地といいますか、全然町が関わりのない土地の中で、ただ利用者の方には憩いの

場所として利用していただくという考えでございます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

午後0時24分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 相変わらず緊張しますね。12番、日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3問について伺います。

第1の質問は、楽しく作付け収穫できる海遊ほのぼの農園に改善を求めるものであります。海遊ほのぼの農園は、開園されて25年、東日本大震災で多大な被害を受け、再開して10年経過しております。利用者が楽しく作付け収穫できる環境づくりのため、同農園の条例、規約及び環境管理の見直し改善について、以下の5点を伺います。

初めに、条例及び規則の見直しを求めるに当たり3点伺います。

1つ目は、七ヶ浜町町民農園の設置及び管理に関する条例の利用期間についてであります。第5条、農園の利用期間は4月から翌年3月までの1年間とする。これを、第5条、農園の利用期間は申込み月から1年間とするに改正する考えはないか、伺うものであります。

2つ目は、同5条2項、利用期間の延長は5年とするを、さらに期間延長をする考えはないか、伺うものであります。

3つ目は、3区画以上の利用者の期間延長についてであります。新たな利用者のために現利用者の理解を求め、区間の移譲するなどの改善をする考えはないか、伺うものであります。

次に、利用者が利用しやすい環境管理を求めるに当たり、以下の2点を伺います。

1つ目は、利用区画間及び共有地を明確に表示するべきではないか、伺います。

2つ目は、利用区画間及び未利用区画間の定期清掃をすることを求めるものであります。

第2の質問に当たって数字の訂正をお願いします。町長には前もって説明しております。3つ目はのところに、国は令和15年、これを17年に改めていただきたいと思っております。

質問に入ります。

第2の質問は、災害時の拠点避難所となっている小中学校体育館にエアコンの設置を求めるものであります。昨年3月議会に続き、災害時の拠点避難所となっている小中学校体育館にエ

エアコン設置を求めるに当たり、以下の3点について伺います。

1つ目は、国が学校施設のエアコン設置、空調施設、体育館を主に、これを緊急防災減災事業債の対象にしたのはいつからなのか、伺いたいと思います。

2つ目は、国の直近における避難所と指定されている小中学校のエアコン設置率の全国平均と宮城県の設定率及び設置率が最も高い都道府県はどこなのか、伺いたいと思います。

3つ目は、国は令和17年度まで小中学校体育館のエアコン設置を95%の設置率を上げておりますが、町の設置計画はあるのか、伺います。

最後には、当然、年次的エアコン設置を行う考えはないか、伺うものであります。

第3の質問は、小学校入学祝い金に続き、中学校入学祝い金の実施を求めるものであります。多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降のみに小学入学祝い金を支給しておりますが、中学校入学祝い金の支給を求めるに当たり、以下の4点を伺います。

1つ目は、多子世帯の小学校入学時と同様に中学校入学時での経済的負担が多いのではないかと。中学校のほうがですね。

2つ目は、令和8年度で予定されている多子世帯数は何世帯なのか、伺います。

3つ目は、これまで予算決算等々での支給を求めてきましたが、これまで支給できない理由が何かあるのか、伺います。

4つ目は、最後になります。支給する考えはないか、求めるものであります。

以上、私の質問とし、町長の答弁を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、楽しく作付け収穫できる海遊ほのぼの農園に、第2問、災害時の拠点避難所となっている小中学校体育館にエアコン設置をの1点目及び2点目について、第3問、中学校入学祝い金の実施をについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川 渡議員の1問目の御質問、楽しく作付け収穫できる海遊ほのぼの農園についてお答えをさせていただきます。

海遊ほのぼの農園につきましては、農作業の体験の場を提供することにより農業の振興を図るとともに、町民の農業に対する意識の高揚に資することを目的に平成11年10月に開設いたしました。平成23年3月の東日本大震災では津波により甚大な被害を受け、復旧のため一時休止を余儀なくされましたが、平成27年10月より利用を再開し、農業振興のみならず健康づくりや生きがいくりの場としても多くの方々に御利用をいただいております。

1点目の御質問。条例及び規則の見直しをの1つ目、七ヶ浜町町民農園の設置及び管理に関

する条例第5条、農園の利用期間は4月から翌年3月までの1年間とするを、第5条、農園の利用期間は申込み月から1年間とするに改正する考えがありませんかについてお答えをさせていただきます。

農園の利用期間につきましては、七ヶ浜町町民農園の設置及び管理に関する条例、第5条第1項において、4月から翌年3月までの1年間と定められており、年度途中からの利用者は初年度のみ申込み月から当該年度の3月までの利用としております。この利用期間は、宮城県内の他市町で開設している市民農園においても、ほぼ4月1日から翌年3月31日までの1年間とされており、年度途中からの利用者につきましても同様の取扱いがなされているところであります。本町の農園利用者の一部の方からは、作物の作付け準備、収穫時期と利用期間が合わないとの御意見をいただいたこともございますが、利用されている方々は季節ごとに様々な種類の野菜などを栽培されており、利用者ごとに作付け時期や栽培方法も異なることから、町の条例及び規則に沿った利用期間である4月から翌年3月までの間で御利用をいただいております。

歌川議員が御提案の申込み月から1年間とした場合、年度途中からの貸付けから利用期間満了時期にばらつきが生じて、再募集の手続などを考慮いたしますと区画の未利用期間が長期化することなども懸念され、公共施設として農園管理上のデメリットとならないか、今後検証させていただきます。

2つ目、第5条2項、利用期間の延長は5年とするを、さらに期間延長にする考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

海遊ほのぼの農園は市民農園整備促進法による市民農園の位置づけにあり、同法には、市民農園の定義として幾つかの要件が規定されております。その中に、貸付け期間が5年を超えないことがうたわれております。町といたしましては、海遊ほのぼの農園を農作業の体験の場として、より多くの方々に御利用いただき、その経験が町内の農地等の有効利用にもつながるよう、市民農園の定義にのっとり、最大5年の期限を設けさせていただいております。

なお、5年の期間を満了された方でも貸出し区画に空きがあれば、期間満了日から2か月経過後に改めて申込みをいただくことが可能となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3つ目のご質問。新たな利用者のため、3区画以上の利用者の期間延長の適正な対応をする考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

現在、農園の利用者は29名で、このうち3区画以上を利用されている方は11名おられます。利用者の皆様には、毎年度、農園利用許可証と併せ、農園の利用について利用ルールをお渡し

し、複数区画を利用されている場合には新規申込みの状況により利用区画を調整させていただくことを御案内しております。ここ数年では調整を行った実績はございませんが、今後、新たな申込みがあった場合は、1人でも多くの方々に御利用いただくため、現在の利用者に対し御理解をいただくよう努めながら適正な対応を行ってまいります。

次に2点目の御質問。利用者が利用しやすい環境管理をの1つ目、利用区画を明確に表示すべきではありませんかについてお答えをさせていただきます。

歌川議員が御指摘のとおり、農園の各区画には番号等の表示はしておりませんが、利用される方には農園の区画配置図を配付しており、区画ごとの四つ角に境界ぐいが打ってあります。また、新規での利用者には必要に応じて現場を直接案内させていただくなどの対応を行っております。区画表示につきましては、利用者によっては作業の妨げにもなることも考えられますので、今後、利用者の方々にも御意見を伺うなど区画表示の必要性について検討してまいります。

次に2つ目、利用区画間及び未利用区画の定期除草をすべきではありませんかについてお答えをさせていただきます。

現在、農園内の除草につきましては、定期的に職員が見回りを行い、年2回程度、担当課職員で敷地内の除草を行っておりますが、高温の影響もあるのか、雑草の成育が予想以上に早く作業が追いつかない状況にあります。今後も定期的な見回りと除草管理に努め、快適に御利用いただけるよう対応してまいります。利用区画間の通路部分等は利用者の方々に御協力をお願いする必要があると考えております。また、車椅子向け区画を含めた未利用区画につきましては、除草と併せて年1回程度、土を耕し抜根を行うなど、新規利用に備えた作業を行っております。引き続き多くの町民の皆様にとって御利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問の災害時の拠点避難所となっている小中学校体育館にエアコンの設置をの1点目、国が学校施設のエアコン設置、いわゆる空調設備を緊急防災減災事業債の対象にしたのはいつからですかについてお答えをさせていただきます。

2016年、平成28年8月2日に閣議決定し、同年10月に緊急防災減災事業債の対象事業となっております。

次に2点目の御質問、国の直近における避難所指定されている小中学校のエアコン設置率の全国平均と宮城県の設置率及び設置率が最も高い都道府県はどこで何%ですかについてお答え

をさせていただきます。

文部科学省が公表しております令和7年5月1日現在の公立学校の体育館等の空調、冷房も含めて、空調設備設置状況についてによりますと、全国の小中学校で避難所に指定されている体育館及び武道館2万9,678棟のうち7,044棟に空調設備が設置されており、設置率は23.7%になっております。また、宮城県の設置率は、549棟のうち39棟に設置されており、設置率は7.1%となっております。設置率が最も高い都道府県は東京都で、92.6%の設置率となっております。

私からの回答はここまでで、次に大槻教育長にお願いしたいと思います。

3問目、続けてでいいですか。すみません。じゃ、飛ばして3問目です。

では、3問目の御質問にお答えさせていただきます。

3問目の御質問、中学校入学祝い金の実施をについて回答させていただきます。

1点目、多子世帯の小学校入学時と同様に中学校入学時での経済的負担が大きいのではないですかについてお答えさせていただきます。

本町では、多子世帯の経済的負担を軽減するため、県の小学校入学準備支援事業補助金を活用し、小学校に入学する第3子以降のお子さん1人につき3万円を入学祝い金として支給する事業を実施しております。小学校の入学時に限らず、中学校入学時についても教材費や制服代等の購入費用がかかり、保護者の経済的負担が大きいことは認識しております。

次に2点目の御質問、令和8年度で予想される多子世帯数は何世帯ですかについてお答えさせていただきます。

一般的に多子世帯とは、扶養する子供が3人以上の世帯であります。小学校入学祝い金支給事業において対象となる第3子以降の子については、算定する際に扶養する子供の年齢制限などが無いことから保護者の申請により確認を行った上で支給決定をしております。そのため、令和8年度で予想される多子世帯数を町で把握することはできませんが、小学校入学祝い金の対象者について申し上げますと、過去の支給実績などから現段階で令和7年度当初予算計上時と同様の25世帯と見込んでおります。

次に3点目の御質問、支給できない理由はあるのですか及び4点目の御質問、支給する考えはありませんかについては関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

前段で申し上げたとおり、小学校入学時に限らず、中学校入学時や高校入学時など、ライフステージに応じて保護者の経済的負担が大きいことは承知しております。しかしながら、子育てに関しての経済的支援を安定かつ継続的に実施するには、全体事業を精査しながら財源を確

保していく必要があります。そのため、現時点で町独自の実施は考えていないところであります。

以上、歌川議員の質問への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問、災害時の拠点避難所となっている小中学校体育館にエアコン設置をの3点目及び4点目について回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） 歌川議員からいただいた3つの御質問のうちの第2問目の御質問、その3点目の御質問の町の設置計画はあるのか、4点目の御質問、年次的にエアコン設置を行う考えはについて、併せて回答させていただきます。

現時点では、設置の計画はございません。以前、回答しておりますとおり、体育館のエアコン設置につきましては、それぞれの体育館において新たな計画が作成される折に検討していくのが、より現実的ではないかと考えております。また、年次的エアコン設置につきましても、現時点での設置の計画はございませんので併せてお答えをさせていただきます。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

まず、第1問のほのぼの農園についてであります。1点目については、今後の検証ということとであります。町長が指摘された、利用者の方から、それぞれの作付の時期の問題が出ました。例えば、スナックエンドウ、タマネギ、長ネギ、ニンニクなどは、もう秋に植えなきゃいけないですよ。そして収穫が6月から7月、そうすると、いろんな作付経験、あと健康づくり、生きがいつくりの中で、こういうものを作りたいなあとということができなくなっちゃう。要するに、4月から3月までしか取れない作物しか作付できない、ましてや年末から春先の3月については、結局は何も植付けできないになっちゃうんですね。やっぱりそういう年間の利用なんだけれども、4分の1が事によっては、いわゆる不耕地というんですか、そうならざるを得ない状況が生まれるんじゃないかなと思います。そういうことを鑑みれば、そういういろんな町民の方がどういう種類のどういうものを作りたいな、そういう農業に携わる楽しみ、それが一つあるんじゃないかなあとと思います。そういうところで改めてその考えがないか、伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

毎年、利用者の方々にはどんなものを作っているというお声は伺いまして、今、歌川議員がおっしゃったように、収穫時期にずれがあるということは承知してございます。ただ現時点での利用月で、特に収穫に影響することなく御利用いただいている方も多くいらっしゃいます。ですので、この辺は町長回答でも申し上げたとおり検証させていただいて、利用しやすいようちょっと見直しも含めまして、引き続きちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 結局その期間しか利用できないから、そういう作付しかできないから、そういうことを、作付を報告しているだけであって、これが365日使えればやっぱりいろんな作付ができるんですよ。そういう点では、今後検証することなんですからけれども、その検証時期は時期的にはいつ頃検討することになっているのか、今のところ。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

ちょっと具体的な時期というのはこの場で御回答は避けたいと思いますが、これまでの利用実績も踏まえて、そういった期間がずれる方については農園以外のほかの耕作未利用地での栽培をどうですかというアドバイスなんかもさせていただいて、対応はさせていただいているところです。引き続き町民農園以外でもそういった場でやってみたいという方は、所有者の意向なんかもお聞きしながらマッチング等も含めて対応してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ほのぼの農園というのは、利用者から見ると利便性のある施設なんですね。まずは水が使える。ほかの民間のところをもし借り上げようとする、そういう水とか、そういうものが自ら、冗談じゃないですけども確保しなきゃいけないという状況にならざるを得ないんですよ。私なんかも畑を借りていますが、結局は300リットルのタンクをトラックに積んでそしてやらなきゃいけないという、そういう不便性もありますので、そういうところを考えれば、ぜひ今年度中、または年間の申込みであれば来年度中にもそういう検証することを求めて次に移りたいと思います。

2点目、5年間とする、それをさらにする考えはないかということでもあります。町長の説明でも5年で機械的には打切りじゃないですよ。2か月置いたら、さらに利用してもいいよ。ただし、その場合は5年間作ったところになるか、ならないかというのは定かじゃないですよ。そうすると5年間、これ地道に土壌を人様の、ほかの方の区画より肥料を入れて、ほかの

方に自慢するような作物して作付、収穫ができて、ああ、喜んだな、いいなと言った途端、終わりだよ。そしたら、次になったら未耕地にそこ空いているから、草ぼうぼうされている未耕地に、あと5年間肥料をやって、次の人のために5年間耕してけさいということになるのかなと思うんですけども、そういうことを鑑みれば、やはり5年間というのは短いですよ。私も大体15年か20年、畑を借りていますが、やはりそういう、1回仕事をリタイアされた60、65の方が70とか80ぐらいまでやっぱりこういう農園、農作物を作るような健康づくり、生きがいづくりをやっぱり町で提供するというのが必要じゃないかなと思います。そういう点で5年間以上の延長を考える考え。それ何年にするか私分かりませんが、やはり5年間というのは短いんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御回答申し上げます。

このほのぼの農園につきましては、市民農園整備促進法という法律に基づき整備されておりました、この法律の中で貸付け期間が5年を超えないことという要件がございます。この趣旨につきましては、できるだけ多くの人に農園を利用してもらおうという趣旨が全うできないおそれがあるということで5年を基準とされております。ですので、本町の農園につきましても、特定の人だけの御利用ではなく、広くできるだけ多くの方々に利用を促進するというので5年と定めております。ただし過去においてそういった事実上、申込みがない区画については、2月空けば、さらに利用できるということでこの辺も以前から改正をしてきたところですので、ちょっと引き続きこういった状況で運用をさせていただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今年、今年度で5年経過する方が、私の知っている方で3人ほどいるんですよ。その方の2人は、もう来年使えないからといって今、不耕作にしているんですよ。もう作付してないんですよ。そうすると、先ほど冒頭に言った今年、猛暑で、草刈り年2回だったのがそういう状況の中で未耕地、未耕作になることによって隣の区画に迷惑かかるとか、そういうことが生じてくるんですよ。そういうことを鑑みれば、やっぱりそういう方々に対しても御配慮して、当然先ほど、何回も言っているようですけども、2か月たてば借りられる、しかし同じところじゃない可能性も十分あるということを鑑みれば、そういうところの検証しながら前向きな対応と一緒に、1番目と同じようにやるべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 継続利用につきましても、どのような形でスムーズに行えれば、例えば同じ区画を借りられるかというのも含めまして検証してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3つ目に移ります。

3区画以上の利用者の延長についてですね。いろんな規制するわけじゃなくて、やはり私、利用されている方で5区画利用されている方と話をしました。その方も、私のこの質問に対して理解していただいて、そうであれば、きちんとやっぱり譲るといふか、そういうこともやっていいですよという前向きな答えもいただきました。そういうことを鑑みれば、やはり先ほど、いっぱいなのかどうか分かりませんが、民地の農地を貸し出すとかという話もありましたけれども、やっぱりそういうところをきちんと改善していけば、利用者もすごく利用できる、そして、先ほどの2点目もあるように、今はもう作付をしてない方が、やはり年延長したりとか、年間の受付をすれば新たな作付ができるようになるのではないかなと思います。

そこで、先ほどの町長の答弁の中で、5条の利用期間内の中途から利用する場合はとあるんですね。これは、ここで言っているのは、年度初めに未利用地に対しての途中からの利用なのか、ぜひ途中で、さっきの5年たって今もう作付してないよという方がきちんともうやめたよと言って、じゃあ、その後は新たな利用者を募集して、じゃあ10月からとか9月から貸出ししますよということも年間を通じて申込みをすれば、そういう未耕作地の改善にもつながるのではないかなと思いますが、その点も含めて新たな区画に配慮して、そうすれば、新たな人の参入、参入といふか利用者もできるということも踏まえれば、相乗的なことができるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

ちょっと現状確認させていただいて、利用者にもう使わないという意思が年度途中でもございますれば、退会いただくような手続もございますので、その辺は担当も含めて現場を確認させていただきたいと思います。当然空きがあれば、また再募集という手続を取ってまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、利用者というのは3月から4月ということしか念頭にないので、途中でやめますよという電話連絡なり、そういうものをされれば新たな利用者がその時点で生まれるわけですね。そういう点でも年間ということで求めたいと思います。

じゃあ、次に移ります。

環境管理についてであります。区画間及び共有地を明確にしてほしい、明確にすべきじゃないかということでもあります。

一つはですね。これと、これが一つは、区画の境界くいあるんですね。こちらにも境界くいがあります。こういう、これが利用者の妨げになるかどうかは分かりませんが、じゃあ、これが全ての区画にあるかというところあるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 私も現場確認をさせていただきました。全ては確認してないんですが、一部で見えなくなっているところもございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これ見てください。

この黒と黒の線の間が共有地、要するに通り道ですよ。そして、結局、どこが境なのかも利用者も不明な状態になっているんですよ。これが年2回の草刈りで発生した結果なんですよ。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 年2回とはいえ状況が毎年違ってまいりますので、まずは今後、御指摘いただいた部分については改善する方向で対応してまいりたいと思います。ただ通常の区画間できれいにお使いいただいている御利用者の方もおりますので、そこは御協力を一部お願いしていきたいとも考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） きれいに境界を定めている方というのは、先ほど担当課長が言われたように、あぜ道なり共有地を自ら、町がやんねえから仕方なくやっているんだという状況ですよ。しかし、これが障害者対応の畑ですよ。よつかれるんですよ。近くさ行げねの。そして駐車場はごみだらけ、ペットボトルだらけ。これが年2回で発生した状況とはいえ状況ではないかなと思います。

これ1、2合わせて、あとは入り口もそうなんですけれどもね。これがほのぼの農園の位置図なんですけれども、この高さ、私の身長よりあるんですよ。大体もう1メートル五、六十ぐらい草ぼうぼうなんです。これ年2回で発生した状況なんじゃないかな。これは最低でも二、三年は刈ってないですよ。こういうところの管理は、年2回の草刈り後に発生したということ

で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 全て長さは、ともかく昨年1度刈っております。また、あと今年4月にも担当職員により草刈りのほうを行っております。ちょっと回答にもあったように、今年は特にちょっと生育が早いとも感じております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 繰り返します。

これが4月以降に刈ったと、5か月間で発生した状況だということで理解してよろしいんですね、そうするとね。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 写真の場所が全てではありませんが、周辺の除草は4月に行っております。（「全部」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 共有地は全部やってくださいよ。それを求めて次に移ります。

2点目のエアコンの問題です。エアコンについては説明がありました。町の計画がないということでもあります。

1点目については、いつからなったのかということで平成28年8月の閣議で翌々月の10月の14日からと文章的に定められてきております。要するに、約10年近くたっています、この国の補助事業というのは。その中で七ヶ浜が被災されて、被災された経験の自治体であって、そして避難所を体育館に設けたという実績の、そういう経験があるわけですよ。そして、その中で長期的な避難を余儀なくされた方々がたくさんいたということなんですね。そうであれば、2点目も含めて、今、国の平均が23.7%、県内については7.9%という低い状態ですね。そこをどう理解するのか。

そして、3番目に移ります。

国は、令和17年度まで95%の設置率を設けているということでもあります。そうすると、この交付事業というのは令和15年度までですよ。それ以降も続くかどうかは分かりませんが、その期間中に、やはり被災地である七ヶ浜が率先して、こういう施設にエアコンを設置するというのが必然的になるものではないかなと思います。この後、教育部門でのエアコンの話は、私今日はしませんけれども、そういう点での事業というのは、もう3番目の町の設置計画、これはこの前の答弁で建て替えの時期しかないということが説明されました。そこで、この町内

にある5つの体育館の建て替え時期の見込みというのはいつ頃か、せめてこの3番目の町の設置計画等々で、国の95%に見合って、じゃあ七ヶ浜はいつにしようかなということを計画しなければならぬのではないのでしょうか。その点、教育長、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） では、ただいまの御質問についてお答えいたします。

設置計画についてでございますが、答弁のとおり現時点ではございません。建て替えの時期でございますが、建て替えの時期についても、今、学校インフラ長寿命化計画というのがございまして、そちらの更新の時期もありますので、そちらで検討していくと、再度検討していくということになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 全くやる気がないという答弁でありました。

そこで、この令和15年までの空調設備整備臨時特例交付金、これがやっぱり活用する必要性というのは十分あるのではないかなと思います。多分、教育長も御存じかと思います。これについては、まず事業費の2分の1が交付される、そして、もっとすごいのが残りの2分の1が起債を認められるんですね、当然。そして、その起債の2分の1については元利償還の対象にするということなんです。そうすると、実質町の負担は4分の1、25%で済むんですよ。そしてそれを、私、4つ目に年次的エアコンということを行いましたけれども、例えば、1個、大体屋根の防耐熱とか、あとはエアコンの設置なんかも別でやると、大体、物によっては1億から1億5,000万円ぐらいかかるようなんですね、ほかの自治体の資料を見ますと。それが5個だと5億から7億5,000万円かかるんですよ。そしてその4分の1、今回、事業をやると。そうすると1億2,500万円から1億9,000万円です。今やれば。ただ、そういうところをうまく利用してやる考えはないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

確かに歌川議員がおっしゃるとおり、前からの学校施設環境改善交付金よりは割外、空調設備整備合併臨時特例交付金でございます。今御試算していただいたように結果もあるかもしれませんが、一つ一つ学校違います。それで、かかる経費につきましては、キュービクル、電気設備ですね。キュービクルだったり断熱だったりですね。事例とはまた別な経費がかかってくることも考えられますので、そちらのほうは今慎重に検討しながら整理していきたいと思っ

おります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） だから私は1個当たり1億から1億5,000万円かかるんだ、かかるんじゃないかということを言っているんですね。事例では当然当局では資料としては持っているかと思しますので、くどくど質問はいたしません。そこで、この1億2,500万円から1億9,000万円の捻出できないのかなあというところで質問させていただきます。

今度の町の平成6年度の決算を見ますと、基金のところ、決算書の135ページ。財政調整基金が2,200万円増えて14億7,000、約500万円、そして教育振興費が1億3,430万円。公共施設管理基金がですね。要するにこれ大規模改修なんかするちょうどいいお金ですよ。10億8,200万円。この中の基金の取崩し、約2億円で済むんですよ。せっかくだめ込んだって、さっき基金を保有しているお金を有効的に率先して。この後の教育の問題での、子供の熱中症問題でも出るかと思うんですけれども、こういうお金が使うところがまだ不明な部分が14億円。ぜひ前向きに検討、このことの活用でできないかどうか質問させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほどから歌川議員がおっしゃっています空調設備整備臨時特例交付金ですけれども、こちら上限額がございます。7,000万円ですので、7,000万円を超した部分については全部、一般財源になります。そこを計算しますと1億5,000万円では足りません。どこにも足りません。7,000万円を超した部分については全部、1億5,000万円じゃなくて、7,000万円までは見られますけれども、8,000万円は自主財源になりますので、それを5校にしますと4億円かかります。そういう計算になりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そういうことを含めても約25億円あるんですよ。そういうところをもっと活用して使うことできないのか、教育委員会、教育長。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 貴重なお話を聞かせていただきました。

ここにごございます七ヶ浜町のインフラ長寿命化計画というものがございましてけれども、この中でも資産を計上して計画を立ててございまして。ただ、この計画も実は平成28年度に作成したものでございまして10年たとうとしているところがございますので、2026年度でちょうど10年を迎えることになるのでまた見直しをしなくちゃいけないという経過にもなっておりますので

で、今回の御意見をいただきながら参考にして進めていきたいなと思っております。ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次の質問に移ります。

第3問ですね。中学校入学祝い金もやる考えはないかについて質問させていただきます。

第1点目については、経済的負担が大きいのは承知しているということであります。

第2点目については、令和7年度の同数で、同世帯で25世帯ということであります。

そして財源の3点、4点目については、財源の確保の問題が話されました。

それを、まとめてちょっと質問させていただきます。

当然、中学校になれば小学校と違って、町長が話したように、制服とか部活用具、こういうことが必要になるかと思えます。そして、町では、これまで6年、5年について、こういう低所得者世帯、非課税世帯に対して一定の、国の事業ですけれども、それを町としてやっているんですね。それはどういうことかという、令和5年度、4年度で低所得者に対する子育て世帯生活支援特別給付金なるものを給付しているんですね。やっぱりこういう国がしている中で、県も今回、小学校については半分出すよ、でも中学校では出しませんよ。やっぱり、そういう多子世帯の人たちの生活困窮というのは、小学校のときも中学校のときも大半、類似しているんですよ。そういう点で、中学校の場合は、さらに制服と部活用具等もかかるので、そういう点では町長の言うように経済的な負担は承知しているということで答弁しているのを改めて、そして、その中の財源的な確保ということではありますが、令和5年度で第3子以降に3万円出しています。令和5年度で23人、令和6年度で15人、令和5年度は69万円、令和6年度では45万円、このお金しか出してないんですよ。令和7年度と令和8年度についても大体20前後が予想されるのかなと思えますと、100万円に満たないお金しかないんですよ。これを財源確保するような対象になるのかどうか、その点伺いたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） お答えいたします。

町独自で子育て家庭の支援、経済的負担の支援を継続的にするということになりますと、まずは制度の在り方によっては、どれくらいの財源を、多くの財源を要することもございますし、多子世帯ということもございますけれども、町のほうではなかなかこの世帯数を把握することは難しいということで、昨年、令和7年度同様の25世帯で見込んでおりますけれども、状況によっては財源が変動することもございますので、こういうところから慎重に進めていかなければ

ばならないと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど言いました令和5年度で69万円、令和6年度で45万円だけです。だから、今度町が支給するとしたら、当然これ全額になっちゃいますけれども、こういう微々たるお金、人数把握の対象で困るような金額じゃないじゃないですか。もし50人になったって、150万円も行かないんですよ。こういうものために小学校でこのくらい出しているんですから、中学校でも出せないのでしょうか。ましてや、町長が中学校でもかかるということですが、これちょっと若干古いんですけれども、今から8年前の向洋中の奨励服のお金、夏服と冬服があります、服の。教育長、これ幾らくらいかかっているか分かりますか。奨励服、制服を購入するのに。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 直接、御指名いただきました。ちょっと存じ上げなかったもので、教えていただけるとありがたいかなと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今から8年前で5万1,525円。だから今、物価高騰ですから5万5,000円ぐらいしているんじゃないかなと思いますね。それに、今度制服とかってあります。そういう方々の多子世帯に対して、せめてこれの軽減策でもやるべきじゃないのかなと思います。そして、その財源に苦慮するようなことを、話をしましたけれども、これも決算書の135ページ、ここに地域福祉基金というのがあるんですよ。幾らあるか、子ども未来課の課長、御存じかと思えます。1億2,500万円あるんですよ。1億2,500万円のうち、毎年毎年取り崩したって100万円にも満たないんですよ、毎月。そうすると何十年、これだけに使うわけじゃないですけれども、そういう事業の、小学校にやったら当然中学校でもやる、高校の場合だと義務教育じゃないので、やることには異論はないんですけれども。せめて義務教育の中での、義務教育内でのそういう小学校だったら中学校にも同様の施策をやるというのが行政の福祉事業ではないでしょうか。いかがでしょうか。実施する考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） お答えいたします。

毎年度、子育て支援策に関しましては、限られた財源の中で何ができるかというところは試算しているところでございます。多子世帯、中学校の多子世帯の入学祝い金ということでございますけれども、今の現状では実施のほうは考えてないというところで御理解をいただきたい

と思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 繰り返します。

福祉基金が1億2,500万円。財政的確保なんていうのは難しいものじゃないでしょう。1,000万円とか2,000万円のお金じゃないんですよ。資金が年額で100万円とか150万円、事によっては50万円、60万円で済むんですよ。そういう事業をすることを求めて私の質問を終わりにいたします。御苦労さまです。

○議長（安倍敏彦君） 御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。午後2時40分、再開いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、10番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。喜二議員、発言席に御登壇願います。遠藤議員。

[10番 遠藤喜二君 登壇]

○10番（遠藤喜二君） 日本保守党、遠藤喜二。議長より発言の許可が出ましたので一般質問をさせていただきます。

大綱1問、多文化共生社会における七ヶ浜町の土葬問題について。

大綱2問、再度、花淵浜高山地区の資源ごみ集積所の危険性について。

大綱3、工事や草刈りした部材の草等の撤去処分方法について。

以上、3問になります。

まず1問。近年少子化、少子高齢化に起因する日本の人手不足やグローバル化の進展の中で、多文化共生が何か重要視されています。皆さんも御存じのように、多文化共生とは、国籍や民族などが異なる人々が文化的な違いを認め合った上で、対等な関係の構築を図りながら、ともに生きていくということです。文化や宗教の違いからお互いのことが理解できずにトラブルにつながるケースが多々見られます。現在の日本の歴史観、日本の風土、日本の風習、そして日本の慣習を踏まえての来日や在住であれば多少の納得感はありますが、今般、大半が偽装な難民として来日し、多くの強盗、窃盗、交通事故、また性犯罪等を犯しつつ、さらに日本人なら起訴されるべきところを不起訴になる事例や判例が増えていることも見逃すことができない事

実でもあります。私たちの宗教観のゴリ押しで、土葬する一部の宗教民族に違和感を生ずるものであります。全部の外国人が悪いとか、外国人を日本から排斥しようとする問題でも提案でもございません。

ここで問題提起するのは、一部の宗教における亡くなってからの、ここ七ヶ浜での土葬問題に対し、町長がどのような見解を示すかであります。宮城県の村井知事は、昨年12月23日の記者会見と今年3月5日の宮城県知事のネットでたたかれても土葬は必要との発言を踏まえ、我が七ヶ浜町、寺澤町長として、その思いと環境破壊につながる土葬に関する町長からのたった一言の意見をお尋ねしたいものであります。

第2問．花刈浜高山地区の資源ごみ集積所の危険性について。

今年3月議会でも一般質問をし、町担当課から区のほうに、安全のためにも、ごみ集積所の現在の集積場所の奥のほうに移動の声掛けをしてはいかがですかと私は締めくくった覚えがあります。高山地区の県道沿いのカーブは皆さん御存じと思いますが、あの場所で住民の安全性を担保する現在の集積の状況ではありません。8月初旬に、ごみ集積所に来た車が進行方向とは逆向きになって車のトランクを開け、ごみ袋を集積の蓋を開けて、それを収めていました。車はおのずと半分以上は逆向きになって車線から出ていました。私はちょうどそこを通りかかりました。対向車がなくてよかったです、あれは対向車があった場合は必ず対向車ははみ出てきます。すると私と完全に多分にぶつかっていただしょう。登り坂ですから多少のスピードを出す。私は、あそこは危険性があるので多少はスピードを落としています、いつも。ちょうど私が通ったとき運よく対向車がなかったから事故にならなかったのがいいが、もし同時に対向車が来た場合は対向車が中央線をはみ出し、私の車と衝突は免れることはなかったことと思います。7月末に聞いたら、区長に聞いたら、町担当課からのごみ集積所の奥へ1メートルくらいの移動の提案の話はなかったとのこと。地域住民の危険なごみ出しに対して、半年もの間、声掛けしない理由を伺いたいと思います。

大綱3番。工事や草刈りした部材の草等の撤去処分方法について。

過去2度にわたる君ヶ岡配水池の貯水タンク工事において、数十年の貯水タンク外部侵入対策として使用された、一般的にバラ線と言われる有刺鉄線の一部が隣地敷地内に放棄されたまま、また、その数年前に草刈りをされた草そのものが隣地敷地に山積みになって、そのままの状態にあったこと。工事後の草刈りを依頼したとき、その場に放置させるような指示をしていたのか、また、この工事に関し撤去処分は見積りに入っていないのか伺うものであります。工事完了の立会い検査を工事業者の瑕疵責任と、自分たちが町民の代行者として責任を持ってい

るかを、さらに伺うものであります。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、多文化共生社会における七ヶ浜町の土葬問題について、第2問、再度、花渚浜高山地区の資源ごみ集積所の危険性について、第3問、工事や草刈りした部材や草等の撤去処分方法についての回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、10番遠藤議員の1問目の御質問、多文化共生社会における七ヶ浜町の土葬問題についてお答えをさせていただきます。

まず町内の墓地としましては、まず、町営の公園墓地蓮沼苑がございますが、七ヶ浜町公園墓地条例第3条に焼骨の埋蔵の用に供する以外に使用してはならないと規定しておりまして、火葬以外の方法による墓地の使用を禁止しております。また、町内の各寺院で管理されているそれぞれの墓地と遠山、要害共同墓地につきましても、現在、火葬以外の方法による墓地の使用を受け入れているところはございません。議員が御指摘のとおり、現在、報道では宮城県で土葬ができる墓地の整備についての検討がされているようでございますが、現時点では町への詳しい情報は何もないところであり、今後の状況を注視してまいりたいと思います。

次に2問目の御質問、花渚浜高山地区の資源ごみ集積所の危険性についてお答えいたします。

花渚浜高山地区のごみ集積所を石垣までバックすることで、ごみ集積所を利用する方々の安全を図るという議員からの御提案につきましては、3月11日の時点で担当課より区長へ連絡し、対応について検討をお願いしておりました。現在、地区におきまして集積所の後ろ側に堆積している土を取り除き、集積所の奥のほうへバックする方向で御検討いただいているところでございます。ちょっと時間がかかっているようでございます。また、御指摘のありました8月初旬に集積所に来た車が半分以上、対向車線にはみ出して危険な状態となっていた件につきましては、早速、区長にお伝えをしまして、地区住民の方々へ注意喚起していただくようお願いしたところであります。高山地区ごみ集積所の安全対策につきましては、地区の区長、環境美化推進員と相談させていただきながら集積所の対応をお願いしているところでございます。

次に、3問目の御質問、工事や草刈りした部材や草等の撤去処分方法についてお答えをさせていただきます。

君ヶ岡配水池の貯水タンクは昭和49年3月にN o. 1タンク、これは5,000トンという大きいほうですね。昭和63年3月にはN o. 2タンク、これは2階建てになっている3,500トンのタンクを整備しております。外部からの侵入防止対策としましては、昭和63年3月のN o. 2タンク

ク、いわゆる3,500トンタイプ整備に合わせて現在の有刺鉄線付きのネットフェンスに改修整備し、現在に至っております。

2025年8月14日に君ヶ岡配水池の隣地敷地にて確認させていただきました有刺鉄線につきましては、ネットフェンス等の修繕履歴を全て確認できないため、投棄されたものなのか判断することは難しいと考えております。

なお、君ヶ岡配水池の隣地敷地を含む君ヶ岡配水池周辺の草刈りにつきましては、年2回、建設課所管の道路除草に合わせて実施しております。毎年実施している除草完了後の検査等におきましては、有刺鉄線など不法投棄物があったとの報告は受けておりません。

次に、数年前のものに見受けられる草刈り後の草が隣接地に山積み状態の場所があるとの御質問ですが、草刈り後の草の撤去については、その場に放置したままにするような指導は行っておりません。また、草の処分費用につきましては設計段階で計上しております。工事完了の立会い検査につきましては、町が必ず現場に立ち会い、契約内容どおりに工事が完了しているか、また瑕疵がないかなどを検査し、完成品として引き受けております。

以上、遠藤議員の一般質問への回答にさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） まず1問目。焼骨にして納める、焼骨というのは土葬じゃなくて火葬ですね、間違いなく。それで、町長そのものは今後の情報を注視すると今言われましたよね。注視してどうなさるのでしょうか。例えば、いや、あなたのところも土葬しなさいと知事から言われた場合、どういう回答というか、返答する予定なんのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 注視するというのは、まだ宮城県のほうでいろいろ調べて、なかなか知事が言っているようでございますけれども、紛らわしいのは土葬について法律があるということ、その法律に対して真っ向に私が正面切っては言わないといえますか、ただ、うちの町、町営墓地に関しては今後も焼骨以外認めない考えしか持っておりません。（「焼骨以外は認めない」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 土葬のメリットとか、そういうのもいろいろ私、お勉強というか、しましたんで、ここで、町長の回答次第で答えようかなと思ったんですけども、焼骨以外の火葬は、火葬というか納骨は認めないと、その返事を聞いたので1問目は素直に終わらせます。時

間、短いでしょう。

次、第2問、じゃ、第2問に行きます。

8月のたしか20日頃ですね。担当課が朝あそこに何か測りにいったのか、見にいったのか、ちょうど私が通ったとき、お二方が帰る準備をされていました。それはいいんですけども、ただやっぱりその3月の末に区長に言ったと。どなたの区長に言われたか分かんないですけども、私は一番身近にいる区長にちょっと尋ねたら、いや、町からはそういうことは提案も提言もされていませんよと。え、もう半年もたっているのにと、こう思うじゃないですか。そこだったんですね、聞きたかったのは。

それと、さっき言った反対車線、要は頭を下に向けてやっていたと。それで、ハザードランプもつけてなかったんですよ。だから、なおさらちょっと危ないなとは思ったんですけども、事故がなくてよかったんですけども。そういうのが多分、今まであの方はそういう方向性があって捨てていた可能性はあるんですね。私が1回見たから2回、3回やっていたのかと聞いたら、それはうそになると思いますけれども、可能性としてはあると。あと今後、その1メートルバックさえすれば車も白線から多分内側に入るのでしょうから事故の発生は少ないと思うんですね。だから、もし車で来た場合は必ずハザードランプをつけるなり、例えばライト、朝でもライトをつけてハザードをつけてもらえば、ある程度は対向車が上ってきたとき見えるものですから、あの辺だと、あの上のほうからの方とか結構歩かなきゃないものですから上のほうに集積所があればいいんですけども、今度、車が入りづらいとかそういうのもありますから、あその場所がああな地区では最適な場所かなとは思うんですね。ただ最適な場所であるがゆえに、やっぱりきちんとした設置場所の、何ていうのかな、場所取りというか、してもらいたいんですね。これが早めにあと実現すれば何ちゅうことないんですけども、いつ頃これ完成というか予定なんでしょうか。担当課の方。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

3月の会議で御指摘をいただきまして、担当課として区長にお話を投げかけたんですが、結果かかってしまって申し訳ございません。私のほうの対応がまずかったかなということで反省はしております。区長、お二方いらっしゃる区長のうち、お一方にお話を差し上げまして、もう一人の区長にお話ししましょうかということはお伝えしたんですが、共有するからいいですよということがございまして、その後、議会だよりも掲載はされておりましたので内容については御理解いただいていたかとは思いますが、私のほうからもう一人の区長に直接お話を

しなかったので、その旨、役場から聞いてないというお答えになっちゃったのかなと想像しております。そこは私の責任でございます。申し訳ございません。

ただいま地区のほうといろいろ御協議をさせていただいて、こちらからも御提案をさせていただきながら、区長の御提案のような解決方法に向けて検討させていただいております。具体的にいつなのというのはまだ見えてないところですが、前向きに対応させていただいておりますので、担当課としてもそこをサポートさせていただきながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 前向きに対応とかそういうのはいいんですけども、私が聞きたいのはいつ頃、いつ頃出来上がるのか。検討、前向きはいいんです。そういうのは、もうお役所から随分と聞いて耳にたこができるくらい聞いておりますので、大体予想としては、担当課の予想としてはいつ頃出来上がりますか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

対応につきましては、花渚浜地区として御対応いただきますので具体的にいつですというのは申し上げる立場にないかなということで御容赦いただきたいんですが、今、地元業者に相談しながら見積りを取っていただいているところでございますので、つつがなく進めばそんなに遅くはならないかなと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） ちょっといいですか。そんなに遅くはならないというのは、これは年を越さないということですかね。それとも、その前に仕上がるということなんですかね。どうなんでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 担当課としては、そのように希望してございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 希望もいいんですけども、きちんと月は言えませんか。課長、ちょっと困っているようですけども。工事そのものは、多分2日、3日で終わると思うんですよ。あそのところ、すき取りかけて下げるだけですから、やる気だったら1日で終わる工事だと

思いますね。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおりかとは思いますが、金額が幾らぐらいになるか、それから、その費用をどういう形で負担していくかということも地区のほうで御検討されると思いますので、ちょっと私のほうから何月ぐらいというのがお答えしにくいところがございますので、そこは御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 課長、そんなに逃げないで。逃げることはないから追っかけないんで。

作業そのものは、本当にスコップと、剣スコと角スコがあれば1日で終わりますよ。やる気があるかないかですよ。そんな予算組みといっても、そんな予算かかるあれじゃないですよ。物を買うわけじゃないですから土を取るだけです。課長、もう一度。あんまり聞きませんから。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問にお答えいたします。

あくまでゴミステーションの地区管理になりますので、担当課のほうで、いつやりますとかというのはちょっとお答えしがたいところですので御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 区の管理です。副町長。

○副町長（平山良一君） 今、町民課長が申しましたように地区事業でありますので、見積りを取って、その後、財源をどういうふうに確保できるかということも検討しなければなりません。ただ、地区のほうにどういった指導ができるかということであれば、今年中か、今年度中に撤去をお願いしたいということは申し上げることはできるかと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 予算、先ほどから言っていますが、予算ってかかるもんじゃないと思うんですよ。あそこはすき取り、土をすき取りすればいいことですから。その間、事故がなければいいです。事故があった場合は町が責任を取るんですか。地区が責任を取るんですか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 遠藤議員の話聞いていますと、この予算が町の予算とっていらっしやるんじゃないかなと思うんですけども、地元の予算ということですね。これは私のほうから、あるいは町のほうからそれ予算化できますということは、ちょっと今の段階では申し上げることはできません。ただ、地区のほうに何とか確保して、この時期までにやっていただきたいという申入れぐらいはできるんじゃないかという答弁にとどめさせていただきたいということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） じゃあ、町は地区が、いつやるかは分かんないが地区にお任せしますよと、そんなあれでいいですか。いや、私はそういうふうにするんですね。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私が申し上げているのは、協力をお願いしたいということで、強く申入れをしたいということでございますので、何とか今年あるいは今年度中にそういったことが行われるように強く申入れをしたいと思いますので、いつまでもそのままいいということで答弁を申し上げているわけございませんので、何とか御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） ここでちょっとため息をつかせていただいて、金がかかるあれじゃないんだよね。ボランティアでもできるような作業なんで、そこなんですね。やる気があるかないか、町が。そこだと思いますよ。

○議長（安倍敏彦君） いやいや、それは区のほうに言わないと。

○10番（遠藤喜二君） いやいや。じゃあ、議長、今、区のほうに言わないとって。いや、区には言っています。いいですか。

○議長（安倍敏彦君） 区が考えると思います。

○10番（遠藤喜二君） そこだけじゃないんですよ、本来と私は思いますよ。でも、区のほうにもう一度言ってみますから、それであれば、区の住民がボランティアで動く可能性はありますから、じゃあ私は町と相談するべきではなかったなと。そういう発言が出る可能性もあるんですよ。そういうあれで、受け取り方でいいですか。区のほうでやりなさいと、課長。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） あくまで主体は区ではあるんですが、担当課としてもそこを一緒にお話をしながら進めてまいります。

あと、ちょっと御説明になるかどうかあれなんですけど、地区のほうで非常に悩ましいと考え

ていらしたのが、あそこのごみステーション、鉄製のかごですね。あちらがかなりもう何十年もたって老朽化していて、ちょっと動かすと壊れるというところでかなり懸念されていました。その辺も時間がかかった理由かと思います。なので、ボランティアの方によいしょということと奥のほうに持っていくというのは、地区として区長としては今のところお考えはないようでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 次の質問にそれ言おうとしましたが先に言われたんで。そう、かなり老朽化しまして、ちょっと触ると角がすぼんと抜けたりするんですね。だから、あそこはもう完全に危ないんで、危険が危ないので、やっぱりあそこは新しいやつに作り変え、そして町のほうでもある程度協力していただいてやっていただくのが一番穏便な始末というか、だと思えます。きれいな政ですね、昔でいう。そういうあれで、よろしくお願いします。早めをお願いしますね。

じゃ次、3番目。

先ほど貯水タンクの件、言われました。昭和49年3月に5,000トン。隣のSさんというお宅というか、隣地の方に譲ってもらったと。そして、昭和63年に同じく3,500トンのタンクを造ったと。そのとき、町は、この隣地の土地も買いますよと口頭で約束したというんですね、地主に対して。当時の行政の長がどなたか分かりませんが、63年と49年、その前ですから大体皆さんお分かりだと思いますけれども。そうしたら、1年後に役場に來たら、担当者が変わったので確認しておきますと、そういう話だったそうです。ところが、その半年後にその持ち主は病気で入院というか、そういう状態になって、その後、その話もちよっとなくなったような感じというか、そちらのSさんの方ではですね。そして近年、そのSさんの奥さんが今、特老に入っているんですけども、その話を思い出したと。そういえば、旦那さんが生きている間、その貯水池の土地だけじゃなくて隣の土地も使いようがないんで買ってくださいということは役場の方と交渉はしていましたと。ただその後、行きましたけれども担当者が代わったので確認ときます。その後はちょっと旦那さんが亡くなったので分かりませんと。奥さんも、本当に何十年前の、40年前、50年前の話を思い出したのかどうか分かりませんが。それはいいとして、有刺鉄線、コーヒー缶、手袋、結構落ちていましたね、奥のほうに。あの奥のほうまで道路から届かないはずなんですよ。端からどのくらいあります、奥行き。課長、道路から奥のほうまで。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 敷地の奥行き、道路からの奥行きだけでいいますと、約30メートルほどございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） そうですね。大体25メートルの位置辺りに作業用の手袋、あとは飲み干したコーヒー缶、ジュース、そういう類い、完全にさびた感じで。それとおまけにこれ、これが草むらの下にあったわけですよ。そして、私が除草して投げに行ったらズボンに引っかかっていますね。これ有刺鉄線。エックス線検査すれば、多分、あの工事のやつと一緒にいると思います。水道の方が、いや、これは現場のとは違うと言うんだったら、私、金出しても検査しますから。こういうのを投げていく、あとは草刈ったやつ、竹とか何かビニールひもでくるんで、そのまま放置して、さらに何年もの間、草が生い茂って枯れて、生い茂って枯れてと積み重なって、そのまま四十数年たったと。一つの、まずその作業にしたとしても、昔の工事内容とか検査とか、今とは多分違うと思うんですね。今は多分厳しくなっていますから、そういうことはあり得ないと私も確信しています。ただ昔、四十数年前、その頃だったらなあなあであったのかなと。当時の職員は誰もいませんからね。お一方いましたか。多分いなくなっているのかなと思って、四十数年前ですから。話が始まって50年くらいになるでしょうからね。だから、やっぱり今後も、やっぱり私この間、S字の避難階段の件、言いましたよね。下のほうに切った木々がそのまま固まっていたと。私、写真撮っていますから、それを放置のままでしたから。ただやっぱり担当課なり何なりがきちんと工事を目視、目視は目視でもやっぱり、何ていうのかな、専門職としての目視を養ってもらいたいんですよ。単なるその担当者として見るんじゃないで、町の代表者、町民の代表者ですから、そういう方々は。だから、もう少し真剣な立場でやっぱりやってもらいたいんですね。そこのところどうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 御意見等、大変ありがとうございます。

検査につきましては、議員がおっしゃるとおり、過去にはもしかしたらというのはあるかもしれない。ただ、現在は徹底した検査体制を整えております。ただ我々も、管理職としての検査員、それから検査監督員としての検査員、それぞれの立場で見ておりますので、専門職ではないものの、その立場になったときにはしっかり我々確認しております。引き続き、その検査のときには、その立場に徹底した検査を引き続きやってまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） これは水道関係の、何ていうのかな、立会い検査だけじゃなくて、やっぱりほかの担当課、建設なり何なり、生涯なりいろいろあると思いますから、ほかの方の担当の課長もその旨をやっぱり胸に強い思いを持って工事に当たっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩をいたします。午後3時30分より再開いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、1番鈴木洋市議員の質問を許可いたします。鈴木議員、発言席に御登壇願います。鈴木洋市議員。

〔1番 鈴木洋市君 登壇〕

○1番（鈴木洋市君） 1番鈴木洋市でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので通告どおり一般質問をいたします。

大綱1問目は、小中学校体育館への空調設備整備についてであります。

近年の猛暑は教育環境に大きな影響を与えており、体育の授業や部活動における児童生徒の熱中症のリスクは年々高まっています。しかし、現在の体育館には空調設備を備えておらず、夏場の室内温度は30度を超えることも珍しくありません。これらのことから、子供たちが授業や部活動に打ち込む環境としては十分でないと言えます。御存じかと思いますが、去る7月29日に開催した子ども議会においても、中学校の部活動が制限をされている現状の改善を求める生徒の切実な声が上がっております。また、体育館はスポーツ団体への貸出し利用や災害時の避難所としての役割もあることから、利用団体の方々や保護者、地域の皆様からも体育館の暑さ対策を求める声も多くいただいております。空調設備の有無は、命を守る観点からも極めて重要であります。熱中症による健康被害が全国各地で報告されている中、教育現場における安全確保、環境整備は急務であると考え、以下の点についてお伺いします。

1点目、夏季の体育授業や部活動における暑さ対策はどのように実施しているのか。

2点目、授業や部活動において、空調設備の有無が子供たちの学習意欲や安全性に与える影響をどう評価しているか。

3点目、暑さ指数、WBGTにより部活動が制限されている実態をどのように捉えているか。

4点目、国の交付金等補助金制度を活用した空調設備整備の考えはないのか、空調整備に対する町の方向性を伺うものであります。

次に、大綱2問目は避難所運営についてであります。

令和7年7月30日、津波警報が発令され、本町においても避難所が開設されました。幸い大事には至らなかったものの、町民の避難行動や避難所の受入れ状況を検証することは防災計画の実効性を高める上で重要であります。また、今回、避難所開設から避難所運営はマニュアルに沿って実施されたと承知しておりますが、当日の避難行動の実態と避難所設備の現状を踏まえ、今後の避難所運営の在り方について以下の点を伺います。

1点目、津波警報時の避難者数と各避難所の収容実績をどのように把握しているか。

2点目、避難所施設における問題点や課題の把握はしているか。また、その対応策は。

3点目、避難所運営における問題点や課題の把握はしているか。また、その対応策は。

4点目、施設管理者、学校との連携を図るため、平時に行っている具体的な取組を伺います。大綱3問目は、指定管理者の管理に関する業務についてでございます。

本町のスポーツ施設は指定管理者制度を導入し、管理運営を委託しています。指定管理者選定要綱には、業務内容の管理に関する業務として施設設備、周辺環境、備品等の維持管理が挙げられております。利用者は利用料金を支払い利用しており、基本的に原状復旧をするものだという認識でおりますが、そもそもが借りた時点で、すなわち使用する前のグラウンドの状態はいいとは言いがたい状況であります。そこで、第1スポーツ広場、第2スポーツ広場、野球場のグラウンドの維持管理について以下の点を伺います。

1点目、グラウンドの維持管理体制と整備状況を伺います。

2点目、町と指定管理者で維持管理の範囲や区分は明確になされているのか伺うものであります。

3点目、町は指定管理者の業務である施設の管理状況、施設の現状をどのように把握しているのか伺うものであります。

以上、大綱3問の回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、小中学校体育館への空調設備整備について、第3問、指定管理者の管理に関する業務について回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） 鈴木洋市議員の1問目の御質問、小中学校体育館への空調設備整備についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、夏季の体育授業や部活動における暑さ対策はどのように実施しているのかについて回答いたします。

暑さ指数、WBGTの基準にのっとり、体育の授業の中止や休み時間の運動制限を行ってきております。また、警戒程度でも時期や児童の体調などを考慮して運動を控えるように促したり、水分補給するなど、適宜、学校側のほうで指示を出し、時には教育委員会も関わりながら、今、指導を進めているところでございます。

2点目の御質問、授業や部活動において空調設備の有無が子供たちの学習意欲や安全性に与える影響をどう評価しているかについて回答させていただきます。

夏季の体育授業を行う上で、体育館の空調設備の有無が子供たちへの学習意欲や安全性に与える影響は大きいものがあることは十分に承知いたしております。一方、空調施設の中でしっかりした運動の量と質を確保した後、空調施設のない環境への出入りは当然出てまいります。その中で生じるほかの活動への意欲の減少、さらには想定外の身体的な支障が生じることも考慮していく必要があると踏まえてございます。そのような中で、周りの環境に合わせた適切な運動の質や量などを調整しながら、順応して運動する力を身につけることも大切であると考えてございます。

3点目の御質問、暑さ指数WBGTにより部活動が制限されている実態をどのように捉えているかについて回答させていただきます。

学校教育活動における部活動の教育的意義は大きいものであります。命に関わるような暑さ指数を有効に活用、生徒や保護者と協力するように努力しております。これからますます健全な状態で部活が行われるようにするためには、生徒を熱中症等の危険から守ることを最優先に、制限することも考慮しながら活動していくことが必要不可欠だと考えてございます。

4点目の御質問、国の交付金等補助制度を活用した空調設備整備の考え、空調整備に対する町の方向性については回答させていただきます。

現時点では、設備の整備の考えはございません。体育館の空調整備は、空調機器の設置だけではなく、電源確保のためのキュービクル等の設置、断熱性確保のための工事等、多岐にわたります。議員御提案の国の補助制度の活用につきましては、補助上限額を大きく超える多額の事業費が見込まれることとなります。このようなことから、現段階では空調設備整備を実施することは難しいと捉えてございます。

次に3問目の御質問、指定管理者の管理に関する業務についてお答えをさせていただきます。

1点目、グラウンドの維持管理体制と整備状況について伺うについてお答えをさせていただきます。

きます。

議員が質問されている第1スポーツ広場、第2スポーツ広場及び野球場のほか、スポーツ施設の管理運営につきましては、アクアゆめクラブに指定管理を委託してございます。施設の維持管理体制とは整備状況ですが、指定管理者が常日頃、施設や備品の状況を確認しながら貸出しを行ってございます。確認する中で、何か不具合が生じた箇所や備品があった場合につきましては、指定管理者が中心となって施設の整備及び環境整備等を行っているというのが現状でございます。

次に2点目の質問、町と指定管理者で維持管理の範囲や区分を明確にされているのかについてお答えをさせていただきます。

維持管理の範囲や区分についてですが、指定管理者による公の施設の管理運営に関する基本協定書において、町及び指定管理者それぞれが行う業務を区別し、それを互いに共通理解した上で維持管理を行ってございます。協定書には、スポーツ施設の本体に直接影響を及ぼす改造、増築、移設については町が、さらに影響を及ぼさない修繕につきましては基本的に指定管理者の業務範囲と示されてございます。

なお、修繕等については事前に町と協議するものとなっております。この協定書に基づいて維持管理を行っているという状況でございます。

次に3点目の御質問、町は、指定管理者の業務である施設の管理状況、施設の状況をどのように把握しているのかについてお答えをさせていただきます。

施設の管理状況や施設の状況の把握につきましては、月に1度の指定管理者定例会議が行われてございます。その中で報告を受け、管理状況や施設の状況に問題があった場合は、その都度、担当者が現場に出向き、その状況を確認しているところでございます。

なお、施設の修繕が必要となった場合には、随時報告を受けるなど、情報の共有を図っているところでございます。

また、指摘があったスポーツ施設は、どの施設も整備から長い年数を経過している施設でございます。日頃より指定管理者だけでなく町としてもグラウンドの状況を確認し、適切な状況で利用者の方に気持ちよく利用していただけるよう対応してまいりたいと考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問、避難所運営について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、私から2問目の御質問、避難所運営についての1点目、津波警報時の避難者数と各避難所の収容実績をどのように把握しているのかについてお答えをさせていただきます。

令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波につきましては、マグニチュード8.8の巨大地震による津波のため午前8時37分に津波注意報が発令されましたが、午前9時40分には津波警報に切り替えられました。その後、午後8時45分には津波注意報に切り替えられましたが、津波注意報が解除になったのは翌日の午後4時30分となり、約32時間の警戒となったものであります。

それでは、御質問の収容実績の把握についてお答えをさせていただきます。

開設した避難所に町職員を派遣し、おおむね1時間前に避難者数の確認を行い、把握をしております。正午12時前が避難者数最多で742名でありました。15時には100名を下回り、津波注意報切替え後の21時過ぎには避難者ゼロ名となっております。

次に2点目の御質問、避難所施設における問題点や課題の把握はしているのか、またその対応策はと、3点目の御質問、避難所運営における問題点や課題の把握はしているのか、またその対応策はについて関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

問題点、課題につきましては、現在、避難所に派遣した職員などから今回の避難所運営等に関する調査を実施しております。その結果を踏まえ、改善すべき事項があれば検討していきたいと考えております。災害警戒本部で把握している施設に関しての主な課題としましては、暑さ対策の対応として、教職員が勤務中であったことにより各小中学校で教室や多目的室の利用ができましたが、休日等で教職員が不在であった場合の開錠等、鍵の開錠ですが、等について、今後検討が必要であると考えております。また、運営面では、災害警戒本部と各地区との認識が十分ではなかったこと、備蓄食料の配布が遅くなってしまったことが課題として取り上げられますが、ほかにも現場において課題があったことと思われまますので調査結果を待ちたいと考えております。

次に4点目の御質問、施設管理者、いわゆる学校との連携を図るため、平時に行っている具体的な取組はについてお答えをさせていただきます。

例年、教育総務課を通して、各小中学校からの依頼を基に先生を対象にした避難所運営訓練を執り行っております。学校が避難所になった場合についての座学や避難所設営訓練を実施しているところでございます。

以上、2問目の回答にさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

まず、暑さ対策についてです。暑さ指数にのっとなって中止や制限をしているとの御回答をいただきました。その運動を控えたり、その辺は学校側に委ねているとのことでした。現場としましては、窓を全開にして体育館の場合は使用したり扇風機を利用したりということも確認はさせていただいております。そこでなんですけれども、中止や制限をすることによって運動する機会が、子供たちの運動する機会が奪われていると感じるんですが、その辺を代替えとして運動する機会の確保、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

暑さで運動が制限されているということで代替えのことについてということですが、まずは、今は暑いということなので、命最優先ということで、まずは、そこは休んでいただくということで対応しております。特にそれに代わる運動とかそういったところは、学校のほうでは対応していないと承知しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） はい。2問目の再質とちよつかぶってくるんで、ちよつと合わせた形になってしまうかもしれませんが、先ほどの回答で量と質ということで身体的な支障を考えてということがちよつとあったんですけれども、その辺ちよつと理解できなかったのもう一度、身体的支障の部分について御説明をいただきたいのですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

身体的なところということでございます。まず、猛暑の影響で体育館の活動が中止せざるを得ないという状況、今のところは承知しておるところでございます。それで、学校方針の中で生徒の安全を最優先に活動していると。それで教育活動というのは、終始エアコンの効いているところでの部屋で活動するということには限りません。移動したり、気温の変化のある環境で活動をしておるといことになります。そのために、順応性というところを身につける必要があるというところでの答えでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今、終始エアコンの効いた部屋ではということでしたけれども、実際、教室もエアコンをつけながら窓を開けている状態だと認識はしております。その理屈からいえば、体育館もエアコンをつけて窓を開ければ同じような状況になるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

仮に体育館で、エアコンの効いている部屋で活動して窓を開けている状態といえども、そこでの活動は、その変化というのはあると、そこからの活動等、あと教室だったり違うところ、体育館から出て校庭とかでの活動でもその辺ギャップがあると考えております。そこで、対応というところに順応性を置きたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 体育館の、仮にこれエアコンの場合でいいますけれども、設定を別に16度にしろと言っているわけではございません。WBGTの数値が31を超えた場合、運動ができない環境ができるわけでありまして、その数値が下がる程度まで空調を整えれば運動ができる環境はできるという、私は理解をしております。運動する環境としては、現場の声としましては非常に厳しい状況であると。もちろん気温が高くWBGTも高ければ、校庭での体育も駄目、プールも駄目、体育館も駄目。では、どこで運動する機会が設けられるのでしょうか。こういった面を踏まえまして、子供たちの体力低下とか、そういった肥満につながっているのは実際問題あることだと思っておりますが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 議員がおっしゃることは本当にもっともで、みんなで考えていかないといけない問題だと思います。私が思っているのは、これまでは教育計画に基づいて運動を、計画的に体力を養っていこうということで進めてきたんですが、この日本全国、今年このように熱中症がずっと続いていて、果たして空調施設を使ったりとかして、そこまで暑い中で、暑い季節に運動させていいものなのかどうかというそもそもの問題です。リスクもあって、でも運動させたいよねと。そしたら、それはやっぱり今の季節に合わせた形で、暑い季節を除いたところで運動をさせていくとか、教育のカリキュラム上の抜本的な考え方をしていかないと立

ちいかないと。そういうようなことが背景にございまして、無理に暑いときに空調施設を整えて、激しい運動させることが子供にどういう影響が出てくるのかというのは、私も医者でもないので医学的には分からない落とし穴もあるということは、みんなで共通理解をして、今後、カリキュラムの在り方も含めて、これは、だから町だけの問題じゃないことになると思います。全国的にみんな考えていると思いますが、進めていきたいと思っています。

ちなみに、小学校では今年から、去年もかな、プール、夏休みと夏休み明けには、もう暑くて大変だから夏休みが入る前にプールを全部終わらせてしまおうとカリキュラムを変えてやっているんですよ。そうすると子供たちにも危険が、リスクないだろうと。これと同じようなことが多分様々な運動の場面でも出てくるんじゃないかなということを思います。具体的にこうしようというのはまだこれから先生方と話し合っ進めていくところなのでなかなか申し上げにくいんですが、これまでの指導計画ありきの指導というよりも、季節に応じてその運動量を変えていくなんていうような試みもできるのではないかなということが考えの中に潜んでいるということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） リスクが伴うということで季節に応じたということ、理解はできます。

ただ、今年度に限っていえばニュース等でも10月ぐらいまで暑さが続くと。ただその頃に暑さ指数がそこまで行かないのであれば、プールという科目を増やすとか、そういった部分での運動を増やすようなことも考えていただければと思います。ここまで学校の授業という観点で質問させていただきました。

3点目の部活動の制限についてでございます。

これも先ほどと回答は多分かぶるんでしょうけれども、命に関わる、そこを最優先した形で中止にしたりということをやっておられるのは理解いたします。ただ、中学生、生徒が、切実に練習ができないと。昨年、令和5年度でいえば17日間の夏休み期間中で11日間が使えなかったという事実も例に挙げて子ども議会の場で訴えを上げました。その声にやはり真剣に向き合うべきだと私は考えております。その中でもスポットクーラーの提案もなされました。

今回声を上げた子供たちは、これ設備が整うまで半年、1年かかるはずですから、自分たちがその場で使えるわけではないんですね。この先の後輩たちが使っていく上で、いかに環境をよくしていこうかということ踏まえて訴えかけていることだと思えます。そんな声をやはりしっかりと受け止めて対応すべきだと思いますけれども、あと改めて部活動の観点からも、体

育館の利用に関して何か代替案というか、どうしたら使えるかという町の考え方というのはあるか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 非常にこの間の子ども議会の様子を拝見しまして、非常に感銘しました。特に私、中学校の子供たちを中心にを見せていただいたものですから、子供たちが議員さんたちからの返しの質問に何か一生懸命協力して知恵を出し合って話し合っている姿が非常にすばらしいなと思って見せていただき、その中で、やっぱり子供たちもいろいろ部活動のことについて考えているんだなあということを感じましたし、今の議員からのお話の中で、子供たちが後輩に向けて環境を整えたいという熱い思いもあることを知ることができました。そこは十分に受け止めながら、今後進んでいく上での参考にしていきたいとは思っております。

その中で、やっぱり子供たちには、後輩に対するよりよい環境づくりのほかにも、現状、環境がとてつもなく日本の中で苛酷な状況になってきて、全国同じような状況になっていると。そういう中で、部活動の組織そのもの自体の見直しということも、だんだん今迫ってきております。上部団体が全国大会とかを定めるから、そこに向けてそれぞれ、それぞれの市町村というか、その部活がそこに向けて進んでいくということがあり、そのところは非常に大きななというのは、やっぱり部活動を進めていく中学校の先生方も非常に大きな課題を持っているところでございます。

そういうことも踏まえながら、子供たちがやっぱり部活に出るからには、自分の力を発揮したいという思いもあるわけですので、その中で、子供たちから出てきた、その空調を整えてもらうことで、練習もできて自分の力が発揮できるという思いは十分に受け止めております。一方で、やっぱり子供たちにも、現状、自分たちが苦しい状況にされているのは、自分たちじゃなくて日本全国そういうように思っている人たちがたくさんいるんだということ子供たちに示して、その上で子供たちはどういう考えを持って、どういう選択をしてくるのかなという話合いも今後見てみたいなあという思いがあります。あんなにすばらしい子供たちなので、私たち大人のほうで一つの視点だけではなくて違う視点から見たときにどんな考えを出してきてくれるのかなというところにも非常に今日の今回の子ども議会を見て感じたところだったので、そこに向けて子供たちにも理解できるような情報を提供していけたらなと思ってございます。答えになっているかどうか分からないんですが、子供たちに多角的なところでいろんな情報を理解してもらいたいなという思いもあります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 部活動の組織に向けて進んでいくということで、いろいろ変わっていくことだとは思いますが、生徒たちはとにかく部活をしたいという思いでありますので、この町でできないのであればどこかに行くのかということまで考えざるを得なくなってくると思います。ですので、そういった教育の環境という部分、教育環境という部分で、子供たちの声も聞きたいというお話ありましたけれども、恐らくどこどこではもうついているよという声になって、じゃ、何でうちは見つからないのとなったときに、そこで困って答えが出せないという状況にならないように、いろんな角度から子供たちの環境を整えていってほしいと願っております。

冒頭も、通告でも申し上げましたけれども、教育現場における安全確保と環境整備はとても急務であります。そちらの観点から、ごめんなさい、1つ飛ばしましたね。4番の再質、抜けていました。すみません。

先ほど歌川議員のほうからも、エアコン設置のときの回答と同じ回答を私もいただいたと理解しております。先ほど来、教育長のほうからも命が大事であると、命を最優先に、第一にという声があります。極論を言えば、じゃあ、命と財源を天秤にかけてどうされるんですかということでもあります。なので、財源が財源がという前に、命を優先するのであれば、やはり積極的な補助金活用の空調整備の方向性を出すべきだと考えますがいかがでしょうか。お考えをお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 議員がお話しされたこと、財源と命ということで非常に悩ましいなあとは本気で今思っているところです。一方で、今どちらかという、子供たちに足りないから大人がそれを整えてくれて、一生懸命できる環境ができて頑張ろうというモチベーションをつくっている傾向が日本全国にある。これを憂えています。じゃあ、環境が整わなかったらできないのかという問題ですよ。そこは、私の中では教育者として非常に大事な部分だと考えております。ここの話を始めるとまた時間長くなってしまいますので、いつか時間を取って質問していただけるとありがたいんですが、そういう心もありますのでどうぞこれからよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 私もその答えを出すと、質問にすると長くなりそうなので、今回はこの

辺にしておきますが、それぐらい真剣に考えてほしいということですので受け止めていただきたいと思います。

それでは大綱2問目、避難所運営についての再質問をさせていただきます。

今回の津波の避難、時間的には32時間、解除までですけれども、実際、避難所なり、そういった解除されたのは12時間ぐらいで避難所の併設までは至ったと思います。私、長年、消防団をやっていますので、警報クラスまでなると、あの時間帯からでありましたら翌日の朝、午前中ぐらいまでというちょっと覚悟は決めていたんですけれども、割かしちょっと早かったなというのが現状であります。今回、特にですけれども、小中学校の避難所施設についての実績をちょっと改めて確認したかったです。体育館並びに多目的室の使用実績等々をお聞かせ願います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、学校だけでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、亦楽小学校は2名です。松ヶ浜小学校が最多で40名プラス500名、30名が室内ですけれども500名は校庭にいらっしゃったということでございます。七ヶ浜中学校が5名、向洋中はゼロ。

以上でございます。（「汐見小」の声あり）すみません。汐見小学校もゼロです。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） そのとおりでございますね。

松ヶ浜小学校、異常にちょっと多かったというのは、こちらはエネオスの作業員が避難をされてきたということでこの人数になっているのは、私も経験上、理解はしております。また、今回、夏休み中ということで児童がいなかった点、あと中学校に関しては部活動をやっていた生徒もおりました。その辺も数字は出ておりますけれども、この松ヶ浜小学校の状況を、恐らく防災対策室では把握というか理解、もともと理解をされていたと思うんですけれども、教育部局のほうで松ヶ浜小学校のほうにそのぐらいの人数が避難するという現状は把握されておりましたでしょうか。避難前にです。避難される前に把握されていたか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

防災計画等を確認しております、その人数があそこに、その規模の大人数があそこに集まるということは承知しておりました。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 2問目、3問目の再質に行きます。

現在、担当した職員からの調査聞き取りというか、をなさっておって、もし課題があれば検討するという御回答いただいたと思います。そうですね。挙げた例として暑さ対策として教室多目的が使えたという事例もお伺いしましたが、この体育館にスポットクーラーを運んで利用したと認識しております。まず、その運んだ台数は何台だったのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 運んだ台数は10台になります。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 10台搬入しまして、稼働したのは何台でしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 稼働したのは6台になります。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 10台のうち6台、これ残りの4台を稼働させなかった理由は何かありますか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 7台稼働させた時点でブレーカーが落ちたということで、6台しかできませんでした。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） まさにブレーカーが落ちたということで、これは体育館と多目的の入っている棟が全部同じ系統ですので、多目的室まで電源が落ちて、せっかく冷やしていたんですけども、そこも1回止まってしまったというのが課題として上がっております。こちらの課題等々を、もっと出てくるんですけども、現場から聞いたら七ヶ浜中学校に5名ということで家庭科室を避難所として活用したと伺っています。そのときに、もしこれ以上増えてきたら、ごめんなさい、部活動をやっていた生徒が約40名ほどおられたそうです。その子たちは各教室に部活ごとというか、分けて避難というか、一時避難をさせていたということであります。その状態で、もし万が一これ以上人が増えてきたらどのように対応すればいいか、もうその時点で体育館は暑いので使えないという判断をしていたそうでございます。そういった現場の声というのは、実際、町当局のほうには上がってきているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 生徒さんが残っていらっしゃるというのは伺っていました。あとは、引渡し完了しましたという連絡も受けておりましたので、それで対応は終わったとこちらでは認識しておりました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） このように、それと松ヶ浜小学校に移りますけれども、この500人が来ることを管理者である校長先生はちょっと存じてなかったということもおっしゃられておりました。なので、その辺の町と施設管理者、学校側との連携と申しますか、その辺は防災対策室と教育部局の連携もちょっと確認したいところなんですけれども、庁舎内の部局間の連携と、さらに学校との連携についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 連携と申しますか、地域防災計画は、いずれの学校にもお渡しはしているところでございます。そちらのほうを見ていただくというのと、あと年に1回行っている避難所開設訓練の中で座学の中でもその辺には触れていると、こちらでは認識しておりますので、共通認識であるところでは認識しておりました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では、4問目の連携を図るための平時を行っていることと申してございまして、避難所訓練、開設訓練等々をやっているということです。実際、簡易ベッド組立て等々を行ったとも伺っております。訓練をしていたおかげで、職員がスムーズに対応の準備が取れたという声も聞いております。ただ一方、先ほど言った松ヶ浜小学校、500人も人が来る、そうした場合に、開設した初めの受付の段階で、とにかく混乱が生じております。

ですので、これは、避難所によって、やっぱり状況が全然違うものであります。もちろん避難所運営マニュアルにのっとりやるのもそうなんですけれども、やはり避難所ごとの伝達事項というか、もちろんマニュアルは中心にしてやってしかるべきなんですけれども、やはり学校側も町の職員の方々もそうなんですけれども、震災以降、多分この大がかりに避難所を開設したというのは私の記憶ではちょっと初めてかなという認識ではいるので、やはり経験をされてない方々が、実際、マニュアルを見て避難所に行って、じゃ何すればいいんだろうという、

その文字だけでは分からない部分って必ずどっかで出てくるので、その辺の学校側との連携もそうですけども、結局、管内での研修や実践的な形で行うべきだなどは考えてはいるんですけども、今後そのような形で共通した動き出しとか、あともう一点言えば、先ほど夏休み中ということで先生方も多数いらっしゃった、子供たちがいない状態で動ける状態であったという部分と、庁舎におきまして時間外であれば庁外の方々は来ないはずですので、その人員の確保であったり、その辺も含めて実践的な訓練を行っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず今回なんですけれども、500人、そちらのほうはエネオスさんのほうから謝罪を受けました。誤りであったと。警報では、こちらのほうには来る予定ではございませんでした。大津波警報になった場合は、松ヶ浜小学校ですけれども、警報の場合はエネオスの構内で本来は避難を行うということになっていました。それが、今回は間違って松ヶ浜小学校のほうに行ってしまいましたということで謝罪のほうを受けております。それで、先生方と、職員もそうなんですけれども、人が足りないとき、これはずっと課題として上っております。それで今回、職員から調査の結果が出ます。その結果を受けまして、本当にどのくらいの人数が必要なのかというのが多分見えてくると思います。その辺をもう一度精査しながら、計画のほうをまた変えていかなければいけないというのは私の頭の中には上っております。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今回答いただきました、エネオスさんでちょっと手違いがあったということではありますけれども、仮に大津波であれば実際に来るというわけでございますから、今回避難したその経験といいますか、これを踏まえて、やっぱり課題も見えてくる。その中で運営マニュアルも、令和5年の3月に改訂はされていますけれども、足りない部分はしっかりと捕捉して今後に備えていただければと思います。

次、最後、3点目に移らせていただきます。

1問目の再質問をさせていただきます。

維持管理体制と整備状況ということで、ゆめクラブさんに委託をして、日頃確認をしながら環境整備を行っている。このグラウンドの環境整備、こちらは、これは町のほうでも確認はしているという先ほどの回答もありましたので、十分になされているかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えいたします。

基本的には、ゆめクラブさんのほうで確認はしていただいておりますけれども、町のほうでも、特に野球場、野球場のグラウンドの土がやはりちょっと下がっているというところもありますので、そういった部分の確認は、今日がよくて、あしたが駄目だということはないんですけれども、その都度確認はさせていただきます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） ここにちょっと、ゆめクラブさんの総会の資料をちょっと持ってますんで、令和6年度の事業計画案と令和6年度の事業報告書がございます。事業計画の中に、今野球場のお話をされましたので野球場にちょっと絞りますけれども、内野面の整地、これ業者による保守点検等ということで年1回と計画されております。事業報告には、その実績はありません。この辺について把握はされていたのか、もし把握されてあるのであれば、なぜ計画どおりに行っていないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず野球場の件で、2年に一遍、ゆめクラブさんのほうで土を入れて、内野のほうに土は入れております。ただ、その年その年で入らない年、入れる年という形になっておりますので、その部分での内野の土を入れるのは2年に一遍、ただ整地については基本的に職員のほうでやっているという状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 土入れの部分に関しては、2年に1回ということで理解はしました。今令和7年度の事業計画にもものっていましたので、じゃ、今年は、本年度はやるという認識で間違いはないということで理解はします。

ゆめクラブさんのほうで整備はしていると今お答えありましたけれども、あの状態で整備がされているというのは、私も野球をやっていたので到底言えない状況であります。今回、やってないことを指摘しているのではなくて、次のところに出てきますけれども、維持管理って基本的にきれいになっているものを借りたらきれいになっているまま返すというのが借りた者の責任というか、ありますよね。貸す段階でそれが保たれてない状況というのは維持管理されていると言えるのかどうかというのをちょっと確認したいです。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらの点についてはごもっともで、ゆめクラブさんとも話をさせていただいたんですけども、やはり現状で、なるだけやっぱり気持ちよく使っていただきたいという気持ちはあるんですけども、現状的にはそういった形になっているというところは把握しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） そこで2問目の再質になるんですけども、そもそも選定要綱にのって、決まった段階で基本協定書というのを結んでいると思います。その、要は、ここでなぜ範囲や区分が明確になっているのかと聞いたのは、業務範囲の中に、施設設備の維持管理にする業務、周辺環境の維持管理する業務とあります。これ捉えれば、常にきれいにしているのが当たり前の文言だと思うんですよ。これ細かいとこ、こことここは違います、こことここはやりませんであれば分けできるんですけども、これ認識は誰が見ても多分維持管理という言葉自体、常にきれいになっている状態を保った、維持ですからね、維持されているのが維持管理をする業務ということです。その辺は町としても同じ考え方というか、間違いないですか。維持管理という考え方は、ここに記載されてあれば細かいこと言わなくてもそのぐらいやっているのは当然ですよというのが、ここから出てくる維持管理、私の見方なんですけれども、町としてもそういった認識でよろしかったでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 基本協定書の中にそのようになっているというところで、町としましてもこの部分は常に指定管理者と協議をする中で話をしているところでありますので、維持管理についてはしっかりとという形の発言をさせていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） しっかりとさせていただきたいと思います。

3番目の再質で、月1度の定例会で報告を受けていますと答えがありました。都度確認もしていますと。結局、となると確認してあの状況であれば、もっと厳しい目で見てもいいんじゃないですかというところなんです。定期的にはチェックはしているという回答はいただきますので、その後の指摘がちょっと甘いんじゃないかなと感じます。町内の方々だけでなく、町外のスポーツ関係団体の方々も利用はされているわけですよ。実際グラウンドの状況、石こ

ろは、もう本当ここ最近は大分出てきたなというイメージがあります。平らでない、周囲の雑草もそうですけれども、これは結局けがにつながるわけですよ。そこを貸しているのは、じゃあ、ゆめクラブさんです。でも、それを委託したのは町ですよね。であれば、そういった部分も含めてしっかりとチェック機能というか、そういったものを図っていくべきだと思いますけれども、今後、町としても確認して対応していくという回答ではございましたけれども、改めて今後の対応策として、土入れも多分オフシーズンにやるんだろうとは思いますが、平素のチェック機能を強化していく考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 今、議員のほうから指定管理ということで質問がありましたので、私、指定管理の審査委員の長もやっているものですから、審査委員会でもグラウンドの状況がよろしくないということは意見として出ております。そういったことから、こういったものを今後どうするという部分につきましては、指定管理の選定も含めて、その場面で出てくるんじゃないかと思っておりますので、こういった指導はきちんと強く、ゆめクラブさんのほうに伝えていかなければならないんじゃないかなとは思っています。中間評価においてもこういうことだったんだよということを伝えて、今後改善が見られなければ根本から考えなくてはいけないんだということを伝えていかななくてはならないと思っておりますので、今後、指定管理の委員会の長としても、ちょっとその辺、担当課を指導してまいりたいと思っておりますので、今後にちょっと改善が見られるように頑張ってもらいたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○1番（鈴木洋市君） 以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後4時40分に再開いたします。

午後4時30分 休憩

午後4時40分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

ここで皆様に連絡をいたします。

会議規則第9条で会議時間は午後5時までとなっておりますが、第9条第2項の規定により会議時間を延長して行いたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。鈴木恵子議員、発言席に御登壇願ひます。鈴木恵子議員。

〔6番 鈴木恵子君 登壇〕

○6番（鈴木恵子君） 6番、日本共産党の鈴木恵子です。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので2点について伺います。

第1の質問は、亦楽小学校の給食配膳設備の改善を求めるものです。

第2の質問は、東宮浜地区学校通学路の安全確保のため、適切な時期に樹木の剪定、草刈りを求めるものです。

それでは第1の質問、亦楽小学校の給食配膳設備の改善について。

教育民生常任委員会で6月11日、亦楽小学校を視察しました。そこで、衛生管理上、適正な対応といえるか疑問点が見えました。例えば、牛乳を入れている冷蔵の給食保管庫が、児童が常時使用する昇降口に置かれていることです。それから、昇降口を入れて真向かいの配膳室の両サイド、廊下に主食用の格納庫がクラスごとに設置されており、数か所内部に雨漏りが確認されていることです。これらのことに対する当局の対応について4点伺います。

1、学校給食衛生管理基準に照らし、給食保管庫を置いている場所は衛生的な場所と考えているのでしょうか。

2番、主食用格納庫の雨漏りを把握していたのでしょうか。

3番、教育委員会は、給食配膳設備の衛生管理について、学校給食衛生管理上、問題として挙げたことはあるのでしょうか。

4番、早急な対応が求められると考えますが、具体的対策をどのように考えているのでしょうか。

第2の質問、東宮浜地区学校通学路の草刈りについて。

保護者から相談された小中学校通学路です。この相談された通学路は、令和4年度、通学路交通安全プログラム、No.6の歩道として計上されていました。場所は東宮浜浦田からシルバー人材センターに向かう道路で、樹木が生い茂り、児童生徒の通学を妨げる状況になっているというものです。通学路を通れないから車道に出て、皆通学しているということでした。児童生徒の通学路の安全確保のため、適切な時期に樹木の剪定、すみません、この剪定、間違っただけ……、すみません。訂正をお願いします。草刈りを求めるに当たり、以下4点を伺います。

1、令和4年度以前の通学路交通安全プログラムにおいて、人通りが少なく、草木が生い茂っている区域の対策として学校の周知、それから立て看板の設置、それは不審者が出るので要注意という立て看板が設置されていました。そのほか、同地区の対策として警戒パトロール、地域の見守りの協力、パトロール車の協力を挙げていました。これまでの間、それぞれどのように対応し実践してきたのでしょうか。

2点目、草木が生い茂っている子供たちの通学路としてどのように認識していますか。

3点目、同区内を利用する児童生徒の安全確保のため、地区、学校からの要望は出されていますか。

4点目、東宮浜地区の通学路の安全確保のため、せめて年3回以上の草刈りと年次の計画で樹木の剪定をする予定はないですか。

以上の回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、亦楽小学校の給食配膳設備の改善について回答を求めます。

大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） それでは、鈴木恵子議員の1問目の御質問、亦楽小学校の給食配膳設備の改善についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、学校給食衛生管理基準に照らし、給食保管庫を置いている場所は衛生的な場所と考えているかについて回答させていただきます。

学校給食衛生管理基準は、学校給食法第9条第1項において、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備など、衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めているものでございます。学校給食衛生管理基準では、学校給食施設及び設備は清潔で衛生的であること、配食等に関することでは配膳室の衛生管理に努めることなどが規定にございます。給食保管庫、今回の場合は牛乳保冷庫になりますね、についての具体的な設置場所に関する規定はございませんが、清潔な状態を保ち、外部からの異物混入を防ぐ場所への設置が望ましいと考えてございます。

御指摘の給食保管庫、牛乳保冷庫につきましては、扉は閉じて密閉度が高いことから外部から異物が入ることは想定されず、現段階では問題はないと考えているところでございます。

2点目の御質問、主食用の格納庫の雨漏りを把握しているかについて回答させていただきます。

雨漏りにつきましては、風や雨の強いときに一部の場所で、一部の箇所というんですかね、そこから見られることから修繕を予定してございます。

3点目の御質問、教育委員会は、給食配膳設備の衛生管理について学校給食衛生管理上、問題として取り上げたことはあるかについて回答させていただきます。

学校給食衛生管理基準第2項に基づく年3回の衛生検査報告を各小中学校から受けてございますけれども、衛生管理上、問題となる事項の報告はございません。

4点目の御質問、早急な対応が求められますが具体的な対策をどのように考えているかについて回答させていただきます。

2点目の回答でも述べたとおり、修繕を予定してございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問、東宮浜地区学校通学路草刈りをについて回答を求めます。寺澤薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 次に2問目の御質問、東宮浜地区学校通学路草刈りをについてお答えをさせていただきます。

初めに御質問の1点目、令和4年度以前の通学路交通安全プログラムにおいて、人通りが少なく草木が生い茂っている同地域の対策として、警察パトロール、地域見守りの協力、パトロール車の協力を挙げている。これまでの間、それぞれどのように対応を実践しているのかについてお答えをさせていただきます。

御質問の通学路につきましては、平成28年度に点検を行い、議員御質問の3項目と、学校での注意喚起、看板設置を加え、5項目の対応を行っております。御質問の警察パトロールにつきましては、平成28年の点検終了後、交番に協力を依頼しております。ただし、パトロールの回数の実績等を求めてはおりませんので、今年度中に再度協力のお願いを行いたいと考えております。地域見守りの協力につきましては、地域の方々に下校時の見守りを行っていただいておりますが、通学路の指定は行わず、無理のない範囲で御協力をいただいております。パトロール車の協力につきましては、当時から防災対策室に交通安全指導者があり、職員が外出する際に御質問の通学路をなるべく通行するようにするとのことでありました。令和5年度からは、青色防犯パトロール車を導入したことにより、防犯協会に協力をいただきパトロールの回数が増加しているところであります。

なお、防犯協会のパトロールは各担当地区においてルートを決めております。当該通学路をパトロールしていない場合は、ルートを追加していただくようお願いしてまいります。

御質問の2点目、草木が生い茂っている通学路をどのように認識しているかについてお答えをさせていただきます。

歩道通行に支障があれば迅速に対応をしております。

なお、年2回の草刈りと地域の御協力をいただいておりますので、併せた形で今後も通学路の安全な環境整備に努めてまいります。

御質問の3点目、同区間を利用する児童生徒の安全確保のため、地区、学校から要望が出ているのかについてお答えをさせていただきます。

通学路については、学校での通学路を点検、地域やPTAからの意見を踏まえて年1回の報告をいただいております。現段階ではこのエリアからの新たな要望は出されてはおりませんが、今後も注意深く見てまいりたいと思います。

御質問の4点目、東宮浜地区の通学路の安全確保のため、せめて年3回以上の草刈りと年次計画で樹木の剪定をする予定はないかについてお答えをさせていただきます。

草刈りについては、町道及びのり面除草業務委託として年2回除草しております。また、地区の除草もこれとは別に行っており、毎年除草が重ならないよう日程を調整しております。樹木の剪定については、ほとんどから民地からの樹木となりますので、歩道の通行の支障となる場合は剪定している状況でございます。

以上、鈴木恵子議員への回答にさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、第1点の第1、再質問します。

給食保管庫を置いている場所は、確かに衛生管理上、学校給食設備ということで、外部からの汚染されない構造というところで、がっちり頑丈な保管庫になっているんですが、そこに入れるのは、業者が朝早く来て入れて、また子供たちが給食の前にばたばたと、また開けて取るというところなんですね。そうすると、そこはもうほこりだらけなんですけれども、そこじゃなくて、例えば、教室をどこか決めて保管するとか、そういうことは検討されなかったんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 御質問いただきましてありがとうございます。

ただいまの牛乳保冷庫の件でございますが、まず結論から申しますと、今現在の位置でということになります。それで、検討していないということでございます。それで、そこに入れる際に、まず業者が朝納入しまして、それでシルバーのほうで冷蔵庫の保冷庫の中に入れるということです。それで、用務員ですね。それで、あとお昼近くになりましたら、そこから用務員が取りまして各学年のところに配置すると、そして子供たちが持っていくという流れとなっております。

ございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、あそこの場所にとにかく設置して、それ以上は考えてないということなんですね。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 現時点では、現在の位置でというところを考えてございます。

ただ行く行くはというところで考えているのが、今検討しているところが、空き教室等が出たときにそちらのほうに移動できないかというところは、考える余地はあるなあというところで、まだ課内でありますけれども、そういった話をして検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、2点目の主食用格納庫の雨漏りの件なんですけど、修繕を予定している、風の強いときに雨漏りがするので修繕を予定しているということなんですけれども、実は、また衛生管理上の問題で食品を置く、そこは主食用のところを置く場所ですよ。本来ならば、何ていうのかな、60センチメートル以上の高さのところにきちんと置くというのが書かれてあるんですけれども、だから、各階に持っていったときに、例えば副食とかお皿とか何かは60センチメートルの高さのところに置くようになっていますよね。ところが、主食用のパンとか御飯とかは廊下のみんな通るところの、開けてそこに地べたとあんまり変わらない高さのところに置いているという、そこについては何も疑問が持たれないのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 御質問ありがとうございます。

60センチメートル、床からでしょうか。（「はい」の声あり）60センチメートルというところでは、私のほうでちょっと認識がございませんでした。現状としては、確かに扉が閉まっておりますので、あと、何でしょう、主食と、御飯だったりパンだったりが入っているということで、通氣的に熱がこもらないようにという、がらりとかにはなっているような構造でございました。その部分については、あと確認して必要な対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） もう一つ検討するに当たって、何か場当たりの対応で終わっているなと思うんです。

教育委員会の御検討、年3回やっているということなのですが、学校給食衛生管理基準によれば、教育委員会等は自らの責任において、必要に応じて保健所の協力、助言及び援助を受けつつ、共同調理場の受配校、例えば亦楽小学校、の施設及び設備の衛生管理体制等について実態把握に努め、問題がある場合には、学校医または学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図ることとあります。今までそういう保健所の協力とか助言とか、要するに、委員会ではって、え、これおかしいんじゃないと単純にもうストレートに思うわけですよ。もっと専門的な立場で、そこを指導する機関の助言及び援助を受けたことはありますか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 今まで、過去から今までの間に、ちょっと過去のほうは分かりませんが、ここ一、二年については助言を得たことはありません。まずそれで、まず学校のほうから、先ほど御回答申し上げましたが、学校のほうからまず報告書が上がってくる中で、そこで特に異常なところはないというところで、今議員がおっしゃった必要に応じてというところでございますが、そういったことで確認しているのだから必要がないというところで、まずはそういった確認はしている、ただ、行ったときに話を聞いたり、そういったところはしていますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） じゃあ、まず具体的な対策ということで、ぜひ委員会として見たときに、全部の、要するに、小学校3校、中学校2校を回ってみて、最後が亦楽小学校だったんです。いろいろその学校で課題があるなと思ったときに、もう何か亦楽小学校があまりにもすごいというか、これどういうふう改善していったらいいんだろうという思いが、正直最初に思ったんです。でも、そこにずっといる人たちは分からないんです。こんなもんなんだなという観点で捉えているのかなと思うんです。だから、第三者の見方というのは非常に大事かなと思うし、酷暑が続く近年、本当に早急に修繕なり対応が求められると思うんです。学校を再度見させていただいたときに、今予算は修繕費って80万円、各学校に予算措置されていますよね。もう亦楽小学校は50万円をもうLED化のあれで使っているんですとなったときに、ええっと。同じ七ヶ浜の子供たちなのに、なのにこんなに差があつていいんだろうか。やっぱりきちんと同じような環境の中で衛生環境を整えてやってほしいなと思うんですけれども、そこはどうでしょ

うか。教育委員会として。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 議員に話をいただいて、本当にそうだなあと感じております。私も平成15年に亦楽に来たときは、あの状況がずっと続いていて、それが当たり前なんだということで過ごしてきておって、改めていろいろ違った人たちの目から見ていただくということは、なかなかする余地がなかったというところもあったのかなあと、今お話を伺いながら感じておりました。ぜひ今日の御意見を受け止めさせていただきながら、いわゆる自分たち以外の第三者の方の目を通して、何か改善点みたいなものがあるのかどうか、そういうのを伺うということを進めていくということはしなくちゃいけないなと感じましたので、そのように受け止めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 期待しております。そうですね、同じ七ヶ浜の子供たちですので、ぜひ同じような環境でやっぱり生活してほしいなと思います。努力よろしく願いします。

それでは、第2の東宮浜地区学校通学路の草刈りについてなんですが、7月2日に「Café de まちトーク」があったわけなんです。そこで出されて、その後、見に行ったんですが、とにかく保護者の方から草木がもう、すぐ伸びると、そして子供たちが歩道を通らないで脇をぞろぞろぞろぞろと歩くと、何とかならないかというのが7月2日の状況なんです。お母さんからの話です。私、そうだなあと感じて、8月12日、もう夏休みの中間、もうお盆に入る頃ですから、そのときにはあれは刈られているなど。だけれども、木の部分はずうっとう伸びてきて、だらっとう下りてきているんですよ。だからトンネル状態になっていたんです。それで、不審者要注意という看板もちょっと隠れているような感じがあったんですね。

それが、実は今日行って、お昼に行ってみたら、あ、またきれいになっているなどというところで注意しているんだなと思っていたんですけども、同じような状況で、東宮浜のそこではないんですが、別のところもやっぱり草がなかなか取られてないという相談を受けています。何とかやってくれないかというところがあるんですけども、何か草刈りについてはもう地域に任せているからみたいな感じで捉えているんですけども、もう少し通学の安全を確保するために草刈りの体制について支援なり、あとお母さんたちが、保護者が、地域で、保護者で協力してと言われても、共働きの家庭が多くなってきている。だから、なかなか大変だと。そして、地域でといったって、みんな高齢化していて、なかなか協力したくてもできないというところでの何かそういう、これは東宮浜に限ったことではないですよ。全体に、町全体に多

分あると思うんですけれども、そこら辺に対しての対策、もう一回、要するに2回ではなくて3回以上の草刈りをするぞとか、そういった対策は。再度ないですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） お答えします。

確かに恵子議員がおっしゃるとおり、東宮浜のその場所は緑が多くて、すごい伸びるのは早いという認識は自分でもありまして、それでパトロールもよくするようにはしているんですけれども、まず、町道及びのり面除草業務といたしましては、町としては2回の草刈りプラス、そこについては東宮地区の皆さんが草刈りをすることによって、もう3回以上の草刈りをするということで、去年は6月、9月と4回ほどしているという状態。あと剪定については、職員でもよくやっているんですけれども、届く範囲が限られているというのと、あと民地に生えているものなので、樹木なので、個人の所有といたしますか、歩道にかかる部分については町でも何とかできるんですけれども、それ以上になるとちょっと難しい状態です。伸びるのが早いということで気をつけてはいるのですが、職員や地区の皆さんと一緒に草刈りを対応しているという状況になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） あと、それから「Café de まちトーク」で、お母さん方から、どこにどういふうに話をしたら私たちの声が届くんだろうという声が、意見が言われたんです。要するに、町民の方々は、なかなか行政に声が届かないでいるというところで、もう少しこう風通しがいいというか、声がきちんと受け止められる、ここについてはここで受け止めるよみたいな感じで、何かそういうシステムというのはないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） それは通学路に対してですか。

○6番（鈴木恵子君） 取りあえず。

○議長（安倍敏彦君） 取りあえずじゃなくて。通学路ですね。まちづくり復興課長。

○まちづくり復興課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問について御回答しますが、現在、一応インターネット上で、ウェブサイトのほうでいろんな問合せというものもいただいております。まず、まちづくり復興課で受付をしまして、即座に関係課のほうに周知なりして対応等について回答等も差し上げておりますので、いろんな問合せに対してはまずまちづくり復興課でもいいんで、入り口とさせていただければ関連の課に回して対応してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日9月2日午前10時より再開いたします。

御苦労さまでした。

午後5時10分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年9月1日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
（第 2 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第2号

令和7年9月2日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	大 槻 泰 弘 君
教 育 総 務 課 長	我 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君
代 表 監 査 委 員	稲 妻 敏 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第2号

令和7年9月2日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第51号 教育長の任命について
- 日程第 4 議案第52号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 6 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第55号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第56号 七ヶ浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第57号 七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第58号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第59号 令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 令和 7 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 認定第 1 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 2 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 3 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 5 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 7 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 3 報告第 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 4 議案第 6 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 5 1 号 教育長の任命について
- 日程第 4 議案第 5 2 号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第 5 3 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 5 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 七ヶ浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 7 号 七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 令和 7 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 認定第 1 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 2 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 1 8 認定第 3 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 1 9 認定第 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 2 0 認定第 5 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 1 認定第 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 7 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 3 報告第 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報
告について
- 日程第 2 4 議案第 6 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和7年七ヶ浜町議会定例会9月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番仁田秀和議員、1番鈴木洋市議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、これより昨日に続き一般質問を行います。

初めに、7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。直美議員、発言席に御登壇願います。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

初めになんですけれども、ちょっと漢字間違っていたところもあったので、読みながら訂正をしますので、そのところは御了承いただければと思います。

まず第1問目、「学校施設再編ビジョンの取組内容の進捗状況は」であります。

令和7年3月会議で、学校施設再編ビジョンの進捗状況についての一般質問に対して、町長の答弁は、「学校再編は長期的な取組になることが予測されること、また検討すべき事項が多岐にわたることから、本年度は教育総務課を中心に役場内で取組に係る準備作業として、課題となる論点の整理や研修会を行うなどを進めてきた。取組の内容は次の5点になる。1点目、現在の各学校施設の状況、2点目、児童生徒数の将来推計と学級編制法に基づく学級数の年次推移・予測、3点目、我が国で急速に進む学校再編等に係る全国の共通課題とその解決事例調査、4点目、現行の公立学校の種別の長所と短所、5点目、2030年以降に計画されている学習指導要領について」であった。

3月会議から6か月経過していますが、それぞれの取組について、具体的にどのよう

なことが実施されているのか、また、それぞれの進捗状況の説明を求めます。

特に1点目の各学校施設の状況の調査は、現在通っている児童生徒や教職員にとってもとても重要であります。学校施設再編ビジョンの方向性が決まらないがために、修復・修繕計画を作ることに支障が出ているのではないのでしょうか。説明を求めます。

また、町民からは「小・中学校統合のうわさがあるが、町の方向性が分からない」との意見が出ております。懇談会等を行って、学校再編に向けての町の考え方の説明や、町民の意見を聞く場をつくる考えがあるのか。また、町の考え方に関して情報発信をしていくのかも併せてお伺いいたします。

2問目、「放課後児童クラブの運営状況をよりよいものへ」になります。

教育民生常任委員会で、放課後児童クラブ施設の調査を実施しました。その際に、支援員の方々とお話をさせていただき、聞き取った問題点と気づいた点がございます。また、校長分科会主催の「C a f é d e まちトーク」を子ども会育成会の皆さんと行った際に出た御意見、御要望等もあり、改善が必要とされる点があります。

以下、町の考えを伺います。

はまぎく放課後児童クラブに関してです。これは汐見小学校にある放課後児童クラブになります。

多目的ホール、今年度から運用されていますけれども、夕方になると足元から冷える。暑さ寒さが心配。対策は。

同多目的ホールは声が響きやすく、子供たちの声や電話の声が聞こえづらい。対応が必要なのではないのでしょうか。

同多目的ホールで使用しているマットが本当に薄過ぎるのではないかと見て思いました。対応策を考えるべきと思います。

次に、さくら放課後児童クラブです。これは亦小にある放課後児童クラブになります。

建物前の砂利が敷かれている部分で遊ぶことが多いということでした。走ると砂利で滑って、転んでけがをしてしまうことが多いそうです。子供が遊べる状態にする必要があると考えますが、対応策は考えているのでしょうか。

そして次に、3クラブ共通課題になります。これは保護者の方からの声になります。

日割りや月割りで利用可能とするように検討してほしい。お迎えの際の夕方30分は大きいため、開設時間を19時までとしてほしい。年度途中から入所するのが難しい。保護者が働きやすい環境をつくるためにも改善してほしい。

また、最後になりますけれども、家庭との連絡を密にするために連絡アプリが導入されていると思いますけれども、十分に活用されているのか、アプリの使用状況を伺います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、「学校施設再編ビジョン取組内容の進捗状況は」について回答を求めます。

大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） 佐藤直美議員の1問目の御質問、学校施設再編ビジョン取組の内容の進捗状況についてお答えいたします。

1点目、学校編成ビジョンの方向性が決まらないために、修復・修繕計画を作ることに支障が出ていないのかについて回答させていただきます。

学校再編ビジョンと修繕計画については、別々に考えております。現状で、教育環境に支障が出てくると想定される場合には、その都度、迅速に環境を整えていくという方針を、これまでどおり継続して取り組んでまいります。

2点目の御質問、学校再編に向けての町の考えの説明や、町民の意見を聞く場をつくる考えがあるのか、また、町の考え方に関して情報発信をしていくのかについて回答いたします。

現時点で学校編成について情報発信することは特にごさいません。令和7年3月会議で説明したとおり、先行自治体への視察など、情報収集を行いながら課題を整理し情報を蓄積することは、これまでどおり継続してまいりたいと考えてございます。

なお、令和7年3月会議でお答えしておりますとおり、取組の実施内容についてです。

1点目につきましては、七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命化計画に基づいた学校施設の状況調査を実施してきております。

2点目は、出生数等から児童生徒数の将来推計、学級数の年次推移予測を見ながら、推移を把握してきてございます。

3点目、我が国で急速に進む学校再編等に関わる全国の共通課題とその解決事例調査について、保護者や地域住民等々の合意形成や地域コミュニティの維持等の課題認識、その解消に向けた検討状況調査の在り方まで資料を取り寄せ研究を始めてきております。

4点目、公立学校の種別の特徴の理解並びに5点目の次期学習指導要領については、有識者議論等に目を通すなど、情報を積み重ねながら進めてきているところでございます。なお、今後も研究を継続してまいります。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 第2問、「放課後児童クラブの運営状況をよりよいものへ」について回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、7番佐藤直美議員の2問目の御質問、放課後児童クラブの運営状況をよりよいものへについてお答えをさせていただきます。

はまぎく放課後児童クラブの1点目、多目的ホールは夕方になると足元から冷える。暑さ寒さが心配。対策はについてお答えをさせていただきます。

汐見小学校の多目的ホールにおける放課後児童クラブの実施につきましては、児童が快適に活動できるように、施設の設備や環境を整え、4月から運用を開始しております。

多目的ホールには、冷暖房設備としてエアコン2台、石油温風暖房機4台が完備されております。今の時期はエアコンを使用して、児童や支援員は快適に過ごしており、現時点において活動に影響がないことを支援員に確認しております。

これから冬場の寒い時期に入り、設置されているエアコンや暖房機器を併用しても寒いようであれば、新たにファンヒーターを設置するなどして対応していきたいと考えております。

次に、2点目、同多目的ホールは声が響きやすく、子供たちの声や電話の声も聞こえづらい。対応が必要についてお答えさせていただきます。

多目的ホールは教室より広さがあるため、子供たちの声が響きやすいことがあります。声が聞きづらい場合には、日々の活動の中で支援員と子供たちが協力しながら対応できるように調整していきたいと思っております。

3点目、同多目的ホールでの使用しているマットが薄いのではないかと、対応策を考えるべきについてお答えをさせていただきます。

多目的ホールで使用しているマットは、ほかの児童クラブで使用しているマットと同等品を使用しており、現時点において活動に支障は出ておりません。しかし、冬場の時期にマットを敷いても寒く感じてしまう場合には、厚めのマットを重ねて敷くなどの対応策を考えてまいります。

次に、さくら放課後児童クラブの御質問、建物前の砂利が敷かれている部分で遊ぶことが多いが、走ると砂利で滑って転んでけがをしてしまうことが多い。子供が遊べる状態にする必要

があるが、対応策は考えているのかについてお答えをさせていただきます。

さくら放課後児童クラブの建物前につきましては、敷地一帯をコンクリート敷きにすると日光の反射により高温になること、また、整備せず砂を敷いたままにすると砂ぼこりが立ってしまうなどの問題があったため、砂利敷きにした経緯がございます。現場の支援員に状況を確認したところ、砂利敷きの場所に限らず、子供たちは遊んでいる中で転んでけがをすることはありますので、子供たちに声かけをしたり、遊び方や遊び場所を工夫することで対応できるとのことでもあります。

次に、3クラブ共通課題についてお答えをさせていただきます。

1点目、日割りや月割りでの利用可能とするように検討してほしいについて回答させていただきます。

各放課後児童クラブの利用状況については、保護者の勤務がない日に限らず、塾や習い事に通っているお子さんは曜日によって利用しない日があるなど、児童クラブを利用する日数は一人一人異なります。

一方で、放課後児童クラブの運営には、日によって変化する利用者数にかかわらず、支援員の人件費や施設の維持管理費などが毎月必要となります。

このような状況から、一人一人に合わせた日割りや月割りでの利用については、現在のところ考えておりません。

次に、2点目、お迎えの際の30分は大きいため、開設時間を午後7時までとしてほしいについて回答します。

開設時間については、利用児童の保護者の就労状況を踏まえ、午後6時30分までとしております。そのため、現時点で開設時間を延長する考えはありませんが、突発的な事情によりお迎えの時間が午後6時30分を過ぎる場合には、保護者と支援が連絡を取りながら、お子さんの安全を考え対応しているところであります。

次に、3点目、年度途中から入所するのが難しい。保護者が働きやすい環境をつくるためにも改善してほしいについて回答させていただきます。

放課後児童クラブの申請時期は例年11月頃ですが、保護者が働く時期により申込みが年度途中になる方もいらっしゃいます。その場合は、申請書の提出があった時点で、指定管理者に連絡し、現場との調整を行っております。

しかしながら、年度当初や夏休みなど、利用率が高い時期によっては安全に利用できることを確認してからの使用決定になりますので、お待ちいただく場合がございます。引き続き、

児童が安全に過ごせるように現場の状況を確認しながら、なるべく早く利用できるように調整を図ってまいります。

最後の御質問、家庭との連絡を密にするために連絡アプリが導入されているが、十分に活用されているのか、アプリの使用状況についてお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブにおいては、ハグノートというアプリを導入し、児童クラブにおける月行事や活動の様子を保護者に配信しております。アプリの機能の一つに、月ごとの当初予定や登所時間及び降所時間を登録するメニューがありますが、登所予定表などについては、現在、各児童クラブへ紙で提出している状況です。今年度中に、当初予定や変更の連絡がアプリ上でできるよう、また児童が登所した時間について、保護者がアプリ上で確認することができるよう、指定管理者において準備を現在進めているところです。

アプリを十分に活用するに当たり、支援員に対する研修や保護者への周知など、スムーズな運用開始に向けて取り組んでまいります。

以上、2問目の回答にさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問目、学校施設再編ビジョンに関してですけれども、6か月たってももう少し進んでいるのかなと思ったんですけれども、6か月たっても全然進んでいないのかなという印象です。なので、一つずつ聞いていきます。

1点目の現在の各学校施設の状況は、これは七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命計画に基づいて進めていらっしゃるということですが、それに関して、私ここに学校施設の状況の調査は、現在通っている児童生徒や教職員にとっても関わってきますよということを書かせていただきました。これ、答弁では別々に考えているということなんですけれども、別々に考えているのであれば、ここに書いてあるとおり、学校施設は一般的に築40年から50年程度で改築されるかと書いてあります。

そして、松ヶ浜小学校は昭和40年にできていて、もう60歳ですね。亦楽小学校は昭和39年にでき上がっていますので、もう61歳です。体育館はもう60歳です。何でこれ進めていないんですかね。別々であれば、これをしっかり進めながら、ものをしっかりと管理していくんじゃないんでしょうかね。本当に理解できないんですけれども、そののところ、教育総務課、教育委員会としてはいかがなんでしょうか。

あの状況で子供たちが勉強できると思いますか。私たち教育民生常任委員会で学校施設5校回って、提出させていただいていますよね。聞き取りも行っています。

亦楽小学校の教室の床、私が通っているときから変わっていません。いろんな栄養素が床と床の間に落ちています、鉛筆だったり食べかすだったり。一つの教室で床から虫がわいてきてしまっているんですよ。それでも、学校施設再編ビジョンとは関係なしに、このインフラ長寿命計画のこの冊子に基づいて進めているのでしょうか。ちょっと本当に理解に苦しみますけれども、そのところ、どのように説明されますか。

亦楽小学校で上靴を新品のものを買っていくと、上靴真っ黒になって、1週間後に持って帰ってきます。だって、あの床ですものね。そういうところ、教育長は亦楽小学校でも先生やられていたので分かると思いますけれども、それから何十年もたっていますけれども、これは本当に大事です。耐震性も危ういって、これちょっと昨日の夜読み込ませていただいていますけれども、本当にこれ、子供たちを通わせていける状態にあるのでしょうか。

それと学校施設再編ビジョン、本当に割り切って考えているのかどうなのか、そのところ、詳しく説明をお願いいたします。時間をかけてゆっくりしている場合ではないと、私は考えます。いかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問、学校のほう、大変古く御心配なお気持ち、すごく同じように私どもも捉えております。

それで、具体的などいうか、学校のまず維持管理につきましては、緊急性を下に毎年度修繕をして、そして安全性第一に建物を修繕しているところでございます。

一旦まずは、維持修繕につきましては、そういった形で進めております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 町長にお伺いいたします。

町長が学校の設置者となっておりますよね。

これ七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命化計画に書いてあります、「本町の築30年を経過した学校施設は、躯体等の老朽化・劣化が多く発生していることが調査の結果確認された。また、30年を経過していない建物も震災の影響と考えられる劣化・損傷が見られるため、品質の観点から大規模な改修・改築の必要な施設が多く存在している」。それが今、もうこの表でいきますと、16ページにあるところ、「計画期間中には平成37年、2028年なんですけれども、から築60年を経過した亦楽小学校校舎棟、屋内運動場及び松ヶ浜小学校校舎棟の改築時期となる」とあります。

これがもうこの計画に載っていますよね。これをやりながら、学校再編をやっぱり考えていかなければいけない時期に来ていると思います。そこのところをどう町としてお考えなのか。これはもう教育総務課とか教育委員会だけの問題じゃなくなってくると思います。町長も2年前に選挙に出られたときに、たしか公約で学校再編ビジョン、公約ではないですけども、その後の新聞に学校再編ビジョンのことが載っていたかと思います。

なので、お考えをちょっとお聞きしてみたいです。どのように考えているのか。今期あと2年ですよね。なので、そこのところどうでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 学校の修繕と再編は別物と考えています。

それで、毎年度、これまでもずっと学校の施設環境については、毎年度予算協議の中で状況を聞きながら、それでやっぱり優先度を考えながら、緊急性のあるものなんかは対応しているつもりです。

ただ、古さに関しては、できるだけこの役場も含めて利用できるものを利用していくという発想でやっています。そして、ちょうど造って、私が小学校4年生のときですから、松ヶ浜小学校なんかできたのは。それで本当に大分、それこそ60年過ぎていて、老朽化とかそれは承知の上です。

ただ、最低限子供たちの安全性とか含めて、あとは最低限というか、トイレの洋式化であったり、エアコンであったりというのは、その都度、古い施設でありながらも対応はしております。

ただ、一気にこれはなかなかできないものですから、そういった意味では、施設については、やっぱり順序立てて現場の声を聞きながら、現場の声を聞いて、その都度、私が例えばそれをやらないというんじゃなくて、その状況を伺いながら、毎年毎年時間をかけて予算化をして対応させていただいているということ。そして、ただ今後のことも考えると、やはりもうテーブルにある程度ついて、意思形成をしっかりと考えて、今後の学校ビジョンというか、学校の再編とかもそれは考えなきゃいけないということで、現場のほうに指示を出しております。

教育長が途中で辞められたりいろいろありましたけれども、なかなか進んでいないというか、ちょっとこの辺は以前も申しましたけれども、しっかりと要は学校の環境もさることながら、今後、七ヶ浜の子供たちをどう育てていくんだというビジョンをしっかりと持たないと、ただ学校だけ直しただけでは、学校だけ合わせただけでは、経費の節減だけじゃなくて、そうじゃなくて、どういう人材をつくるんだということもしっかりと考えていかなきゃならないという思

いで進めています。

ただ、皆さん学校の施設を見て、古いことで確かにそういう気づきがあったんだと思います。ただ、そういった現場の声がこれからもしっかりと私のほうにどういった形で届いてくるのか、再度担当課のほうにも話をしながら、そういった優先度を考えながら、修繕をやっていきながら進めていきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 現場の声っておっしゃいますけれども、現場の声は誰の声でしょう。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 学校の先生方とかそういった毎日利用されている方、もちろん教育関係の教育委員会も含めてそういった声を伺いながら、予算協議の段階でいろいろと協議をしております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうだろうなと思いますけれども、教育委員会教育総務課で現場の声をしっかりと吸い上げていらっしゃるのでしょうか。それを町長、副町長、それからほかの課長に、しっかりと伝えていらっしゃるのでしょうか。

私たちが現場を確認したとき、教頭先生、校長先生が我々に訴えかけてきてくださったように、それがしっかりと上がってきていますでしょうか。そのところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

学校のほうには丁寧に聞いて、現場の声、受け取っているところでございます。

ただ、今年度もしかしたら、今年度始まって異動の方も多かったので、なかなかもしかしたらその辺遠慮があったのかもしれませんが、その辺は真摯に受け止めまして、こちらからもしっかりまたアプローチしながら声は聞いていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） もう一回説明いただきたいんですけども、学校施設の再編ビジョンの方向性が決まらないのと修繕・修復計画は全く別と説明ありましたが、全く別であれば、この計画にはのっとなって進むはずなんじゃないんですか。何が支障があって、この計画どおりに進んでいないんですか。

学校施設再編ビジョンで大体必要になるものは、恐らく新しい学校のカリキュラムが必要に

なってきますよね。どうやって子供たちを生きていかせるか。今からもう令和の子供たちは、汚い学校、汚いトイレにいただけでも、昭和生まれの私たちとは違う感覚なので、低学年の子供たちがそのような校舎、皆さん行って見て、一緒に勉強してみたら分かると思うんですよ。あそこに座って虫がわいてきたり、もう床に何かいろんなものが入っていたり、3階の音楽室の隣の廊下はもう何年も雨漏りしているんです。もう何年も何年も、私の息子、今、中学校3年生ですけれども、6年生のときにその教室だったんですけれども、もうその頃から同じように雨漏りしているんですよ。常時バケツと雑巾がそこに置いてあります。

七ヶ浜中学校の体育館のギャラリーも見てください。ブレーカーみたいなのがもう壁なんかもう剥がれ落ちていて、雨降ったときに漏電しないように、袋でカバーされているんですよ。

至るところに穴空いていて、至るところに雑巾置いてあって、至るところにバケツを置いてあって、これが正常に子供たちが通える学校ですか。それも考えて学校再編ビジョンを考えていかなければいけないですよ。全く切り離すことは、私は理解できないんですけれども、そのところどうなんでしょう。町の皆さんにもそれ説明できますか。

この間、C a f é d e まちトークをやったときも、お母さん方、お父さん方から来られますよ、学校再編ビジョンに関して。そういった町の人たちからの声も上がっているのに、現場の声をこれから聞いていきますと悠長なこと言っている場合ですかね。そのところいかがですか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 今、議員の話をお聞きして、そうだなと思っております。

私、5月16日に着任しましてから、教育委員会訪問で亦楽小学校訪問することがございましたので、一緒に授業を見せていただきながら、教室の様子なども拝見してきました。私が平成15年に勤めたときと変わらずの校舎の中で、やっぱり床の劣化というんですか、それはちょっとかなり進んでいる部分もあるのかなと思って見てきました。その中で、子供たちが一生懸命勉強に取り組んでいる姿を見ながら、やっぱり少しでもいい環境を整えてあげたいなという気持ちが出てきたのは確かでございます。

その後、課長さんたちが、議員さんたちのもとで集まって話をお聞きしてきたということについても、私、教育委員会のほうで細かく話を聞かせていただきました。教育委員との学校訪問で感じてきてあったところと共通する部分もあったので、共感した話を聞いてございます。

そのような中で、長寿命化計画の中の算出評価の中でいうと、建築はBと評価している部分、

そして電気設備をCと評価している部分がございますので、この計画にのっとなって電気関係のものを優先して進めているという状況がございます。

その中で、できれば床とか気になる部分も改修を進めていきたいということを、話はしてございます。

議員と気持ちは一緒でございます。

ただ、この算出方法の中で、この計画にのっった形で、まずは電気のほうを進めながらという状況でございまして、この計画が、昨日もお話したとおり、平成28年度にでき上がったもので、令和8年度で10年たっていくということもあり、見直しをかけていく時期にもなってございますので、今日の話を生かしながらつなげていくことを考えていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうすると、これに基づいてやっていくということですので、これ以上言ってもこの場では解決しないということなので、2点目のほうに移ります。

こちら、推移は把握しているということですが、数字、御提示いただけますか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

提示の部分でございますが、今、推移も含めていろんなところを研究しているところでございます。

まずこの段階ではお示しするということは、まだ時期じゃないかなと感じておりますので、控えさせていただきたいなと思っております。

ただ、時期が参りましたらお知らせするという、そういった準備で進めております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 令和6年は70人以下ぐらいですよ、生まれてきた子供たち。まず、それが1点目。

じゃあ、公表する時期はいつですか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 公表する時期はということですが、今年度、まず先行自治体のほうを見て、いろんな話を聞いてきます。あと、今まで情報を収集してきた事柄とか

そういったところ、研究を重ねて、そしてお示しできる 때가来ますので、そのときになったらお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、年間70人生まれている。まず、1点目。

小学校3校必要ですか。中学校2校必要になりますか。

3校あったら、1クラス20人以下。もしかして10人かもしれない。

中学校70人、35人、35人クラス、いやそれよりももしかして少ないですね、69人とか。

先生の数も、2校あったら、教科教えられるですよ。部活も地域展開も進んでいないセヶ浜町で、子供たち何をしたらいいですか。どう考えてこのセヶ浜町で子育てしたらいいですか。今から子供たちをここで育てようと思う若い方々は、何にも将来のことが分からない、「このままこんな古い学校にうちの子供通わせるのかな」、「あら何だや、うちの孫もこんなとこさ通うのがや」ってなりますけれども、そののところ、時期が来たらお知らせします、いろいろなものを研究しています、6か月前と同じ答弁なんですけれども、いかがでしょう。（「教育委員会の話なんですけれども、1点目、町長のほうにも質問あったものですから、基本的なスタンス、そういったものを私のほうからちょっと説明させていただいてよろしいでしょうか」の声あり）

私は構わないんですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、基本的なスタンスについて、今朝、町長から指示があったことについても併せて説明を申し上げたいと思います。

事務方の話なので、数字とかそういったものがひとり歩きするとちょっと困るなという部分があって、回答については差し控えたりということがあったんじゃないかと思えますけれども、町長から指示があって、ここ5年、10年、あるいはその前後になるかも分からないけれども、老朽化がこのまま進んでいくと、再編、それからそういったものが検討材料になってくるんじゃないかということで、ただそうなった場合に、現制度の中でどういった財源的な政策があるか、それから、調査とか計画、そういったものを立てていかなくちやならないか、ということを入内でまとめてほしいということがありましたので、私、担当課の管理職を呼んで、関係する課を寄せて会議を開いて、どういった課題があって、何に取り組んでいかなくちやならないか、年度的な計画も含めて、考えておいてほしいという指示を出したばかりでございました。

それから、今、直美議員からいろいろお話を聞きますと、現場のほうでは老朽化が、私が思っている以上に老朽化が進んでいるという印象がありましたので、現計画の中だけでは済まないということを承知いたしました。

ということですから、来年度予算編成に向けては、それとはまた別に、あるいは一緒になるか分かりませんが、見直しなのかあるいは別な計画を立てなくちゃならないのか、その辺、振出しに戻って検討する必要があるんじゃないかということを再確認しましたので、今年度中にとれる計画あるいは調査、そういったものをもう少し前に進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうですね、生まれてくる子供たちのために、それからもう生まれてきている子供たちのために、それから働く教職員のためにも、そしてそこに通わせる保護者、少子化がどんどん進んでいきます。

近隣の市町村は学校統廃合を進めますとはっきり申し上げています。今日も一ついい情報をいただいたんですけども、新聞に川崎のほうでも発表したということです。6か月前、3月のときは、この学校再編を互理、もう着々と進めています。

なので、七ヶ浜町はほかの町よりも恐らく郷土愛が高いというか、私たちの地区の学校をなくさないでほしいとかいろいろあるとは思いますが、でも、それにこだわっていたら、将来生まれてくる子供たちにすごい影響があります。

なので、町長も向洋中だったり、汐見小学区にお住まいです。私は七中、亦小に通っていました。そこに住んでいます。でも、そういうのはもう関係ないんですよ。

なので、そういうのを取っ払って、町がしっかりとそういう方々にお話をして、何回も懇談会を開いて、皆さんの意見を聞いてやっていくというのが必要なんじゃないでしょうか。そのところ、どなたでも構いません、御回答願います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ほかでも、テーブルに着いて今後の学校の再編とか考えようって私が打ち出したのは、当然、首長さんたち、今どこでも仙台市内を除いてはそれが大きな課題になっています。

ところが学校をそうは簡単に、直美議員、簡単に言いますが、ここにあった学校が、今まであった母校がなくなるということに対しては、けんけんがくがくどこでも長時間かかっている。新聞に出ましたけれども、塩竈でも3年かかってやっと、3年検討してきたけれども

今度改めてそれを表に出して委員会でやると、どこの自治体でもそういった部分では水面下でいろいろ意思形成過程を図っている。

結局はほかのところを見ますと、新たに学校を別な場所に新設して、それで統合するというやり方がほとんど多いんです。ですから、今ある施設を利用するとかそういうのはないので、そういった部分では、うちの町、この面積狭い中でどうなんだろう。もう小学校も中学校も一つにしたらいんじゃないかとかいろんな意見があると思いますし、いろんな組合せがあるので、何通りもそういった部分であるので、その辺は分解していろいろとこちらの意思形成過程の中でしっかりとその辺を今後考えてほしいということをお願いしています。

そして、何よりも子供たちの学校環境が悪いのは、それが一番やっぱり懸念材料ですけども、どういった子供に育てるのか、どういった方針で町として育てるのかと、それが私一番大事だと思っているんです。

例えば、いろんな住民の人がいて、古い家に住んでいるから悪いのかと。衛生環境が悪いのでは駄目だけど、そうじゃなくて、どういったそのこの家庭でその子供を育てていくんだということが一番大事だと思っているんです。

ですから学校の組合せも、よく小中一貫校にすればいいとか、義務教育学校はどうなんだとかっていろいろやっていますけれども、その辺の詳細を今後やっぱりもうちょっと時間をかけさせていただいて詰めさせていただきたいと、そういう思いでやっています。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 環境は大事です。大事です。

2030年の国の教育方針、これ、子供のウェルビーイングの保障って決まっていますよね。

Beは、健康な状態で元気である。ウェルビーイング。

環境大事ですよ。2030年、今何年ですか、2025年、あと5年後です。どのような子供に育てたいかと考えるんだったら、まず環境を整えてください。

今、2024年に69人しか生まれていないんだったら、簡単に多分それを足していけば、恐らく令和13年とか14年とか、そこら辺ではもう小中学生が多分800人ぐらいとかになりますよね。足したりなんだりしていけば。

ゆっくり時間かけている場合ですかね。どなたか教えてください。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった中で、これからどういった状況になっていくのかというのが私一番気になるところで、みんなスマホを持って、タブレット配って、便利になったと思った

ら、子供の成績はがたがたと。ましてや宮城県、全国でも47都道府県の中で最下位くらいに位置している状況と。

そういったことも踏まえて、いろんな環境も、環境が大事ですよ、施設環境とかね。

でも、そういった意味で逆に、本人そのものというか、子供そのもののそういった資質の低下が一番怖いということで、これまでも10年間、英語教育とかいろんなことをやってきたわけですよ。

だから、七ヶ浜の子供たち、今後どうするかというのが私にとっては大事だと思っています。

ですから、その組合せが小中一貫校なのか、義務教育学校なのか、今の現在のままでいいのか、そういったことも含めて、今後しっかりと時間はかかりますけれども、時間をいただければもうちょっと詳細をどんどん詰めていきたいと思います。

そして、私が一番懸念しているのは、今、宮城県で部活とか何とかあってあれですけども、これから10年間で宮城県の高校生4割減るんですよ。これからそして高校の無償化とかいろんなことが出てきたときに、学校というのはどういう形態になっていくんだろうか。私学のほうがどんどんどんスキル、偏差値が高くなっていくのか、ナンバースクールがどうなるか、これからどうもその辺が見えないと。

その中で、七ヶ浜の子供たちはどういう対応をしていったらいいんだろうかというのが課題であります。そういったことも含めて、これからいろいろ教育委員会の教育長ともいろいろ詰めていきたいと思っていました。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうですね、高校、来年から塩釜高校ももう1クラス減ります。

今の中学校3年生が高校1年生になって、その子たちが高校3年生ぐらいになるときは、もう東キャンパスはなくすという、それも今、娘が通っているのも先生から情報をいただきましたけれども、それぐらい再編していかなきゃいけないんですよ。

なので、いろんな方の意見を聞きながらやっていくのであれば、亶理町でも前回も言いましたけれども、再編準備委員会等を設置して、それに向けてやっていくんでしょう。いつまでも庁舎内、皆さんだけでやっていると、凝り固まったその考えしか多分ないと思うんですよ。皆さんずっと一緒に働いていらっしゃるし、幾ら勉強しても、やっぱりそういった建物の汚さだったりとか、そうやって虫がわいてきている恐怖だったりとか、そういうのってやっぱりいろんな角度からいろんな人を見て初めて分かるじゃないですか。ずっとやってらっしゃったのに、それ報告なかったってということもあるじゃないですか、実際に。先生たち報告できな

かった。

だったら、やっぱりいろんな方がそこに入って、どうやっていくんだって、みんなで議論していくことが大事なんじゃないんですか。そのやっぱりその地区から出てきた人は、その地区の方々意見とかも聞くし、自分の学校がなくなるのは本当につらいんですよって、そりゃ分かりますよ、それに決まっているじゃないですか。

だけど、これはそれを乗り越えてでも進めなきゃいけないことですよ。ということは、私は思うに、ゆっくり時間をかけてやっている場合じゃないんですよというのが、もう6か月前も今も言わせていただきます。そのところ、もう少し何か町民と同じ目線になって考えていただけませんか。

やっぱりC a f é d e まちトークをしたときも、お母さん、お父さん方からの意見です。多分もっと出ています。「中学校統合のうわさがあるが、町の方向性が分からない」、「小学校3校は要らないのではないんですか」、「学年1クラスという学年が増えてきて、中学校でも1クラスになったらどうなんですか。やっぱり心配していますよ。学校の統廃合はあるんですか」、毎回私も久しぶりに会った方に聞かれます。

なので、やっぱりそこをちょっと半歩でもいいので進めて、そうやった亘理町でやっているように、亘理中学校再編準備委員会等を設置してやっていくべきではないんでしょうか。ここそこそこやっている場合ではないと私は考えます。

前回6か月前に須藤教育長がおっしゃっていました。これからはしっかりと隠すことではないと考えますと、ここで答弁していらっしやいました。

なので、そのところどうでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 全く同感でございます。

私、教育長に着任してからまだなんですけれども、教育長会で話をするのが全部その話です。山元町も4つの小学校を1つにまとめることになったんだとか、それで忙しいとか、そういう話でございます。

ですから、これは私も自分のこととして、日々考えてございます。

隠し立てをするわけではございませんけれども、いわゆる要らぬ発信をする中で、様々な誤解を生み、それが町民の皆さんに余計な教育活動への影響が出てくることの懸念がございますので、悠長にして見えますけれども、水面下では足をばたばたして、たくさん情報を今積み重ねてございます。

このまま学校を減らしていくという統合の仕方もございますし、小中一貫校という形にして、校長先生を2人置いて、その中でうまくやっていくという実践もあります。それから、義務教育学校という形で、校長先生お1人で、小中高をお任せして進めていくというやり方もございます。

いろんな情報たくさんあって、県の情報交換会等でも今のところ、小中一貫校で校長先生2人いることについてのマイナス材料が多いようだとか、それから、義務教育学校で進めていくことでの子供たちのスタッフの運用の仕方が非常に効果的であるとか、それから、普通に今までであった学校を使って統合していくことで、子供たちが地域の中でうまく進んでいくやり方とか、いろんなやり方がたくさんあるんですね。

うちの町の場合は、どれが一番最善なのかというところでの検討というのは、表には出していないんですけども、日々会話の中とかいろんなところで進めている状況です。それは公開できるほどのものではないということなのですが、一応そういう状況の中で進んでいるということなんです。

そしてもう一つは、今年の子ども議会の中学校の子供たちのあの一生懸命考えをまとめている姿を見て思ったのは、大人が目線で学校を設置してあげようという発想もあるんですけども、例えば、来年とか再来年とかの子ども議会等で、子供たちもう情報いっぱい持っているんです、今、スマホとかインターネット詳しいので。中学校の子供たちだったら十分どういう学校を創りたいって、夢の学校づくりみたいなものを話し合うのも一つの方法かなと思っています。

中学校の子供たち、私が想像している以上に、今回の子ども議会で非常に感銘することがあったので、子供の発想というのも一つその中に入れていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうです、前回も須藤教育長が答弁していたとおり、同じなんですけれども、七ヶ浜にある小学校は小学校、中学校は中学校というのが一つのパターン。

それから小中一貫校、6・3制のまま小学校と中学校を同じ場所、あるいは近くの場所で1校として見る。そのとき校長は1人とおっしゃっていました。

もう一つが義務教育学校、これは9年生。教育委員会や学校長の考えによって4・3・2にできたり、3・3・3にできたりということでした。

どれにするかというのは、まず大きなところは一つあります。

もちろん時間はかかります。理解しています。でも、それだけじゃないですよ。どんな子を9年で育てるかというのももちろん大事になってきますし、もともとあった学校の跡地をどうするかということも考えていかなきゃいけない。それから、恐らく昔は七ヶ浜中学校1校だったんですけれども、すごい端の湊浜の人とかも歩いて来たり自転車であたりしてしていました。

でも、我々の時代とは違うので、恐らく送迎しますよね。それでも送迎できない親御さんもいらっしゃる。そうすると、スクールバスのことも考えなければいけない。

本当に考えなければいけないことが多岐にわたっているこのことを、何回も申し上げますけれども、時間をかけるのは分かります。けれども、まずはどうしたらいいのかということ、やっぱり表明していかなければいけない、町の皆さんと一緒に考えていかなければいけない。教育長から提案があった子ども議会で話し合うのはどうかという御提案がありました。ありがとうございます。私、リーダーとしてそれをちょっと心にとめて来年どうしようかとは考えていきたいとは思いますが、子供の声を聞く、それは本当に大事です。

なので、これをまず大事なんじゃないかなと思います。町の声、町民の声を聞く、子供の声を聞く。じゃないと、いろんいうわさが立つんです。武田教育長が教育長だった頃に、私このこと、学校再編のこともう既に質問しています。そのときに私が申し上げたのが、これも何人からも言われているんですけれども、「七ヶ浜中学校バリアフリーだから、あそこって介護施設になるんでしょう。だから、向洋中残るんだよね」ってよく言われたんですよ。

だから、何も表明しないと、もう既にいろんいうわさが立っているんです。議会だよりも載せたはずなのになあって思うんですけれども、寂しいことに多分読んでくださっていないので、皆さんまだそういったうわさが広がっているんです。

なので、やっぱりちゃんと表明をしていかないと、もう既にうわさが立っています。なので、それを考えると、半歩進んでいただかないと、やっぱり皆さんうわさを立てます。

そのところいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 本当にうわさは、非常に難しいですね。SNSもそうですけれども、ひとり歩きしてしまって、自分がしゃべっていないこともしゃべったかのごとくになってしまうというのがございますので、本当に難しいところだなと思います。

だから、発信についても本当に慎重にしくちゃいけないなという部分もございますが、この部分は、なかなか待ったがかけられない状況も来つつあるんだなということは、今日の議

員の話で十分に聞くことができましたので、受け止めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、今、私のこの思いを少しは理解してくださったということであれば、今年度中もしくは来年度中にそういった検討委員会を立ち上げたり、もしくは、ホームページにそういったものを表示してみたり、やっぱそれ言葉なので、うわさじゃなくなるので、しっかり目で見えていきますよね。一番うわさが広がるのが、何もお示しが無いからこそうわさが広がってしまうというところがあります。なので、やはり私としては、しっかりと、何回も申し上げていますが、町の皆さんの意見を聞いて、その場にやっぱり町の役場の方が行って、教育委員会なり町長だったり総務課だったり、いろんな横のつながりでやらなければいけない案件ですので、そのところを進めるお考えがあるのかどうか、どなたかにお答えいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 本当にうわさとかひとり歩きされるのが一番困るので、意見の強い方がそのときの場面でそのときだけ強い意見を言って、そこが強引にする人とかいるので、それが私はちょっと問題だと思っていますので、広くですね、そして我々のほうの説明する側の意思形成をしっかりとそのビジョンを持って説明しないと相手に分かっていただけないと思うので、そういったことをしっかりと今後やっていきたい。

だから、七ヶ浜の子供たちをどんな子供に育てるために、我々は学校の再編も含めてやるのか、そして、それまでにその施設環境をどの程度までにしていくのか、それはまた分けて子供たちの環境に何とか支障のないようにできるだけしていきたいと思っておりますので、その辺です。

ですから、逆に反問じゃないですけども、直美議員は子供たちにどんな力をつけたいんですか。どんな子供にしたいんですか、七ヶ浜の子供たちを。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 聞いていただいて、ありがとうございます。

私のような子供に育てたいと思います。（「はい」の声あり）まだ終わっていません。

やっぱり私も子供4人育てていますけれども、さっきメディアがありましたけれども、やっぱり中学校3年生まで、うちは携帯を持たせていません。家で私の目の前で携帯を使います。そして自分の頭で考えて、自分の責任でしっかりと言葉を発するような子供になってほしいと思います。

やっぱり頭がいい、頭が悪いというのは、やっぱり成績がよい、成績が悪いといろいろあります。私も子供4人いますけれども、4人それぞれ本当に違います。

だけれども、やっぱり今ガザとかいろんなところで戦争起きています。日本は本当に今、裕福だったはずですけども裕福じゃないのであれですけども、でも、それでも生きる力というのを備える、備えることができる、どこに行っても生きていける、そんな子供になったらいいなと私は思っています。

なので、やっぱり学力、体力、体力が大事です。今のこの学校施設では、この体力を養うこともできません。だって、夏は暑くて体育館を使えなくて、体育もできない、部活もできない。昨日の夜も行きましたけれども、立っているだけで汗がにじんできて、私、運動していないのに目に汗が入ってしみるしみる、大変です。

なので、やっぱり学校再編というところは、どんな子供に育てたいか、大事ですよ。学校施設、ちゃんとしたところで勉強できるというのが大事です。

そして、2030年に国が掲げている子供のウェルビーイング、それになるためには、今まで申し上げたことが本当に大事になってきます。

なので、私は町長の質問に答えますけれども、どこに行っても生きていける、そんな強い子供を育てたいです。

質問します。

なので、そういった検討委員会とかを立ち上げるのはいつになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから、教育委員会の話なんですけれども、学校を建築するというのであれば町長部局でもありますので、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、今年度中あるいは来年度の前期に、そういった検討委員会、そういったものを立ち上げたいと今考えております。御理解いただきたいと思います。

できるだけ来年度の前期までの間に委員会を立ち上げられるように、ちょっと頑張ってみたいと思いますので、御理解をいただきたい。ただ、これが来年度中になるかどうかということについては、今後やってみないとちょっと分からない部分がありますので、そのところは申し訳ございませんが、努力をさせていただくということで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私も学校再編のことということで、表に出さなきゃいけないということで出して、やっぱり自分で調べたり勉強していくうちに、よそのところなんかを私なりにいろいろ

調べていると、やっぱりかなりの時間かかっている。最低でも10年ぐらいかかっているんですよ。

ですから、なかなか方針を決めてコンセンサスを得るまでにかなり時間がかかるので、そのためにはいろんな情報とかやっぱりいろんな方針とかいろんなことを考えてやらなきゃいけないので、できるだけ早いうちという思いはありますけれども、状況によっていろいろと変わってくると思います。

これから、どんどんどんどんそういった教育部門のやつが何か大きく変わっていくような気がするものですから、単純に偏差値教育だけの問題じゃなくなってくるんじゃないかと思えますし、これから生成AIとか出てくる中で、何でも子供たちが質問すれば答えが出てくる時代にこれから何を教えるんだということを、私、すごい疑問になっている部分もありますので、これからそういった状況も踏まえて、早いうち、将来のうちの町のあれをどうしたらいいかということを考えていきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうですね、大学入試も偏差値だけじゃなくて、今、既に、うちの娘も大学2年生なんですけれども、AO入試というのが結構大きくなってきています。

やはりそういった子供、いろんなことを考えられる子供、いろんな状況に対応できる子供を育てるためには、やはり何度も申し上げますが、環境が大事ですので、そここのところも理解をしてもらって、来年度中に立ち上げるであろう検討委員会、設置に向けて町一丸となって動いてほしいなと思います。

最後に、もう時間ないんですけれども、放課後児童クラブに関して質問いたします。

さくら放課後児童クラブの砂利に関してなんですけれども、それは私が視察に行ったときに支援員の方から聞いたことだったんですね。なので、必要ないということだったんですけれども、必要であると思う支援員の方もいらっしゃるんで、そここのところいかがですか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 御質問をお受けしてから現場のほうに行きまして、支援員さん方にお話を聞いたところ、やはりお子さん外で遊ぶときに、裏の児童遊園も遊べるようにしたんですけれども、砂利のほうで追いかけてっこをしたりとかする場合があって、「その時にちょっと転ぶことが多いんだよね」という話ではありましてので、そここのところ、支援員が「気をつけてね」とか声がけをしたりとか、あとは遊び方とか遊ぶ場所を変えとか、そういったことで対応していければなというお話でしたので、一旦これで様子を、状況を見ていき

いと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 3クラブ共通の課題なんですけれども、18時半を19時まで延長は考えていないということですが、仙台で働いていました私も、そうすると、あそこの産業道路帰ってくるの本当に時間かかるんですよ。

大体仕事って18時半までの方とかもいるので、やっぱり選択肢を広げるためには、やはりいつまでも18時半ですってこだわらないで、そこはやっぱり保護者の意見を聞いたりしながら変えていく必要があると思うんですけれども、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 6時半という時間を設定している理由なんですけれども、七ヶ浜の町の状況とか、地域の状況によってまた違うんですけれども、面積が広いところで通う勤務地が遠かったりとかする場合は、市町村によってその時間、併設時間を調整しているようではあるんですけれども、七ヶ浜の保護者の方の就労地を見ますと、やはり近隣、仙台市もありますけれども、近隣の市町村が多いということだったり、今の状況だと6時半ぎりぎりになる方もいらっしゃるんですけれども、そういう交通の状態とか、少し遅れますという連絡をいただければ、支援員の方は帰ってくるのを待って、待機はしております。そういう対応をしております。

また今後、保護者の方の就労状況、就労地とか就労時間によってどんどん変わってくるとは思いますので、状況を見ながらその辺は検討していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） でも、保育園は延長保育があって、それで小学校1年生で入れて急に変わるとなると、シフトも変えなきゃいけないんですけれども、そのところをシステム上でできないんですか、それともやっていないだけなのか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） そうですね、どれだけの保護者の方が時間を過ぎるとか、そういうニーズもあると思うんですけれども、その保護者の勤務地だったり、状況をこちらで確認したところ、6時半が適正ですし、あと小学生のお子さんが御自宅に帰って、夕飯を食べて、次の学校の用意をしてというその生活リズムを考えると、やはり6時半が適正なのかなと、保護者の就労時間と小学生の生活リズムと考えたときに6時半という設定をさせておりますけれども、また今後その保護者の状況が変われば、またこちらでその辺は検討していきたいと思

ておりますので、御理解いただきたいと思います。（「システム上、できるかできないかというところは」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） システム上というか、（「そうです、ごめんなさい、制度的に」の声あり）制度上は、時間の設定は市町村で決められますので、それは大丈夫です。

（「以上です。以上じゃないですけど、以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前11時25分から再開いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、2番鈴木 篤議員の質問を許可いたします。篤議員、発言席に御登壇願います。

〔2番 鈴木 篤君 登壇〕

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

大枠2点になります。

まずは、大枠の1点目、「老朽化した学校施設の修繕を」求めるものになります。

先ほどの直美議員とちょっと内容が重なるところかなとは思いますが、ちょっと角度を変えた形でお聞きしたいと思いますので、御容赦いただければと思います。

改めまして、2025年6月、教育民生常任委員会の所管事務調査として、町内の小・中学校を視察いたしました。その際に、雨漏りや照明の不具合など、早急に修繕が必要だと思われる箇所が多数確認されました。

そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

①番、学校施設を適切に管理・運営しているとは言い難い状況だと感じましたが、町の見解をお伺いいたします。

②番、規模的に各学校の予算内で修繕することは難しいと思いますが、予算を組んで計画的に修繕する考えはあるのか、お伺いいたします。

③番、本町は令和6年出生数が69名と町のホームページにございました。このように少子化が急速に進んでいる現状でございます。また、運営コストの面からも近い将来の学校統合は避けられないものではないかと個人的に考えております。近年では、石巻の桃生地区のように、

小中一貫校への移行を視野に入れた学校統合や大規模修繕を段階的に進めている事例もございます。こうした事例を参考に柔軟かつ迅速に対応するお考えはないのか、お伺いいたします。

続いて、大枠の2点目、「温暖化対策の進捗は」に移らせていただきます。

国の2050年カーボンニュートラル達成を踏まえ、本町でも令和7年5月28日だったと記憶しておりますが、こちらの全員協議会の中で、七ヶ浜地球温暖化対策実行計画（区域政策編）の策定について説明がありました。これは今まで実行してきた事務事業編を元として策定されるべきものではないのかなと考えております。

そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

①地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の中で、資料を確認したところ、2023年度分だけ基準年、これ2013年を基準として算出されているようだったんですが、こちらの数値が変わっております。単純になぜ変えたのかなというところがありましたのでお聞きいたします。

②番、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実行してきた中で、成果と課題をお伺いいたします。

③番、カーボンニュートラル達成には、これまで以上に抜本的な対策が必要不可欠だと考えます。区域施策編において、ただいま策定中かとは思いますが、お答えできる範囲で構いませんが、検討されている対策などあれば御教示いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、「老朽化した学校施設の修繕を」についての回答を求めます。

大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） 鈴木 篤議員の1問目の御質問、「老朽化した学校施設の修繕を」についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、学校施設を適切に管理・運営しているとは言い難い状況だと感じたが、町の見解は、並びに2点目の御質問、規模的に各学校の予算内で修繕することは難しいと思うが、予算を組んで計画的に修繕する考えはについて、併せて回答させていただきます。

学校施設の管理につきましては、七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命化計画及び長期修繕計画に基づき行ってきてございます。地球温暖化に伴う教室等へのエアコン設置工事やコロナ禍に伴うICT環境整備、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震による災害復旧工事など、修繕計画内容以外の事業を優先して行っていた時期もございましたが、現在は計画内容に沿って段階的に修繕を行ってきてございます。

今後は、当該計画の更新時期を迎えることから、現状を踏まえて修繕計画の見直しを考えていきたいと思っております。

3点目の御質問、少子化や運用コストの面から学校統合は避けられない。石巻桃生地区のように学校統合や大規模修繕を段階的に進めている事例がある。こうした事例を参考に、柔軟かつ迅速に対応する考えはについての回答をさせていただきます。

今後、実証事例自治体を訪問し、情報を重ね、さらには情報を蓄積しながら、本町に合った進め方に最も望ましい在り方の検討ができるような準備を、これまでどおり進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 第2問、「温暖化対策の進捗は」について回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） 次に、2問目の御質問、温暖化対策の進捗はについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、七ヶ浜地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の中で、2023年度分だけ、基準年（2013年）の数値が変わっているが、理由はについてお答えをさせていただきます。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、町行政として排出する温室効果ガスについて、その量を削減するための計画として、2019年、いわゆる平成31年4月に策定したものであります。

この計画では、2013年度を基準年度として、2030年、令和12年ですが、それまでに温室効果ガスを50%削減することを目標としております。

議員御指摘のとおり、基準年度の温室効果ガス排出量が2023年度分、令和5年度分において数値が変わっておりますが、これは数値に誤りがあることが判明したため、正しい数値に修正したものであります。

次に、2点目の御質問、七ヶ浜地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実行してきた中で成果と課題はについてお答えをいたします。

事務事業編の取組の成果としましては、直近の数値であります2023年度、令和5年度の実績値としまして、温室効果ガスの排出量を基準年度に対し27.8%削減することができました。

また、今後の課題としましては、国の目標数値に合わせた50%削減という数字がかなりハードルが高いことから、目標の達成は厳しいものとなってまいります。このため、全国的な動向

や新しい取組などに注視していくことがますます必要になってくると考えております。

次に、3点目の御質問、カーボンニュートラル達成にはこれまで以上に抜本的な対策が必要だと考える。区域施策編において検討している対策はについてお答えをさせていただきます。

区域施策編は、町行政のみを対象とする事務事業編とは異なり、町内全域を対象とすることから、課題の捉え方や取組内容は大きく異なってくるものと考えております。区域施策編における対策につきましては、今後、委託先と内容の検討を進めていくこととなります。策定まで短い期間であります、2050年までのカーボンニュートラル達成に向け、町全体でどのような取組ができるのか、計画策定の中で整理を進めてまいりたいと考えております。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、再質問のほうさせていただきます。

まず、大枠1点目のところなんです、先ほど来、直美議員の一般質問のほうで御回答とかもあった部分はあったんですが、私は個人的に、学校再編と老朽化は別々に考えるという執行部の考え方に、非常にそのとおりでらうなと思いました。

なぜならば、学校再編は時間をかけるものだというのは間違いないことなのかなと。それはそうなんです、とはいえ、現時点、今の小中学生が通っている中学校の状況が、見たところ、非常に老朽化が進んでいて、これはもう早急に、今後学校再編をどうするかというのとは一旦切り分けてでも直すべきだと思いました。

一例で申し上げます、私が一番感じたのは、とにかく学校の施設が無駄なスペースが多いなということ、古いということを感じました。それと、電気が暗いですよ、あからさまに。私は長年学習塾経営していますので、いろんな教室の立ち上げに携わってきたんですが、教室設計するときに、一番最初にチェックするのは実は電気なんです。電気の光量を計るんです、子供の視力低下につながる。その観点からいくと、我が町の小・中学校は、あからさまにそれを下回っていると思います。特に汐見小が最も暗かったように感じました。教室によっては何か電気がつかなくなったりついたりする階もありました。すみません、どこの小学校だったかまではちょっと失念したんですが、そういった状況を踏まえて、なぜそこを直さないのか、まず1点目お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

かなり老朽化というところでお気になされているところでございます。我々もその辺はしっ

かり認識はしているところでございます。

まず、御質問にありました電気の件ですが、電気の件は既に既存予算で直している学校もあります。あと、全体的には学校の教室の電気の暗さ・明るさというところは照度検査をしております。それで指摘があったらそのところを、対策を講じるということをやっております。適宜、もちろん消えているところ、ついていないところ、壊れているところというところは、適宜修繕してまいりたいと、これまでどおりやってまいりたいと思いますので、回答いたします。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 先ほど来、御答弁聞いていてすごく気になっているんですが、これまでどおり、計画どおり進めてまいりますと。これまでも計画どおり進めてまいりましたと。その結果、今こうなっているわけですね。

なぜそこを改めようというPDCAサイクルの思考にならないのか、今現時点でこういう状況になっている、あからさまに改善しなければならないと思うんですが、それを今後も繰り返すつもりだということに非常に憤りといいますか、ちょっと違和感を感じておまして、その辺り考えを改めるつもりはないのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 私の言葉がちょっとおかしかったかなというところで反省をしております。

これまで、これまでというか修繕につきましては、学校の既存の予算ももちろんですけども、新たに出てきた部分につきましては、予算協議をしながら修繕やってきております。決算規模でも見ていただけると分かると思いますが、決算規模的にはもう修繕のほうはその都度その都度やっております。また、大規模な部分については、予算の部分もありますので、それは全体と調整しながら協議を重ねてまいりたいなと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょっとなかなかお答えしづらい部分もあるんだろうというのは察するんですが、そもそもの話、今現時点の町内の小・中学校5校、これ適切に管理している状態だと認識されているということなんですかね。

御答弁聞いていると、そういうふうに私は受け取ったんですが、その辺り再度お伺いいたし

ます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

適切に管理という部分につきましては、いろいろ我々も適切に管理している、その都度その都度対応しているという面では、適切に管理していると認識はしております。

ただ、見ていただいたとおり、老朽化だったりいろんなどころ、不具合がありますので、その部分については適宜予算を協議しながら、進められるところは進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ②番のところにもかかってくるんですが、そうすると、あくまでも予算を組んで大規模的に直していく計画はないということなんでしょうか。何か資料では計画立てられているような資料も手元にあるんですけども、これは正しく進められているということですかね。七ヶ浜町学校施設インフラ長寿化計画にのっとって正しく進めているということなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

学校施設のインフラ長寿命化計画につきましては、計画どおりに行っておりましたが、先ほどの答弁にもありましたとおり、コロナ禍によるエアコンの設置だったりとか、あと地震の被害が2度にわたってありましたので、予定どおり進んでいないところはありますが、ここ一、二年、またしっかり戻らせていただいて、電気設備のほうこちらの計画にのっとって、大規模な予算になりますが、そちらのほうを修繕しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） なかなか全てが予定どおり進むものではないというのは、仕事ってそういうもののかなとは思いますが、ちょっとだけ話横道にそれるかもしれないんですが、実は私、七ヶ浜町内で生まれ育ちまして、その中でも恵まれた年に生まれた子供なんですよ。

というのは、小学校4年生のときに、汐見小の第2校舎、今の奥のほうの南校舎というんですか、あれができて、4年生に上がったときにその校舎に入り、5年生は一旦本校舎に戻り、6年生はまた新しい校舎に行き、翌年、向洋中に入学、向洋中ができた年だったので、私の中で学校というのは明るくて新しくてすごく楽しいところ、何かジメジメしてなくて、すごく学

校に行くのが楽しいというか、新しい学校なので活気もありましたし、そういったところって地元愛に非常につながると思うんですね。

やっぱり私が七ヶ浜好きになったのってその経験があると思いますし、そういったことを考えると、学校の修繕というのはコストじゃないと思うんです、私は。投資だと思うんですよ、将来に対する。そこの将来への投資にお金を使えない町が今後発展するとは私は思えないんですね、どうしても。

ですから、ここは、大変なのは分かります、もちろん。お金降って来るわけじゃないので、ですが、何とかできる方向を探るところに、もう少し本気度を示していただきたい。

ちなみに、私、議員になりました、たしか1回目の定例会だったと思うんですが、1回目か2回目です。座って答弁聞いていまして、町長の御答弁の中で、「教育水準の高いところに人は集まると思う」という御発言あったんですよ。私聞いていて、さすが町長いいこと言うなど、失礼ながら、さすがだなと思ったんですよ。

ただ、その後、議員を2年やっているんですけども、果たしてそれを行動として示されているのかというのがちょっと疑問なのです。あの七ヶ浜町内の小・中学校の状態で、高い教育水準は果たして達成されるんだろうかと、私はされるようには思えない。

ですから、そこに何とかお金を振り分けていただいて、もう少し本気度をもって、将来の七ヶ浜のために投資していただきたいと思うんですが、再度、大規模改築の考えがないのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） ありがとうございます。

議員がおっしゃったとおり、やっぱり照度というところで、私も学校を着任してから見て、暗いなあというのはこの目で確認しております。やっぱり長期計画の中にも電気関係がCとなっていたというのは、多分その辺のことがあると思うんですけども、やっぱり電気関係を優先しながら今進めている状況でございますが、やっぱり学校は明るくて楽しいところというのは、やっぱり議員と共有して進めていきたいなと思ってございます。

そして、さらにその計画も新しく刷新しなくちゃいけないということもございますので、今のお話を受けさせていただいて、次の計画のほうに含めて探っていくというところで、こちらのほうで受け止めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） これ以上繰り返しても多分押し問答みたくなってしまって時間がもったいないので、次の質問に移りますが、とにかく先ほど申し上げたとおり、七ヶ浜に非常に育ててもらった人間として、やはり将来の七ヶ浜の子供たちのために、今のままの学校を残すわけにはいかないと強く思います。ですから、その辺の危機感みたいなのをしっかり持って、長期的なスパンで考えなくちゃいけないのは重々分かるんですが、今も子供はどんどんどんどん通っているわけで、そこにはしっかりと意識を持って進めていただきたいなと思います。

では、続けて③番のところに移らせていただきます。

こちらは、先ほど直美議員の一般質問のところ、いろいろ質疑応答あったところですので簡単に触れますが、まず大きな方向性として、いろいろ先進事例とかを研究されるというのはそれはそうだと、そうしてもらわないと困りますしというところもあるんですが、大前提として、これから少子化が突然改善され子供が増えるという可能性は、私、統計学的にないと思います、日本全国全体がそうなわけで。

と考えたときに、統合とか、小・中学校を減らす以外の選択肢を町のほうで何かお持ちなのか、そういうお考え、何かこういうプランがありますというような、こういう考え方もあるんじゃないですかというようなお考えをお持ちなのか。

私としては、それ以外の選択肢がちょっといろいろ調べたところ思いつかなかったもので、その辺のお考えをちょっとお伺いしてみたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 議員と全く同じ見解です。これから増えていくというのは、考えられないですね、どう考えても。

そうすると、その中で選択肢として挙げられるのは、先ほど直美議員のときにもお話したんですが、どのような形で学校を再編していくのかという選択肢の話になってくるのかなと思ってございます。

そうすると、うちの町の場合だと、そのまま今ある校舎を生かしながら減らしていくというやり方、新しく校舎をどこかに建て替えて、一貫校あるいは義務教育学校というような選択肢ということでございますので、それ以外の選択肢ということになると、今のところ、まだ皆で話をしているという段階ではないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうだろうかと、私も思います。

であるならば、なおさら今ある小・中学校は直さなくちゃいけないということに戻るんじゃないのかなと思います。

じゃないと、長期的な部分をやっているうちに、どんどんどんどん子供が小・中学校に通っていくので、まずは、例で挙げさせていただいた桃生町、ちょうど私の塾の教え子が今ここで教員やっています、今年の4月から統合してスタートしたらしいんですが、何かいろいろ問題になっているスクールバスの問題とかというところとかも何かいろいろ聞きながら、私もそういう進め方があるんだな、進めたらこういう問題出ているんだなと。

聞いていて思ったのが、やはり少子化って待ったなしなんですよね。えげつないほどの勢いでどんどん減っていくので、まずは段階的に、まずは応急処置としてこういうふうにしてという形で進めていかないと、走りながら考えるというのもある程度必要なんだろうなと。我々が考えている以上に子供の少子化がどんどんどんどん進んでいくので、ある一定のところで区切りをつけて段階的に進んでいかないと、今の時代、時代の変化も激しいので、それに対応もできないのかなと思います。

そういったところを、もちろん今でも情報いろいろ収集されているとは思いますが、そういった段階的に進めるという考え方はなさらないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） ありがとうございます。

本当にまさに議員がおっしゃるとおりです。

実は、この9月にそのような状況で視察をしてくる計画がございます。9月の末でございますが、これはどこかという、姉妹都市を結んでおります山形の朝日町でございます。7月に松ヶ浜小学校と一緒に子供たちと合同で活動を行ったんですが、そのとき堀教育長先生と一緒に話をさせていただいて、話をする中で、うちでさ、子供がどんどん減ってきたから、あと5年か10年ぐらい先だと思っていたんですけど、町でね、みんなで役場で話をしていたときに、これ早めに進めなくちゃいけないということになって、令和10年から令和11年の間に進めることになったんだと。じゃあ教育長、大変だったんですねという話をしたら、そうなんだと、結構忙しくて大変な状況なんだなという話があったので、ぜひ始まって、朝日町の皆さんとどんな話をしたのか、あとは議員さんたちと議会で決議になったという話だったので、どんな経緯で進めていったのかというところに特化した形で研修を、もう質問事項を出しておって総務課で話を、研修をしてくるという計画がございます。

このように、様々な角度からこれから発信していくための準備やら、それから学校をどのよ

うな形でこれから編成していくのかということとかを、いろんな様々な形で見たいなと思っていました。

山形は、全ての学校の編成が義務教育学校で統一してらっしゃるんだそうです。宮城の場合は、一貫校と義務教育学校と2つがあって、どっちがいいのかなという、今、選択肢を考えているような状況のようですが、どうも宮城もこれから進めていくのは義務教育学校で進めていくという市町村が多いようです。あるいは、もっと面白いところでいうと、町の中で中学校と小学校1校ずつしかなくなっただけけれども、それでも子供が少なくなって2つの校舎を要らなくなるから、1つの学校にまとめて通うようにしましょうなんていうようなことを始められるという市町村もあるという話も聞いていて、確かに様々な資料はございますが、その中で、本町で一番望ましい形で進めていくのはどうなのかというのを、もうかなり他人事ではなく、自分の事としてかなり詳しい状況での資料を集めている状況になってきてございますということだけは、ここでお伝えさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） いろいろ情報収集したり、お考えになっているんだろうなというのはすごく理解できました。

それを続けていただくのと同時に、この学校再編とかそういった話になったときに、ぜひどこが主体になるのか分からないんですが、ぜひ若い町民の皆さんの御意見というのを大事にすべきだなと。

なぜなら、これから七ヶ浜を支えるのは、私も48になりましたので、あと10年ちょっとすれば引退する時期が来るわけで、そうではなく、20代だったり30代だったりの若い保護者の皆さんの意見というのを非常に取り入れるのが大事ななと思いますが、その辺りは意見徴収されるお考えとかはおありかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 今の議員のお考えも含めて、これから探ってまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、大枠の2点目に移らせていただきます。

地球温暖化対策の進捗に関するところになります。

まずは、①番のところ、数字が変わっている理由については、誤りがあったので訂正したと

いうことで理解しました。

②番のところ、成果と課題はというところなのですが、私が資料を見ていて思っていたのが、やはり最初は多分成果ってすぐ出やすいですね。やっていなかったのをやったわけだから。

でも、その後、やっぱりある程度やっていくと、どうしても尻すぼみというか、同じことしかできなくなってしまうと、なかなかそれ以上が進まないというのは、やっぱりデータからも読み取ったとおり、先ほどの御答弁だとそうだなと思いました。

その中で、町のホームページから探して出力して見ていたんですが、今後の取組についてというのが一番下の段にありました。それを見ていたところ、正直、毎年同じこと書いてあるんですよ。一瞬コピペかなと思ったぐらい、ほぼ内容一緒なんですよ。この姿勢はいかなものかなと思いました。

なぜなら、完全に50%を目標にして達成していないのに、翌年も同じ形で進めようとするというのは、達成させる気があるのかなと、厳しく言っちゃうと見えてしまうというところなんです。この辺りはどのように検討されて、このような今後の取組についてのコメントになったのか、ちょっとどこの課が担当されているのか分かんないんですが、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ちょっとコメントのところというのが、ごめんなさい、今、手元にはないんですが、確かに取組内容の基本的な考え方としては、毎年変えていくというよりも、愚直に取組を継続してまいったというところがございます。それによって、ある程度削減率を高めてきたというところがございますので、基本姿勢は今後も変わらないかなとは思っています。

考え方としてはそういうことで取り組んでまいりました。

ただ、町長答弁にもありましたとおり、50%達成というのはかなりのハードルでございますので、愚直にやっていくだけでは乗り越えられない高いハードルだと認識しております。これは他市町村も含めて、みんな同じような状況であると認識しております。

先進事例でそういったところをうまくやっているところがあればと思うんですが、なかなか簡単ではないということで考えております。今年度、区域施策編ということで、コンサルに入ってもらって策定を進めていく中で、そういった事務事業編も含めた知見を何とか相談しながら、新しい情報とかも取り入れたいなどは思っているんですが、いずれ簡単なところではございません。何とか他市町村も含めて、うちの町も含めて、知恵を絞りながら情報を収集しながら、何がしか方策がないかなということで考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 確かに何かこう毎年、目新しい何かがあるわけじゃないんだろうと、愚直に進めるしかない、目標設定もすごく高いのということでは理解できるんですが、考え方というか、ちょっと表現は難しいんですが、この考え方というか、概念を別な方向から見るというのは、何か壁にぶつかったときに正しいアプローチなのかなと思うんですが、ちょっと発想を変えろとか、そういった観点で再度考え直してみるとか、同じことをやっていれば達成できないのは明確になったわけで、というような取組といますか、チャレンジといますか、ちょっとそういったところが資料上からは見えなかったものですから、その辺りってどのようにお考えなのか、伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりかと思えます。同じことを繰り返しているだけでもよろしくない、今、御指摘いただきましたように、発想を転換するということも必要かなと、今、伺っていて思っております。

そういったことも含めてコンサルに相談しながら、何がしか模索をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 直接、二酸化炭素とかには関わりがないのかもしれませんが、同ページにペーパーレス化の資料なんかもついているのを確認しました。

こちらあまりなかなか進んでいないのかなと思うんですが、これ先ほどの話と係ってくるんですが、私が議員になって一番最初に思ったのが、決算書って紙なんだという、これも発想の転換なのかなと。もちろん紙のほうが使いやすいという議員もいらっしゃると思えますし、なかなか大変なのは分かります。

あとは、学校現場とかでも他市町村を見ていると、テスト範囲表は紙で配らない、全てデータで渡す、テストの問題も極力データで渡すという取組しているところとか、要は決算書だとかテスト問題とかそういったものが紙で配らないと駄目だというのが発想の転換。

今、ICT化にもデジタル推進室つくって取り組まれていると思うので、そういった観点からも新しい技術とか使えば、全然進められる部分ってあるのかなと思うんですが、その辺りの

発想には至らなかったのか、再度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

御指摘のとおり、ペーパーレスの部分はCO₂の排出量としてカウントはしておりませんが、直接の関係はないんですが、こちらも取組として掲げております。おっしゃるとおり、ペーパーレスというのが掲げてはいるんだが、なかなか進んでいないというところもございますので、そういったところは、庁内横断的には検討しながら進めていく方向で考えたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そういったところ、ペーパーレス化に限らず二酸化炭素の削減とか、そういう取組というのはやはり民間のほうが進んでいるのが事実だと思います。

ぜひコンサルに入られる民間企業がおありだということなので、そちらのほうからの意見を聞いて、柔軟に対応していただきたいなと思います。

そこにかかるところでもあるんですが、③番目、カーボンニュートラル達成にはというところの再質問なんですが、50%削減でもかなり難しいという中で、もちろん対象が違うのは私も今回勉強して理解しました。今までは、役場内とかそういったところになるのかな、それが町内全体でということになると、やはり役場以外のところにも協力してもらう必要がある。もちろん一般家庭もそうだと思いますし、例えば町内の事業者とかそういったところの必要も絶対不可欠かと思います。

その観点から言ったときに、すみません、これちょっと間違いが若干含まれているかもしれないんですが、私が経営している学習塾がぎりぎり住所多賀城市なんですね。なので、多賀城市から案内来ることあるんですが、補助金あるんですよ。たしか屋根だったか窓だったかを直すときに、二酸化炭素排出を減らせるのであれば、若干補助金出ますとか、すみません、ちょっと細かいところ忘れちゃったんですけども、そういった内容の御案内が来たことがありました。

ですから、今後、こちらの取組されるときに、そういった形で民間業者とかに協力を求めるおつもりはないのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先行事例でそういった多賀城市の例をお示しいただきましたが、やはり住民の方、それから事業所の方々への御協力をいただきないと、目標達成には近づけないというのがございますので、そういった呼びかけとかお願いというのは考えていかなければならないなということで認識してございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 民間業者へ協力を依頼するのは大事かと思えますというか、大事です。大事に違いないんですが、民間業者というのは、私も長年やっていますが、メリットがないとなかなか動かないんですよね。もちろん食っていかなくちやいけないので。

となったときに、声がけだけではやはりちょっと弱いんじゃないのかなと思います。いろんなやり方あると思うんですが、その辺り柔軟に対応されるお考えはあるのか、再度伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

先ほどの多賀城市からの御案内の件は、私の認識では国補助をうまくPRしながらということかと思えますので、そういった取組であれば、当町でもすぐにでもやれるのかなと思えますので、そういった情報を整理しながら発信方法を考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 理解しました。

最後になりますが、これちょっと前のところの学校のところにも関わってくるんですが、私が把握している中でなので、ちょっとすみません、狭い知見で大変恐縮なんですけど、感覚として七ヶ浜町内のLED化が相当遅れているんじゃないのかなと思っておりますが、例えばなんですけど、リースで導入すると、導入時がゼロ、コストがかからず、ランニングでかかってくるんですが、LED化にしたことにより電気代が下がり、結果、持ち出しがゼロという状況もございまして、そういった形で、学校の電気とかをLED化しないのはなぜなのか非常に疑問に思っているんですが、その辺りはどのようにお考えなのか、伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

学校のほうは、今、体育館のほうは進めております。教室のほうはこれから考えてまいりま

す。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 公共施設のLED化につきましては、アクアリーナのほうが令和5年度の災害復旧の工事と併せてLED化をしております。

あと、令和6年度には国際村の舞台照明や遠山保育所等の公共施設をLED化の改修を行い、令和7年度についてもあさひ園等も行っております。

それで、施設については、大体約7割の施設がLED化とはなっているんですけども、その3割のまだLED化になっていない施設のほうが大きい施設が多いものですから、今現状はそのような形で今後順次進めていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） すみません、私の認識がちょっと甘かったのかなと、もっと進んでいないような感覚があったので、そこはちょっと私の感覚がおかしかったのかなと思うんですが、ただ今のお話をお伺いしても5年、6年、7年とかでやられたということになると、ちょっと民間の感覚からすると相当遅いんですね。それ以前にもうLED化って話題になっていたし、されていてしかるべきなのかなと思うんですが、その辺りの感度がちょっと遅いのかなと思うんですが、その辺りってどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの国の地方債を活用しながら進めているところでございます。

年度に全部まとめてやってしまいますと、その後の更新もまとめてになってしまいますので、そこは年次計画で進めさせていただいているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 理解しました。なかなか予算的のところとかもあり、なかなか難しいんだなということは理解できました。

先ほどのところに戻るんですが、これからのカーボンニュートラル達成に向けてやっていくとなったときに、民間業者でもやはりまだLED化されていないところも中には七ヶ浜の場合あるのかなと思うんですが、そこを進めるために何か補助金であったりとか、そういったところで少し早く進めてもらうような、例えばリースもできますよという説明をすとか、そういった取組をされるお考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問にお答えいたします。

カーボンニュートラルに向けてということになりますので、区域施策編の中でどういう整理をつけていくかということで考えております。

御指摘いただいたような視点も踏まえて、計画を整理させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） あとは区域施策編の一つとして、ブルーカーボンということで、藻場の育成をこの2年間、松ヶ浜のほうでやります。

ですから、議員御存じのとおり、樹木での二酸化炭素吸収よりもブルーカーボンというか、海での二酸化炭素吸収が大きいということで、これからそういった藻場の育成の中でうちの町としてはそこも含めて、二酸化炭素対応やってまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 確かに二酸化炭素を全く出さないというのは無理なので、吸収する仕組みという藻場とかそういった取組は非常に大事なのかなと。ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

特にこの温暖化というのは、やはり日本全国というより世界で非常に注目度の高い事例でもありますので、そこに前向きに先進的に進めている町となれば、やはり七ヶ浜町の評価も非常に高まるかなと思いますので、ぜひ前向きにといいですか、しっかり進めていただければと思います。

以上で、私の一般質問終了とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第3 議案第51号 教育長の任命について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第51号教育長の任命についてを議題といたします。

この際、大槻泰弘教育長の一身上に関する議題でありますので、大槻泰弘教育長の退場を求めます。

〔教育長 大槻泰弘君 退場〕

○議長（安倍敏彦君） 当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第51号教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

御提案いたします、大槻泰弘氏は、令和7年5月16日から本町の教育長として手腕を発揮していただいております。前教育長の残任期間であります令和7年9月30日までが1期目の任期となっており、このたび再任の御提案をするものでございます。

大槻氏は、平成30年4月から本町の向洋中学校の校長として、英語を通じたコミュニケーション力の育成について実践の場で牽引してこられた方であり、本町の教育行政を熟知され、その実行力と手腕は高く評価されているところであります。

本年5月、本町の教育長として就任以降、七ヶ浜グローバルプロジェクトセカンドステージのスタートに向け、持ち前の明るさで学校や地域等へ情熱を持ってエネルギッシュに活動しております。

また、7月末からのプリマス町訪問団との交流では、教育懇談の進行や様々な交流活動に、時にはユーモアを交えながら積極的に関わりを持ち、力を尽くしておりました。

大槻氏には、今後とも教育に携わったこれまでの実績、人格、教育に対する姿勢、熱意のもとに力を存分に発揮され、本町の教育行政に寄与していただきたいと考え提案するものであります。

なお、教育長の新たな任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

教育長任命につきましては、任期満了に伴う再任ということで御提案されております。これまでの教育行政の実績を踏まえ、町として再任を判断したものと、そういった理由と、引き続き教育長に期待する役割をどのように整理されていらっしゃるのか、お示しいただければというように思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、御提案を申しあげましたけれども、これまでのグローバル人材育成のセカンドステージ、そしてこれまでの本町が取り組んできた経過を御存じであるということ、そして、町内の小学校・中学校に勤務された経験もあるということで、そういったことも踏まえて引き続きお願いをするところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） これまでの経歴については承知いたしました。

再任に当たりまして、教育長には、特にリーダーシップが求められる分野でございます。例えば、児童生徒数の減少であったり、多様な学びの保障、ICT環境の整備や教職員の働き方改革など、時代の変化に即した課題があると考えておりますが、町としてどの分野に重点を置き、その中で教育長の役割をどのように期待されているのか、改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 今後の学校の再編問題も含めて、いろんな検討課題も含めて、さらには、あくまでも七ヶ浜の子供たちの人材育成も含めて、そういったことをこれまでの経過も存じ上げている方ということで、一緒になって今後の七ヶ浜町の教育行政を考えてくれる人ということをお願いをしたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） これからもということでございます。

教育は、時代の変化に直結する分野でございます。従来型の手法だけでは限界があるとも考えます。再任に当たりまして、町としても教育長に新しい視点であったり、発想を積極的に取り入れることを求める声も少なくありません。

例えば、探求的な学びや地域人材の活用、生成AIを含む新しい教育技術の導入など、未来志向の教育施設に挑戦することが期待されております。

また、今般の一般質問でも取り上げられました体育館の空調整備のように、子供たちの教育環境を経費がかかるから仕方がないと制限するのではなく、将来を見据えた投資として位置づける視点が不可欠であります。教育行政に求められるのは、子供たちに我慢を強いることなく、できる限り最良の環境を提供することにあります。

そして、その基盤の上に、学力向上をはじめとする教育の成果が積み上がると考えますが、町長としまして、この点をどのように認識されて、再任という御判断に至ったのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まず、町内に5校ありますけれども、各学校の管理者である校長先生、そういった意味でのリーダーシップの執れる方であると私は思っていますし、そして新たな課題に対しても、本当に柔軟に対応する素養を持っておられる方だと思います。

ですから、確かに仁田議員がおっしゃるとおり、ICTであったり、いろんな今後の学校関係との課題は多いんですけれども、その辺はうまくリーダーシップを執って柔軟に対応していただける方ということで、今回提案させていただいております。（「経費と投資に関する考え方については。子供たちの環境整備に対しての経費と捉えるのか、投資と捉えるのかという視点が大事という話」の声あり）

投資というよりも、あくまでも子供たちの学校の施設環境については、支障のないようにやっていきたいということで、これは教育長だけの話じゃなくて、町執行部も含めて今後対応していかなければならないと思っています。

そういった意味でもいろいろと協力をしながらといいますか、協議をしながら取り組んでまいる所存でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問です。

ほかに候補者というものはいらっしゃったのか、それとも、もう再任ということですので、大槻教育長のみを考えて上程されたのか、そこのところだけお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 5月の段階でもお話をさせていただきましたけれども、その段階ではいろいろと私も思いをはせて、いろんな方を検討させていただきました。

そして、5月就任以来、大槻さんを選定して以来、取り組み方、あとは人との接し方、そして、子供たちの今後の将来を考えたそういった姿勢については本当に真摯な方でありまして、柔軟だなという思いでございますので、今回は別な方という考えはございませんでした。引き続きやっていただきたいという思いでございました。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案

は同意することに決しました。

ここで大槻泰弘教育長、入場を願います。

〔教育長 大槻泰弘君 入場〕

○議長（安倍敏彦君） ここで、ただいま任命されました大槻泰弘教育長に御挨拶をお願い申し上げます。大槻教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） 議長よりお許しいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

御承認いただきありがとうございます。七ヶ浜町の子供たちのために、自分ができる全てを尽くす覚悟でございます。

まずは、七ヶ浜グローバルプロジェクトセカンドステージを来年4月よりスタートさせるための準備から始めてまいる所存です。

改めまして、議員の皆様からさらなる御指導賜りますようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第4 議案第52号 教育委員会の委員の任命について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第52号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第52号教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

御提案いたしました岩本寿美子さんは、令和5年10月1日から本町の教育委員会の委員として御尽力をいただいております。前任者の残任期間であります、令和7年9月30日までが1期目の任期となっており、このたび再任の御提案をさせていただくものであります。

岩本さんは、企業人として課長、副支社長の要職の経験を持ち、会社経営に多大なる貢献をされてきた方です。また、岩本さんは会社に勤務しながらPTA活動にも積極的に関わり、亦楽小学校学年委員長、亦楽地区PTA副委員長、さらに亦楽小学校PTA理事として、町の学校教育において御尽力された方でもあります。

岩本さんの人柄や鋭い洞察力、そして、教育に対する熱い思い、さらに管理職の経験を生か

しての働き方に対するマネジメント力は、本町の教育行政に今後とも必ず寄与していただけるものと考え再任を提案するものであります。

なお、新たな任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 先ほどと同じ質問になってしまうんですけれども、やはり今教育委員がバランス的にも考えて選ばれたんだろうなと思うんですけれども、現在、男性1人に女性3人ということもありまして、男女関係ないなとは思ってはいるんですけれども、やはり教育の現場、いろいろな視点が必要になってくるかと思います。

それを踏まえて、ほかには候補者がいなかったのか、やはり再任なので、同じ理由になってしまうのかなと思うんですけれども、やはりいろんな意見を聞く、いろんな視点で教育現場を見てもらう、そしてやはりリーダーシップというのが大事になってくると思うんですね。同調するだけがいいことではないと思いますので、それも踏まえて選ばれたのか、候補者がいたのか、そこをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 候補者がほかにいたのかというよりは、逆にこれまでの岩本さんの識見というか、そういった部分を活用したいという思いでございます。

というのは、やはり1,700人ぐらいいる企業の中での課長職・職管理職、そして副支社長までやられたそのマネジメント力と申しますか、あとは人事面とかそういった部分も含めて、また違った企業人の視点からそういったことを本町の教育行政に活かしていただきたいということで、再任をさせていただくものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 企業人というのはもちろん理解できるなと思うんですけれども、子供たちも卒業したら企業人になるというので十分理解できますけれども、ほかにこれからいろいろと子供と接するに当たって、この履歴を見て、PTAのほうでも一生懸命頑張ってるということだったんですけれども、ほかにもPTA活動を一生懸命やっている方々も、やっぱり年齢もそれぞれいろんな年齢の人がやはりそういった教育委員になるのが必要になってくるんじゃないかなと思いますので、そののところはどのように考えて、今回再任だったのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 岩本さん、先ほども申しましたけれども、本当に大きな会社の中で女性として初めて管理職として手腕をふるってということで、そういったマネジメント力、そういうパイオニア精神といいますか、いろんな幅広い視点で物事を考えられると。

そして、やっぱりいろんな人事管理とかそういった面も含めて、何かうちの町に貢献していただけるなという思いで、再任をさせていただいた理由でございます。（「幅広い年齢というか、年齢のことも聞いていたんですけれども」の声あり）

今後、そういったいろんな方がいると思います。今の段階で、岩本さんが一番適任かなという思いで選ばせていただきました。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

日程第5 議案第53号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第53号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第53号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

今回再任の御提案をいたしました星 清輝氏は、平成28年10月1日から本町の固定資産評価審査委員会の委員を務められ、現在3期目でございます。

本氏は、昭和48年4月から平成27年3月までの長きにわたり塩竈市役所に勤務し、平成19年11月から平成22年3月まで税務課長として勤務され、豊富な行政経験と広く税務の知識を有する方であります。

固定資産評価審査委員会は、より一層の中立性、客観性が求められている中、同氏は人格、識見に優れ、社会の実情にも通じており、これまでも同委員会委員として真摯に努められてお

りますことから、委員として適任と判断し、再任いたしたく御提案するものでございます。

なお、固定資産評価審査委員会の委員の任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定により3年と定められており、新たな任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までとなります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第54号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第54号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は4ページをお開きください。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明いたします。

議案参考資料4ページを御覧ください。

第1条につきましては、参照元の地方公務員の育児休業等に関する法律第19条に項の追加があったため、その部分を追加するものであります。

次は、5ページ中段から6ページにかけてとなります。

第2条の3と第17条につきましては、文言の整理となります。

同じく6ページになります。

第18条につきましては、既存の部分休業と制度変更はありませんが、第2号部分休業が追加

されることにより文言を整理したものとなります。

7 ページをお開きください。

第18条の2が追加となります。新設された第2号部分休業を定めるものとなります。

同ページ、第18条の3につきましては、1年の期間を定めるものとなります。

また、同じページの18条の4につきましては、育児休業を取得できる時間を定めるものとなります。

8 ページに移ります。

第18条の5につきましては、育児休業法で定める特別の事情を定めるものとなります。

同じページ、第19条につきましては、根拠法令を明記したものとなります。

第20条につきましては、部分休業の承認を取り消す事由を定めたものとなります。

議案書6ページにお戻りいただければと思います。

附則により、施行期日は令和7年10月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょうか。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものでございまして、制度の周知であったり、意向聴取への配慮を任命権者へ義務づけるものであると理解しております。

そこで、今回の改正の趣旨と、町職員にとってどのような影響やメリットがあるのか、まずその点について御説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、今回の改正によって、大きなところになりますが、今まで育児休業、いわゆる時間休業というものですが、1日の間で2時間の範囲内でしか取れないというところになっておりました。

これが今回の改正で、2号要件というところになりますが、2時間のほかに1年につき10日相当の勤務時間を範囲内で休めると。要するに、1日勤務しない日を10日分まで取れるという時間の幅を広げる改正が行われております。

これによって、職員の育児形態に柔軟に対応できる部分が広がったという改正になっております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 御説明いただきましたように、部分休業制度の見直しであったり、勤務時間の取扱いの明確化が盛り込まれております。

これらの改正によりまして、職員が育児と仕事を両立しやすくなると考えますが、町としましては、制度の周知であったり活用促進など、どのように図っていくお考えなのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらにつきましては、町の職員につきましては、グループウェアソフトがございますので、そちらについて本条例の可決がもし承認いただければ、その後に全職員に対して制度内容の説明、あと国から来ている資料も併せて、まず周知のほうを図りたいと思います。

必要であれば個別説明であったり、育休を取る職員に関しましては、当然ながら個別説明も必要になりますので、そこできめ細かく対応できればと考えております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第55号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第55号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第55号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は7ページをお開きください。

提案理由といたしましては、人事院規則の一部改正に伴い、改正を行うものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明したいと思います。

議案参考資料は9ページを御覧いただければと思います。

第15条につきましては、条ずれに伴い文言を整理するものとなります。

同ページから次の10ページ、新設される第16条の2の各項につきましては、妊娠や出産等についての申出をした職員等に対し、意向確認等が人事院規則で規則として定められたため、同様の措置を講じるためのものとなります。

11ページになりますが、第16条の3及び第16条の4につきましては、前条の新設に伴う条ずれと文言の整理となります。

議案書は9ページにお戻りいただければと思います。

附則により、施行期日は令和7年10月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 1問について伺います。

この改正につきましては、説明ありましたように、人事院規則の改正に伴うものであります。

今回の改正の趣旨と、こちらにつきましても職員にとってどのような影響があるのか、改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、御説明いたします。

今回の改正につきましては、雇用者側のほうに妊娠・出産等について申し出た職員に対し、事前に意向調査を行うことで、いろいろな各種制度、各種休暇、そのような制度があることを事前に分かった上で、その後のライフステージを確保しやすくなる、また、プログラムですか、その辺りを、生活設計をしやすくなるということが職員にとっては最大のメリットになるのかなと思っております。

そういうことで、この辺の職員への情報提供の徹底、先ほども申し上げましたとおり、きめ細かい周知を心がけたいなと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 周知徹底を心がけたいということでございましたので、具体的に改正内容等御説明を鑑みますと、申出職員などをひも解きますと、これは妊娠中の職員ということで、それと3歳に満たない子を養育する職員に対しということでございます。そちらに対しまして、勤務時間や勤務環境に配慮する規定が盛り込まれております。

町としましては、こうした規定を職員にしっかりと周知し、実効性を確保することが重要だと考えます。そこで、具体的な対応であったり、仕組みについて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、まず全体周知としましては、先ほども御説明したグループウェアがまず我々の情報発信ツールの根幹となっておりますので、そちらを活用するのがまず第1点。

あと第2点につきましては、これの対象となる職員に関しましては、総務のほうで把握できますので、まず今度は個別に説明も必要かと思えます。

また新たにこのような状況、環境になる職員に関しましても、事前にピックアップができますので、個別に説明していく必要があると。

あとは、これ単体でというよりも職員制度等々の説明会のときに併せて制度説明等を含めて実施していくということを考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 七ヶ浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、議案第56号七ヶ浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施

設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） それでは、議案第56号七ヶ浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書10ページをお開きください。

提案理由といたしましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

資料6、議案参考資料12ページとなります。

七ヶ浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表、こちらの公園及び広場第4条第6号の規定の中の、「政令第21条第2項第1号」を「政令第22条第2項第1項」に改めるものです。

これは、上位法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に合わせた条ずれに伴う一部改正によるものです。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日からの施行になります。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第57号七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） それでは、議案第57号七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書12ページを御覧ください。12ページです。

本案は、本定例会9月会議、議案第54号で可決いただきました、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてと同じく、本町の企業職員についても同様の扱いとするものであります。

議案参考資料7、13ページをお開きください。

新旧対照表になります。

第17条第2項中、「一部」を「全部または一部」に改め、「2時間を超えない範囲内」の次に、「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加えるものです。

議案書13ページを御覧ください。

附則では、施行期日を令和7年10月1日からと規定しております。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第58号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第58号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）

について説明いたします。

議案書の14ページをお開き願います。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,991万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億3,028万1,000円に定めようとするものであります。

第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を補正するものであります。

17ページをお開き願います。

第2表は債務負担行為の追加2件であります。

1つ目の放課後児童クラブ指定管理は、現在の指定管理者の指定期間が令和7年度末で満了になることから、令和8年度からの指定管理者の選定手続のため計上するものであります。指定管理の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、限度額3億5,100万円を計上しております。

2つ目の花と緑のまちづくり推進事業は、来年度納品を予定している花の苗の育成期間を確保するため、今年度中に契約を済ませておくためのものです。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額330万円を計上するものであります。

18ページをお開き願います。

第3表地方債補正は、1件を追加するものであります。

新たに追加するのは小・中学校指導者用タブレット端末購入事業で、限度額370万円を計上するものであります。当初予算で歳出を計上しました、小・中学校の指導者用タブレット端末購入事業につきまして、新たに創設されたデジタル活用推進事業債を充当するものであります。地方債充当率は90%、償還に対する交付税措置率は50%となっております。

今回補正する主なものは、人事異動に係る不足分の人件費の追加、令和6年度の補助事業の実績報告に基づく精算による国及び県に対する返還金、令和6年度決算に伴う財政調整基金積立金への追加、物価高騰対応重点支援給付金支給事業への追加、高齢者新型コロナワクチン接種に係る予防接種委託料への追加、サッカースタジアム脇雨水管接続工事などであります。

それでは、歳入から説明いたします。

21ページをお開き願います。

9款1項1目地方特例交付金386万9,000円は、今年度分の交付金が確定したことによる追加であります。

14款1項1目民生費国庫負担金1,738万5,000円は、各国庫負担金について、前年度分の額が確定したことによる追加補正であります。

2 項 1 目総務費国庫補助金3,037万7,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金へ追加するものであります。

交付金を充当する定額減税不足額給付金支給事業については、早期給付を図るため、6月補正予算において推計により予算を計上し事業を実施していたところですが、令和6年分の所得税及び定額減税の実績が確定したことにより、当初見込んだ予算額と差額が発生したため、9月補正で追加分を計上するものであります。

2 目民生費国庫補助金については、障害者総合支援事業費補助金24万7,000円は、障害者総合支援システム改修事業の財源として措置されるものであります。

また、産後ケア事業の国の財源が変更になったことにより、3目衛生費国庫補助金の母子保健国庫補助金から25万5,000円を減額し、2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金に25万5,000円を追加するものであります。

3 項 1 目総務費委託金については、中長期在留者住居地等記録端末購入事業の財源となるもので、中長期在留者住居地届出等事務委託金に28万5,000円を追加するものであります。

22ページをお開き願います。

15款2項2目民生費県補助金の補正につきましては、さきに説明しました民生費国庫補助金と同様で、産後ケア事業の財源として子ども・子育て支援交付金に12万7,000円を追加するものであります。

6目教育費県補助金については、小・中学校の学習用タブレット端末購入事業の財源である、公立学校情報機器整備事業費補助金の交付決定に伴う整理であります。

3 項委託金 1 目総務費委託金16万6,000円は、県条例改正に基づき、宮城県知事選挙の投票・開票の管理者、立会人などの費用弁償の額の増額に対する財源として追加されるものであります。

17款1項1目一般寄附金10万円は、企業版ふるさと納税1件の寄附を受けたものであります。寄附者の意向に基づき、商工振興費に5万円、防災費に5万円をそれぞれ充当するものであります。

18款1項3目介護保険特別会計繰入金、4目後期高齢者医療特別会計繰入金は、いずれも令和6年度決算により一般会計負担分の精算に伴うものであります。

23ページをお開き願います。

2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金2,906万9,000円の減額については、繰越金などの財源が見込めることとなったことから、当初予定していた基金繰入金を減額するものであります。

19款繰越金 2億1,370万8,000円は、令和6年度の剰余金が確定したことにより追加補正するものであります。

20款4項3目雑入は、まず、町村地域づくり振興等助成金100万円については、産業まつり事業が宮城県町村会から採択を受けたことから、その財源となるものであります。

次に、宮城中央農業共済組合事務所建設補助金返還金は、平成13年度において農業振興を目的に関係する10の市町村で実施しました、宮城中央農業共済組合の事務所・倉庫建設事業に対する補助事業について、令和7年1月において当該事務所の用途が変更されたため、同組合より補助金の返還について申出があったものです。

次に、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金過年度精算分については、新型コロナワクチンの定期接種に係る助成金について、令和6年度分の助成金の額が確定したことによる精算分であります。

21款1項5目教育債370万円は、小・中学校指導者用タブレット端末購入事業の財源とするものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

24ページをお開き願います。

初めに、職員人件費の報酬、給料、職員手当、共済費、費用弁償については、職員の人事異動等に伴う人件費の追加ですので、説明は省略させていただきます。

2款1項財産管理費13節使用料及び賃借料115万9,000円は、公用車のカーナビゲーションに係るテレビ受信料であります。NHKとの契約が漏れていたもので、公用車14台分の受信料を遡及して支払うものであります。

8目諸費22節償還金、利子及び割引料5,053万9,000円は、国及び県に対する過年度の補助事業等の実績報告に基づく精算による返還金であります。

主なものは、障害者自立支援給付費国庫負担金、子どものための教育・保育給付交付金などであります。国や県への返還額については、予算計画に基づく交付申請額と実績報告に基づく確定額との差額などとなりますが、事業の中には実績見込みが捉えにくいものや事業費を細かく積算できないものもあることから、財源に不足のないよう予算を確保して交付申請し、事業を実施しているものであります。

9目財政調整基金費 1億685万5,000円は、令和6年度決算に伴い、法令で義務づけられています決算剰余金の2分の1を積み立てるものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費17節備品購入費28万5,000円は、在留資格を持って日本に暮ら

す外国人の在留カードとマイナンバーカードの一体化に対応するため、国が指定する機能を備えた窓口用の端末を購入するものであります。

25ページをお開き願います。

4項4目宮城県知事選挙費8節旅費、費用弁償16万6,000円は、投票・開票の管理者、立会人などの費用弁償の額が改正されることに伴い、改定後の基準額との差額を追加するものであります。

6項4目七ヶ浜国際村運営費10節修繕料159万9,000円は、設備点検で不具合が判明した自動火災報知機、避難誘導灯の修繕、エントランス広場の洗い出しの修繕、エントランスホールの雨漏りの補修などを行うものであります。

17節備品購入費28万1,000円は、エントランスホールの暖房機が故障したことにより冬場に向けて新たに買換えをするものであります。

8目震災復興基金事業費8万6,000円は、当初予算で計上しております東北大学災害科学研究拠点連携事業における防災シンポジウムについて、講演者の確定に伴い不足する実費弁償分を追加するものであります。

26ページをお開き願います。

3款1項1目老人福祉費27節繰出金126万1,000円は、介護保険特別会計への地域支援事業、包括的支援事業分等を追加するものであります。

5目障害者福祉費49万5,000円は、法改正により令和7年10月1日から障害福祉サービスに新たに就労選択支援が追加されることに伴い、障害者総合支援システム改修を行うものであります。

10目物価高騰対応重点支援給付金支給事業費、低所得世帯支援枠等3,037万7,000円は、歳入でも説明しましたが、令和6年分の所得税及び定額減税の実績が確定したことにより、当初見込んだ予算額との差額が発生したため、9月補正で追加分を計上するものであります。

また、給付対象者数の追加に伴い、給付金支給に関する各種事務費を合わせて計上するものであります。

3款2項5目保育所費10節需用費20万円は、給食調理用機器の部品が劣化したことによる修繕であります。

3款3項1目災害救助費71万4,000円は、令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報発令による避難所開設に伴い消費した災害用備蓄食料品等を補充するものであります。

27ページを御覧ください。

4款1項2目予防費12節委託料950万円は、10月から開始される高齢者等に対する新型コロナウイルスワクチンの定期接種の委託料を追加補正するものであります。

6款1項4目農地費10節需用費18万1,000円は、阿川沼水質浄化施設において、点検で発見された給水排管の破損等を修繕するものであります。

28ページを御覧ください。

9款1項3目消防施設費10節需用費90万7,000円は、消防分団第2分団と第6分団の消防車両置場におけるサイレンの修繕を行うものであります。

14節工事請負費99万円は、第4分団、第5分団、第6分団の消防車両置場に新たにエアコンを設置するものであります。

4目防災費10節36万6,000円は、令和7年度の防災行政無線の保守点検により指摘されたスピーカーの不具合や、蓄電池の交換等の修繕を行うものであります。

10款1項3目外国語指導助手招致費39万円については、新しい外国語指導助手の招致が決定したことから、研修旅費や各種負担金など新規招致に係る諸経費等を計上するものであります。

29ページを御覧ください。

5目学校教育支援事業費7節174万円については、現在、空席で募集中となっているスクールソーシャルワーカーについて、当面の人材を確保するため、勤務内容を見直して募集をかけるための謝金を計上するものであります。

10款2項小学校費1目学校管理費10節90万1,000円は、亦楽小学校校舎の一部雨漏りの補修のほか、汐見小学校の昇降口の扉及び体育館内部の扉の戸当たりの修繕などを行うものであります。

12節委託料84万6,000円は、亦楽小学校と松ヶ浜小学校において、職員室のネットワーク障害が度々発生していることから、老朽化したLANケーブルやHUB装置の更新など、LAN配線の再構築を行うものであります。

30ページを御覧ください。

3項中学校費1目学校管理費10節37万2,000円は、向洋中学校の校舎1階のWi-Fi環境の通信不良を改良するため、HUB装置の修繕を行うものであります。

2目教育振興費18節負担金、補助及び交付金28万1,000円は、中体連の東北大会及び全国大会参加に係る補助金を追加するものであります。

5項2目体育施設費10節23万1,000円については、現在、設置を進めている第2スポーツ広

場のユニットトイレについて、設置後に必要となる消耗品、電気料、水道料を計上するものがあります。

14節工事請負費、七ヶ浜サッカースタジアム脇雨水管接続工事750万円は、武道館側から東北電力灰捨地内へ向けて設置されている雨水管の接続を、東北電力から廃止の要請があったことから、新たにサッカースタジアム側に接続し直す工事を行うものであります。

4目学校給食費10節109万5,000円は、電気回転釜、スチームオーブンの一部の部品に劣化が見られることから、給食の安全・安定提供のため修繕料へ追加補正するものであります。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 4点について伺います。

まず、議案書17ページ、17ページの債務負担行為の補正について、上段、放課後児童クラブ指定管理3億5,100万円について伺います。

全協でもるる説明いただきましたけれども、改めて伺いたいと思います。

この額、3億5,100万円についてでございますが、その限度額、これを設定するに至った算出根拠、並びに令和8年から令和12年度までの年度別支出予定額の算出方法について、町としての考え方を添えた上で御説明いただければというように思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの債務負担行為の算出根拠について御説明いたします。

今回、3億5,100万円という金額になりましたけれども、こちらの算出根拠につきましては、まず人件費がほぼほぼ占めておりまして、こちら人件費24名分が76%ほどを占めております。それから光熱費等、そちら需用費になりますが、こちら物価高騰分も上昇率も含めて計上しておりますので、こちら3億5,100万円という金額になりました。

そちら令和8年度から令和12年度までの計上ということになりますけれども、令和8年度が6,300万円を上限額と設定しております。令和9年度が6,800万円を上限額としております。令和10年度が7,060万円を上限額としておりまして、令和11年度が7,330万円、令和12年度が7,610万円を上限額として設定しております。

それぞれ人件費等も最低賃金等の上昇率も踏まえまして、5%程度ほどの上昇率を加味しまして、こちらの金額を設定させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今後の人件費や物価高騰の上昇を見込んだ計上であるということで理解しました。

そこで確認なんですけれども、今回の債務負担行為の設定はあくまで限度額ということであり、必ずしも毎年度この額で執行されるということではないものと理解するところでございますが、町としましては、この限度額の中で効率的な運営を確保して、必要に応じて見直しを行う柔軟性をもって対応されるものというところによろしいのか、その基本方針、基本姿勢について、改めて説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちら、あくまでも上限額ということで設定させていただきまして、選定委員会を経て、指定管理者が決まりましたら、予算を計上させていただくんですけれども、その運営の中でどのような工夫をしていくかというところでございますけれども、人件費等につきましては、運営に支障がないように、人材の確保等をしていきたいと、こちらは安定した人材確保をしていこうと考えているところであります。

その他、その中で、運営に関して、その金額が上昇したのにも関係はしてくるんですけれども、児童クラブの事業のほうを充実させるという点で、児童の交流とかそういったところの面で3クラブ合同の何か事業ができないとか、あとは避難訓練を定期的を実施する、そういったところで運営を図っていきたいと思っております。

経費の部分につきましては、児童に支障がないように、エアコンの修繕、点検等をしていきたいとは思いますが、おもちゃとか本とかの買換えもこちらの計上には入れておりますけれども、使えるものは使う、あとそういった使い回しができるものは利用していきながら、運営のほうを進めていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2点目について伺います。

議案書26ページ、26ページの3款1項10目18節の物価高騰対応重点支援給付金について伺います。

こちら全協で説明いただいたんですけれども、改めまして、こちらについては対象者の追加というものもございますので、そうしたところでは、やはり周知の徹底というところに尽きるのかなと思います。

制度に関しましては国のほうでということなので、こちらの役割としてはそういったところ

になるのかなと思いますので、説明では広報やホームページ、ぐるりんこでの記載であったり、LINE、そうしたツールを活用して周知していくということでございました。

そういうところでございますが、やはり対象となる方、それぞれ情報の型というものが変わってくると思いますので、そこで公平に十分に周知されるという手法、そういう周知徹底、その考え方が重要なのかなということでございますので、その考えについて、改めて伺えればと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、広報紙やLINE、ぐるりんこ、そういったもので周知させていただいておりますけれども、なお御本人、対象となられると思われる方、その方には直接通知のほうを送らせていただいております。

それで、お電話や窓口でこの制度の詳細について、申請、現在受け付けておりますが、御質問いただくという機会多々ございますので、丁寧な対応、そして分かりやすく御説明のほうを引き続きしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほどから申し上げさせていただいておりますとおり、丁寧な説明をしていくということでございました。

そこに尽きるのかなと思いますけれども、対象の方ですね、高齢の方、要は情報に触れにくい世帯といった方もいらっしゃるのかなと思います。

そこでやはり、何というか、言い方があれなんですけれども取りこぼしというか、そういうことが絶対にならないように、しっかりと公平に給付が行き渡るような説明・周知が必要なのかなというところでございます。

それをどのように行き届いたか、またはその周知が行き渡っていないのかというところで、町側としても調査するのはなかなか難しいと思うんですけれども、そういうところの部分の吸い上げ方というか、その点について何か工夫される点がありましたら伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） これまでの給付金に関しましても、なかなか一回通知しただけでは、皆さんがすぐに申請をいただくということはなかなかないです。

ですので、その限られた期間内で二度、三度と連絡のほう、通知のほうをさせていただきますと同時に、お電話とか、あとは窓口で制度についての詳しい内容について、引き続き御説明

のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、3点目の質問をさせていただきます。

議案書30ページ、30ページの10款5項2目14節七ヶ浜サッカースタジアム脇雨水管接続工事について伺います。

今回の補正では、説明いただきましたが、この実施に至った経緯についても説明いただきました。

そこで、こここのところ、接続工事によって具体的にどのような改善効果というか、また変更になるから別に効果に関しては変わらないと思うんですけども、この雨水に関しては、これで変更されてもしっかりとフォローされるということで理解してよろしいのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらの工事につきましては、先ほど財政課長が説明したとおり、今まで武道館のところ、サッカースタジアムのところにあった雨水のますから、東北電力の灰捨場のほうに流れていた分を今回ストップということになりましたので、そこをサッカースタジアムのますのほうに流すという形になっておりますので、今後、その部分については使わずにそちらのほうに流すということで、敷地内ということなので、そこら辺のほうは安全性を求めながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） しっかりと調査された上で今回の計上ということは理解しておるんですけども、そここのところの排水対策については、これで完全に補完されるということで理解してよろしいのか、それとも今後また追加の整備であったり維持管理が必要ということになってくるのか、その点についても説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 基本的に今回考えておりますけれども、一度試削というんですか、一応掘ってみます。何が出るか分かりませんので、その結果、こちら当初予定していた工事になるのか、もしかしたら修繕が入るのか分かりませんが、一度試削はしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） その工事というものは、大体、今後いつ頃を予定されているのか、またはサッカー場利用、その辺への何か関連であったりとか影響があるものなのか、伺いたいと思います。その対応が必要であれば対応についても伺います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらのほうは、今回お認めいただきましたら、随時手続をとっていきたいと思ひまして、まず掘ってみるというのがありますので、遅くとも年度内中には終了したいなと考えております。

サッカースタジアム、武道館も今改修しているところですが、利用者につきましては、この部分については、駐車場へ入る口とは直接は関係していませんので、ただ周知のほうは徹底していきたくと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木恵子議員。何問でしょう。

○6番（鈴木恵子君） 3問です。

23ページの町債、21款1項5目です。生徒用のタブレットは多分補助金で全部やれたんじゃないかなと思ったんですけれども、この小・中学校指導者用のタブレットというのは、借金でやるというのは補助金がないということなんですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 指導者用のタブレットにつきましては、補助金の対象外となっております。今回令和7年度に新たに出了たデジタル活用推進事業債という地方債を充てることができるということでしたので、活用させていただくものになっております。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、それは大体何台の購入になるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 台数についてですが、指導者用のタブレット、全部で51台になります。

以上でございます。（「学校、例えば中学校と小学校」「内訳、内訳」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 内訳につきましては、小学校が33台、中学校が18台ということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、29ページ、教育総務費の中の5目の学校教育支援事業費、ソーシャルワーカー謝金174万円とありますけれども、ソーシャルワーカーそのものは年間で事業を行っているわけですよね。そうすると、途中からこの174万円というものの事業内容というのは、具体的にはどういうところですか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） こちらのスクールソーシャルワーカー謝金174万円についてなんですけれども、こちら議員おっしゃるとおり、当初予算でスクールソーシャルワーカーの予算は計上しております。そちらは、週4回で、会計年度任用職員で計上しておりました。

そちら、何回か募集をかけたんですけれども、その条件では応募がありませんでした。そこで、スクールソーシャルワーカーが必要でございますので、その応募内容を見直しまして、週2回程度の謝金の中でできるスクールソーシャルワーカー事業に今回したものでございます。

なお、既存の予算につきましては、歳入もこちら委託金が入っておりますので、そちらの歳入のほうの整理に併せて、歳出のほう既存の予算のほうも整理させていただきたいと思っております。今回こちら謝金のほうだけ計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） ちょっとうまく理解できないんですけれども、週4回で募集をかけていたんですけども、応募がなかったということなんですね。

そして、経過していて、改めて週2回の要するに必要な事業に従事してもらおうソーシャルワーカーの方ということで、また改めて公募したというためのお金ということで理解していいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

勤務時間を短くすることで集まりやすい、応募しやすい、そういったスクールソーシャルワーカーが限られていますので、そういった条件だと応募しやすいという他自治体の事例もありますので、そちらに切り替えて募集をかけたいということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、次に30ページの教育費、中学校費の教育振興費の中体連の参加の補助金なんですけれども、これは大体どういうスポーツで、何校が想定されるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、東北大会のほうなんですけれども、東北大会のほうは、競技が水泳と、あと陸上でございまして、こちら七ヶ浜中学校でございます。あと、向洋中学校のほうで水泳でございます。

あと、全国大会のほうなんですけれども、こちら七ヶ浜中学校と向洋中学校で1名ずつというところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 全国大会も七ヶ浜中学校と向洋中学校1名ずつということで、その種目というのは。（「水泳です」の声あり）

ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。篤議員。何問でしょう。

○2番（鈴木 篤君） 1点だけ質問させていただきます。

先ほどの恵子議員の質問と重なるところで、ちょっと気になったものですから質問させていただきます。

29ページの10款1項5目かな、スクールソーシャルワーカー謝金。先ほどのところなんですけど、先ほどの御説明だと、週に4日勤務で募集をかけたところ、週4日というのがちょっと重過ぎて募集がこないから、週に2日にしました、で募集をかけたんですという説明かというふうに受け取ったんですけれども、そう考えると、週2日お2人とか募集するという意味ですか。それとも、スクールソーシャルワーカーの仕事自体を半分にすることなんですか。お聞きいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの勤務時間を少なくするという意味合いでございます。（「そうしたら減るんじゃないの」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） これ町内の全ての学校を対象とする動くスクールソーシャルワーカーということですよ。

当初、週に4日稼働するぐらいの仕事量があるものだとして始めているわけですから、それを半分にしたら、スクールソーシャルワーカーの仕事量としてこなせないんじゃないのかなと

単純に思うんですが、その辺りはどういった形なのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

もちろん週4日ということで、最初は学校教育支援センターだったり、あと各学校というところで、もちろんそのぐらい必要だということで予算を上げさせていただきました。

でも、そちら何回か募集したんですけれども、その条件と、あと報酬額なんですけれども、そこでなかなか折り合いがつかないのか何か分からないんですが、応募がなかったという現状でございます。

それで今回、いろいろなパターンがあると思うんですけれども、勤務体系の基本的なところが、スクールソーシャルワーカー、時間単位の勤務というのが通常の勤務体制になっておりまして、スクールソーシャルワーカーが応募しやすいように時間を、調整しやすいように短くというか、そういったところで謝金としてお願いしたいと。

それで、短くすることによって、事業が当初予定した部分と勤務時間が短くなるので、その部分は、業務量はもちろん絞っていかなきゃいけないんですけれども、そこは、そのできる時間の中でもスクールソーシャルワーカーが社会とのつながりの中で必要ですので、短くしてもその力が欲しいということで、今回、謝金として予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） すみません、なかなか分かりづらい状況なんでございます。

はっきり言って、空白時間があつたんです。ソーシャルワーカーさんがお辞めになって、そこから全く空白になって、誰もいない状況がずっと続いておつたんです。

それで、その中で、やっぱりサポートセンターも、それから学校でも何か話を聞いてほしいと、回って輪番で聞いていたものですから、それが完全に途切れたんだね。いつから途切れたの。（「今年4月です」の声あり）4月からずっと空白がずっと続いていたんです。

それで、学校現場のほうからも、とにかく少しでもいいからスクールソーシャルワーカーに来ていただいて話を聞いてほしいという話があり、サポートセンターのほうも人がいないので早く入ってほしいということがあつたんです。

その中で、ずっと応募をかけていたんですが、見つからないで、4月、5月、6月と来て3か月いないと。そして、始まって一番大事な時期、子供たちも学校来なくなったりするような状況もあるから、早めに見つけてほしいということで、何回も募集かけたんですがこないとい

うことだったので、それだったら少し時間短くなっても来ていただけるような方がいらっしやらないのかなということ、ちょっと私もつてがあったものですから、そのつてのほうを通して、県のほうを通して、謝金という形で時間は短くなるかもしれないけれども、誰かつてがあるかもしれないという話があったので、そちらのほうにかけてみたところ、どうやらそういう方であれば来てくれるよということになり、9月3日から、4月から4、5、6、7、8で5か月間空白あったんですけど、何とか見つかって来ていただけるような状況があり、ちょっと現場では時間は短くなったんですけども、ちょっとほっとしているという状況でございます。

説明分かっていただきましたか。という状況でございます。すみません。失礼します。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。分かんなければ分からないって言ってください。

○2番（鈴木 篤君） もともと週に4日お願いしていた方がお辞めになったと。

同じ条件で募集したところ、そこに募集が来なかったと。ゼロになるぐらいであれば、時間を半分にしてでもお1人のスクールソーシャルワーカーさんが欲しいから、そうしたということですよ。

ということは、同じ条件でもう一方やったださる方とかいらっしやれば2人採用したりするというお考えにはならないのかなって単純に思ったんですけども、今の現状がベストではないわけなので、今後も募集みたいなのをされてくと捉えてよろしいんですよ。再度確認させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） ありがとうございます。

まず、とにかく1人は必要なので、スタートしていきましかれども、あと現場の様子とか子供たちの状況を見ながら、その可能性はこれから出てくるかと思えます。

ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。

○2番（鈴木 篤君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 2問ほど質問させていただきます。

1問目は26ページ、歳出の3款1項10目物価高騰対応重点給付金支給事業についてであります。その中の18節区分の負担金、補助及び交付金についてであります。

前者の説明の中で、漏れのないように、あとは給付が行き届くような手だてをするというこ

とであります。

そこで、私も先日、ある家庭を訪問したら、親子にそれぞれ来ていたんです。そうしたら、「歌川さん、これ何っしゃ」と、前の全協でも説明があったんですけども、漢字が半分ぐらい入っていて、分かんないんですね。なので、私、こういうことが生じる可能性があるんじゃないかなということで質問させていただきます。

要するに、再度通知しても同じ通知書が行っても、分かんないんですね。そして、電話来た人には対応するということだけれども、10月何日だかが締切りみたいなこと書いてあったんですね。そうすると、それ以降に申請をした方に対して、直接電話して、こういうことでこういうことで来てください、または分かんないことなら訪問しますよ、そして、こちらで申請書を持って行くから判こを押してけさいんということまでやる考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回、通知のほうを送らせていただいた内容について、確かに国の制度、この定額減税の不足額給付金、この制度大変分かりにくい制度でございます。

今後、再通知を送らせていただく際には、できるだけ内容をかみ砕いたような形で、改めて文書のほう作らせていただいた上で、通知のほうは送らせていただきたいと考えております。

また、期限がどうしても国の基準では10月末までというところがございますので、その期限内で皆様に御提出いただけるように、通知のほうも二度、三度と送らせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。（「質問に答えていない、電話すんのか」の声あり）

やはりこちらのほうで全ての方の御連絡先ということ把握しているわけではございませんので、その辺りはちょっと御理解いただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） すみません。

全員に交付申請をしていただきたいという気持ちは、行政側でも持っております。ただ、電話をかけたりますと強制になってしまう可能性がありますので、これは避けなければなりません。

なもんですから、何とか分かっていただくという手だてはいろいろ講じてみますけれども、最終的にどうかという部分については、強制を強いるという形、もらう、もらわないは本人の意思でございますので、その辺はちょっとどこまでできるかは別にしまして、そういった手だ

ては考えますけれども、電話については遠慮させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、役場というのは申請主義なので、本人の判断ですよ。

しかし、本人が判断できないんだもの。

繰り返しますよ。その家庭で、親子で3つ行っているんです。一人一人だから、あのとき1万円ずつでしたね。

そうすると、新米ですと今、5キロ4,000円のが5袋、25キロ分買えるんですよ。何か月生活できます。すごいお金ですよ、人によっては。

それで、やっぱり電話かけして、必ずございんよって言うのか、こういう手続があったので、通知は理解していますか、行っていますか、こういうことで申請をすればお金戻りますよ、考えてください、これでいいんじゃないですか。こういうことを言うだけです。電話番号なんて分かっているんだべから。

これ強制じゃないんですよ。しませんか、呼びかけるんですよ。そういう手続はできないですか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 確かに、何とかして本人に分かっていただきたい、あるいはこういうチャンスがあるんだよということはお伝えしたいんですけれども、ここで制度を曲げて電話ができますと回答できませんので、この辺は逆に御理解いただきたいなと思います。

いろんな手だてを講じて本人に伝わるように考えてまいりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 理解できないんですね。

私、通知に電話をかけますよということを知らせろと言っていないんですよ。締め切った後に調べたら、あの人とあの人とあの人漏れていたなと確認できますよね。

そうした場合、電話連絡をして、まだ申請していなかったんですけどもどのようにされますか、申請すれば戻る制度なんですよ、ぜひお考えください、それだけでもいいじゃないですか。

そういうことを、やっぱりこれが行政の町民の生活の向上に寄与する事業になるんじゃないでしょうか。最後の質問です。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 再度、何度も同じこととなりますけれども、申請主義でございますので、こういったことはちょっと遠慮させていただきたいという回答になってしまいます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） だから、申請主義だから申請してくださいと言っているんだから。

次に移ります。29ページ、10款1項5目、るる質問しておりました、学校教育支援事業のスクールソーシャルワーカーです。

要するに、前者のことも含めて、需要と供給ですよ。これまで週4日、その前に、前任者が辞めた理由というのは、多分、当然承知していると思いますが、それが年齢的なものなのか、仕事が忙しくて七ヶ浜まで来られないという方なのか、あとは謝金について、ほかのところの利便性も含めて、賞与が高いのでそちらに回数を増やして、または別なところに2つか3つとかの学校を掛け持ちしながら移ったという、いろんなパターンあると思うんですけども、やっぱりそういう理由というのは、もし報告できるのであれば報告を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。分かる範囲内で。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

理由につきましては、個人的な理由でございますので、こちらで申し上げるのは差し控えたいと思います。どうぞ御理解ください。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 個人的なというのは、いろんなことが係っているのかもしれないけれども、一般的な一身上の都合とか一般的な離職する理由があると思うんですけども、それが個人のプライバシーとか個人情報になるのか分かりませんが、要するに言いたいのは、町としては需要との関係で週4回はこれまで必要だったんだということですよね。それを仕方ねえから、最低でも1人来てもらって、その人の条件に見合って週2回だったらいいのかなということになると、要するに、5校に対しての輪番制とかそういうのも変わるわけですよね。

そうすると、今まで相談されていたケース、いわゆる児童生徒、または保護者、または先生方の相談が半減するということですよ。

そうすると、教育上、子供、教師、保護者の何だっけ、よく片仮名でいう、モチベーションとか何だか何だかというのがありますよね。そういうのが低下する可能性があると思いますね。

ですので、前者が質問されたような、やはり今後、お金の問題で、教育長は県の教育部局の中のソーシャルケースワーカーの謝金の単価とかそういうものを把握していると思いますので、

それがどういう金額が妥当なのかどうか、そういうことも含めてこの金額を出したのか、私、分かりませんが、最終的に、今後、やっぱり需要との関係で、せめて週2回になったらもう1人積極的に呼びかけて、来ない理由をはっきりさせて、その対処をするという考えはないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） ありがとうございます。（「いいえ、別に」の声あり）
ございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。何問でしょう。

○8番（熊谷明美君） 3問お伺いいたします。

まず、ページ数は24ページです。

毎回聞かせていただいております。2款総務費1項総務管理費8目諸費、節区分が22の償還金、利子及び割引料の5,053万9,000円についてお伺いいたします。

先ほど内容としましては、障害者自立支援、それから子供の教育に関する支援ということでお伺いいたしましたけれども、金額的に5,000万円というお金を県それから国に対して返還するということは、幾ら多めに予算をしたとしてもあまりにも金額的に多いのではないかなと思いますけれども、当局のほうの見解を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの国に対する返還金は、まず16件分になります。あと県に対する返還金も14件分でありまして、令和6年度の事業で、実績が交付額の対象まで至らなかったために、多くもらっていた分を今年度返すというものになっております。

予算計画と結構乖離が大きく出てしまったという部分がありますので、今後は大きな変化が生じないように指導もしていきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） この返還金を聞くたびに、そのようなお答えが過去にもあったかなと思っております。

やはり補助金なので、どうしても事業に対しての補助ということがあるので、それが余ったら返すというのは、これはもう返すなどというわけにはいかないものであれなんですけれども、やはり使い方としてしっかり計画の中でやるなら、ごめんなさい、なるべく差異のないような計画って大事かなと思うんですけれども、すみません、水飲ませてください。

やはり毎回、この返還金の金額が私は多いなと思っているんですけども、やはりその辺、担当課だったり、また企画財政課のほうでしっかりチェックをしながら、もしこの内容だけじゃなくてほかに使える事業があればそちらのほうに回すとか、そういうものも考えるべきではないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） まず、ほかの事業にも回せるものであれば、回すような変更申請等は行ってございます。

ただ、こちらの返還分については、例えば障害者の利用者があまり利用されなかった、見込みよりも利用がされなかった部分で大きく返還になったりと、住民の方の利用の給付にも影響しますので、そこのところは御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2問目に移りたいと思います。

こちらは26ページ、3款民生費3項災害救助費1目災害救助費の節区分が10の需用費ですね。こちらの災害用備蓄食料品等購入で、先日のカムチャツカ半島の津波に関しての備蓄品を使ったということでございますけれども、この内容といたしましては、町の備蓄倉庫の分だけを補充したのかどうか。それから、内容的にアルファ米どのくらい使ったとか、どのくらい購入したとか、そのような内容をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず、購入する品目と数量でございます。

アルファ米が28箱、こちら50個入りですので、1,400個になります。水が25箱、600本になります。購入するのは以上でございます。

持って行ったところでございますけれども、こちらの備蓄倉庫と松ヶ浜倉庫とアクアリーナの斜め前の倉庫の2か所からと、生涯学習センター、国際村、七ヶ浜中学校、向洋中学校から消費しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 先日、松小ですか、エネオスさんとかがあつて、500人ぐらい多めに避難されてきたということでございますけれども、松小のほうで判断はされたんだと思いますけれども、結構長い間解除がなされていなかったのも、この辺の支援というのは、松ヶ浜小学校のほうではされていたのかどうか。例えば、水だけでも500人分をお出ししたとかなんとかと

いうことはなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） エネオスさんの避難の場合は、皆様荷物を担いで来ていただいています。水とか全部自分で用意をして持ってきていただいていますので、そちらのほうの対応はなかったと伺ってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、3問目に移ります。

ページ数は27ページです。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、節区分が12の委託料でございます。

これ先ほど御説明の中で、コロナワクチンに関するの予算だということでございますけれども、ここに各種予防接種委託料ということもございますが、これはコロナのみで、そして委託料ということは医療機関に支払うものという形で捉えていいのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問のとおり、これは新型コロナワクチンの委託料分でございます。

全て医療機関への支払いという考えでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） コロナワクチンも無料というのがもう過ぎておりますけれども、対象者、御案内を出しているかどうかもちょうと分かりませんが、今回の対象者というのは何人ぐらいと見込んでこの金額なのか、伺います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） この9月の中旬頃に予防接種の問診票等を送りまして、対象者数は現在のところ、6,250名の対象者数を予定しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、この予算にあまり関係ないかもしれないですけども、自己負担というのは幾らになっているのか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君）　こちらは、A類からB類になりまして、本来ですとB類の方につきましては、ワクチン代分を本来は自己負担という考えではございますが、昨今の、今後、急に激変というか、緩和措置を今回取りまして、それを含めた予防接種費用を決定しまして、今回自己負担につきましては8,000円と考えております。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。3時10分再開いたします。

午後3時00分　休憩

午後3時10分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。何問でしょう。

○7番（佐藤直美君）　6問です。

○議長（安倍敏彦君）　3問お願いします。

○7番（佐藤直美君）　まず1問目は、25ページです。25ページの2款6項4目10節需用費の修繕料、施設修繕料へ追加ということで、先ほど説明あったんですけども、避難誘導灯ということもありましたので、国際村のどこの部分に設置をして、どのような避難誘導灯なのであれなんですけれども、どのような効果があるというか、どのようにそれが切り替わったりとか、詳細の説明をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　こちら、避難誘導灯でございますが、日頃の設備点検で、ロビーの誘導灯でございます。こちらのほう、2か所、今、蛍光灯なんですけれども、こちらLEDのほうに交換するようなものでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○7番（佐藤直美君）　ロビーというのは、ホールのロビーで2か所、それをLED化に変えていくということよろしいでしょうか。

それは、国際村というのは結構暗い、私イメージがあったので、それが点灯する2か所というところをちょっとホールロビーのどことどこなのかも併せて御説明願います。

○議長（安倍敏彦君）　国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君）　ホールロビーの床に埋まってある誘導灯ですね。あちら焼け

ていたりしますので、そちらのほう交換する予定でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 2問目に移ります。

2問目は、29ページです。29ページ、10款1項3目のこれは全部、旅費、役務費、それから負担金、補助及び交付金に関して、JET招致に関してなんですけれども、こちらはJETのALTの先生かCIRか、まずそのこのところ、御説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

ALTでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） こちらは、日本の学校は4月から始まるということで、アメリカだったりほかの国というのは4月から始まらないというのは十分私理解しているんですが、やはり日本の学校が4月から始まるに当たって、それに合わせて来られるような、やっぱりこれをシステムというか、依頼をしていって年度当初、初めから先生に来てもらうということではできなかったのか。今計上されているので、その説明も求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、JETのプログラムなんですけれども、それが7月の末、8月の頭というところが一つのサイクルとなって、そこから年度となっております。

4月の要望もありますが、応募する外国人の方が4月は少ないということがあります。それが、まずはJETの一般的な流れになります。

今回、去年のALTがまず継続の希望は出していたんですけれども、事情により帰国することになりましたので、それでJETのほうに連絡して再募集を今回かけるということでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） こちらは小学校担当、それとも中学校担当でしょうか。

そして、赴任するまでの間というか、空白ができてしまうと思うんですけれども、そのこのところ空白ができるのか、できないのかも併せて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まずは、小学校か中学校かといったところなのですが、中学校のほうでございます。

空白につきましては、夏休み明けの9月からなので、空白ができないというところがございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 夏休み明けとおっしゃっていますけれども、中学校ですと夏休み中に英語の弁論大会というか、昔からあった暗唱大会があって、そのときに今まで見たときのないJETの先生が単発で来てくれているという状況だったので、そのところは空白はないという認識はちょっといかがなものなんでしょうかというところで、やはり夏休み中もしっかりとJETが配置できるような処置というか、段取りを組まなかったのはどうしてなのか。もう少し早くにやればどうにか、さっき説明があったので仕方がないとは思いますが、その1か月の間に来てもらう手だてというのも考えてのことだったのか。

やっぱり空白あったという私は認識なので、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

そういった見方であれば空白ということなのかもしれませんが、夏休みのそういったスピーチコンテストだったりというところは、空白がないように業務委託しております事業者から、急遽そこをお願いできないかというところで対応させていただきました。

あと、また小学校のほうにJETプログラムでいるALTのほうにも話をしまして、それで中学校のほうに行ってサポートしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 3問目に移ります。

同ページの10款2項1目10節需用費の修繕料、先ほど亦小の雨漏りと、汐見小の昇降口と体育館の部分ということで御説明いただきましたけれども、この亦小の雨漏りの部分は、雨漏りがたくさんあるのでどこの雨漏りの部分か、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

3か所ございまして、1か所は亦楽小学校の多目的トイレのところですね。あと、2つ目が、2階から体育館に行く通路の渡り廊下というか、空中回路というか、その部分の雨漏りと。あともう一つは、4年1組のところから雨漏りしているというところで、今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 3か所とも、この間の教育民生常任委員会で視察に行ってお伝えしていた部分に大きいところであるんですけども、4年1組のところは、3階の音楽室があって、児童会室がある廊下のところかと思われるんですが、そのところの原因が長い間分からなくて工事ができなかった。学校のほうでも「雨が降っているときに呼んでください」と言われたということで、長年解決しなかったところなんですけど、これは、理由は、結局は何で、どのような工事をしていくのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 工事の内容は、屋上のほうの防水のところ、そこが原因なんじゃないかなというところで、その工事を見越しております。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに御質問ありますか。信輝議員。何問でしょう。

○3番（佐藤信輝君） 1問お伺いします。

28ページ、9款1項4目10節防災行政無線等修繕料36万6,000円についてお伺いします。

保守点検でスピーカーなどの不具合と説明がありましたが、改めて説明をお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、一つ一つ御説明いたします。

防災無線の子局のほうになります。スピーカー内の蓄電池の不良による修繕が2か所。スピーカードライバーというのがございます。そちらのほうの修繕が3か所。役場敷地内の発電機の蓄電池の交換が1つということになってございます。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 最近発令された津波警報のときの情報の伝達というのは、正常に作動していたという認識でよろしいのかと、不具合があった場合の対応策についてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 不具合の報告は受けてございません。（「もう一つ」の声あり）

り)

ですので、対応も考えてございません。（「正常にはいったんですか」の声あり）
正常に動いてございました。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。なければ、仁田議員。残り1問。

○13番（仁田秀和君） 25ページ、25ページの2款6項4目10節、前者と重複しますけれども、
ここ、修繕費として自動火災報知機と避難誘導灯、それとエントランスの雨漏り等々複合して
いますけれども、このところの全ての算出根拠を改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） こちら算出根拠でございますが、ロビーの誘導灯2か所で33
万円ほどでございます。

火災報知機のほうは、3か所で43万円ほどですね。

あとは、エントランスの洗い出しで49万9,000円。

そして、あとは雨漏りのほうで23万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） このエントランス洗い出し、エントランス雨漏り部分なんですけれども、
どうしてもこの雨漏り補修というところがちょっと気になって、これで十分なのかというところ
なんですけれども、工事の工法も含めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） エントランスの雨漏りでございますが、光庭のガラス張りの、
ガラスのところの前でございまして、どうも屋根の防水のほうから漏ってきているということ
なので、こちらのほう、部分的な補修で対応したいというところでございます。（「十分とい
うことですね」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、この金額で十分だということで修繕はされるものというもので
理解してよろしいということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） それでは、残り3問、佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 4問目は、30ページの10款5項2目の、すみません、間違えました。10款3項2目18節補助金、中体連参加補助金へ追加と中体連参加補助金、東北と全国に関してになります。

こちらの補助率と、あとは補助の内容、旅費だけなのか、どういったものに対する補助なのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） では、お答えいたします。

旅費になります。それで、5分の4ということでの要綱で支給されるということでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次に移ります。

次も同ページで、10款5項2目14節工事請負費、七ヶ浜サッカースタジアム脇雨水管接続工事に関してです。

先ほどいろいろ説明はあったんですけども、今武道館も工事をしていて、あその道路が本当に結構狭くて、スタジアムに入ってきたり、それからスタジアムから出ていくというのも結構危険、危険ではないんですけども、本当にゆっくりというか、注意をしないと危ないと私も利用して思っています。

そうしますと、この工事も同時期に恐らく進行していくであろうということが想像できるんですけども、そのところはどのように、一回さっき試しても掘ってみるといってもおっしゃっていましたが、そういったところも全て関わってくるなど、あとはプールに行く方も結構いますので、そのところ担当課としてはどのように計画を立てて、安全性も考慮しながらやっていくのかの説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えします。

まだ当然契約とかもしていないところなんですけれども、今後、雨水関係の工事が決まりましたら、業者のほうと、当然あと武道館の業者もいますので、そこら辺の町のほうも教育委員会のほう、私のほうも入りまして協議して、安全性は当然確保しないといけないと思っていますので、そこら辺は今後、話し合いを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、試し掘りとか、すみません、用語がちょっと私詳しくないものであれなんですけれども、それは先ほど御説明いただいていたら大変申し訳ないんですけれども、いつから始まって、サッカースタジアムもプールも結構皆さん1年中利用している場所になっていますので、繁忙期とかそうじゃないときというのがない施設ですよ。

なので、そこのところはタイミングと、あと場所だったり、スタジアムも広いですので、どこの部分を具体的にやっていくのかという説明も、利用者も気になる場所かと思われるので、そこのところ説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず、もともとある雨水のますというのが、武道館側から駐車場に入る、その右手です。今回試しで掘るといのは、その右手のますのもう少し右側、東側というんですかね。

ですので、駐車場には直接影響のない場所になるかと思えます。駐車場に入っていく方向は、今回の工事には入っておりません。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、プールの利用者もサッカースタジアムの利用者も、工事期間中、試し掘りも含め、支障なく利用できるという考えでよろしいのか、最後に確認いたします。質問いたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらとしても利用者には支障のないように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、6問目、最後の質問です。

同じく10款5項4目10節需用費の修繕料、調理器具等修繕料へ追加109万5,000円ということですが、こちらの詳細をもう一度説明を求めます。

この金額が結構大きいもので、今、給食も再開しておりますので、ここのところは給食がちゃんと作れなくならないようなスケジュール感と、あとはそれも指導はしていると思うんですが、そこのところの詳細を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、内訳でございますが、電気回転釜、こちら炒める・煮るところです。こちら5台ありまして、その1台の不具合ということで、そこは調整しながらやるということでございます。

あとはスチームコンベクションといいまして、こちら蒸す・焼くものになります。こちらも2台中1台ということなんですけれども、そちらも調整しながらやるということです。

あともう一つが、機器消毒保管機というところで、異音がするというようなことでの交換でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、これ交換する時期は、3つとも同日に一気にやるのか、それは相手方の業者のこれから決まっていったということもありますけれども、やはりこの給食というのは、衛生面とかも随分関わってきますし、やはり今まで5台使えていたところが4台でしばらくいたりというのは、ちょっと働く側としてもなかなかやりづらいところもあるので、これを一気に終わらせるようなスケジュール感でいくのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問なんですけど、もちろん給食には支障がないように、そして、できるだけ速やかにというところで、時間帯等も協議しながら、支障のないように進めたいと考えております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ここで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(第1号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、議案第59号令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第59号令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書31ページをお開きください。31ページです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,662万1,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

議案書36ページをお開きください。議案書36ページになります。

5款1項1目一般会計繰入金8万8,000円の追加は、後ほど歳出で御説明いたします一般管理費の財源とするものであります。

5款2項1目財政調整基金繰入金160万1,000円の減額は、繰越金などが今回の補正で増額となることから、当初予定していた繰入額を減額するものであります。

6款1項1目繰越金306万4,000円は、令和6年度の決算に伴い追加するものであります。

8款1項1目社会保障税番号制度システム整備費補助金7万円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う、周知広報事業に係る国の補助金で、補助率は10分の10であります。国の補助事業として7月に急遽決まったもので、当町では既に当該広報用のチラシを印刷し、資格情報のお知らせ、または資格確認書の郵送の際にチラシを同封し発送しております。今回、国からの財源について示しがあつたため、歳入予算を新たに補正するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

37ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費8万8,000円は、国保情報データベース調整交付金システムについて、パソコン端末の入替えに伴い、新端末へのシステムの移行業務を委託するものであります。

5款1項1目財政調整基金費153万3,000円の追加は、令和6年度決算に伴い繰越金の2分の1を積み立てるものであります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議案第60号令和7年度七ヶ浜町公園墓地特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第60号令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書の38ページをお開きください。38ページです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,896万4,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

議案書43ページをお開きください。43ページです。

3款2項1目公園墓地管理基金繰入金50万円の追加は、歳出で御説明します一般管理費の財源となるものです。

次に、歳出について説明いたします。

次の44ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費50万円の追加は、公園墓地Aブロックに隣接する緑地の樹木3本が枯れた状態であることから、今後の倒木などによる被害の危険性を回避するため、伐採するものであります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 1点です。

1点というか、1項目しかないので、すみません。

枯れ木の伐採委託料について伺います。

50万円追加で、Aブロックの3本が枯れていて、倒木を防ぐためのものということでございました。

ここに至った経緯というものの説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 経緯のほうを御説明いたします。

8月の上旬でございますが、職員のほうが現場を見回ったときに、枯れ木1本を発見いたしました。かなり背の高い木で、斜面の上のほうに生えておりました、万が一倒れた場合、墓地のほうに被害が出るんじゃないかということで危機感をもって業者に連絡を取りまして、周辺も含めて、ほかのブロックも含めて目視で確認をいたしまして、1本のみならず3本やったほうがいいんじゃないかと。要するに、放置しておく将来的に危ないんじゃないかというものを絞り込みまして、今回、補正予算で上程させていただきました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 枯れ木伐採というものは、安全管理上、重要な事業だと思いますけれども、今回3本、1本ではなくて3本というところで、業者のほうから指摘を受けて3本に増やしたということでございます。

墓地はやはり広範囲にわたるわけでございますので、その危険度の判断基準というものをどのようにお持ちなのか、ここで伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 判断基準というものをお答えできるかどうかあれなんです、やはり現場をよく見回って、異常があればすぐに確認するということが常に必要かと認識しております。職員のほうも現場のほうに出向くようにしておりますし、また、常駐している委託先であるシルバーのほうにも何かあったら御連絡をいただくということでお願いをしておりますので、その連携も取りながら、職員がなるべく現場を見ながらということで、異常がないかを確認をしまいたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ここは以前から倒木などの危険性については、住民のほうからも職員の

見回りとかシルバーの判断だけではなくて、住民のほうからも指摘されてきております。

以前も質問していると思うんですけども、こうした今後も墓地内の樹木は経年により倒木、そして枯損の可能性があると思います。

今回の補正対応を踏まえまして、定期的な点検であったり、長期的な維持管理の工夫について、町としてどのようにお考えなのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 職員のほうで継続して見てまいるというのはそのとおりであるのですが、毎年除草の委託をしておりますので、そちらの受託業者にもお声がけしながら、異常がないかどうか、目視で確認が取れるところの情報共有を図りながら対応してまいりたいと考えております。（「今後の維持管理」の声あり）

今後の維持管理につきまして、そういったことも情報共有を徹底した形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 同じく、枯れ木伐採の50万円についてお伺いいたします。

これは3本伐採するというございますけれども、この委託料の中に、伐採後の木の処理方法というか、そういうものもこの予算の中に入っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 処理につきましては、支障のないところで腐らせるというか、ということを考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それは、具体的にどの場所とかというのは分からないのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） まだ場所については、選定はしておりません。

補正予算をお認めいただいた後に、事業者、委託先が決まりましたら、そこを現場を見ながら、目立たないところというか、利用者の方から見えないようなところで、かつ安全な場所ということで考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） やはり木だと、例えばちゃんと処理しないとといいますか、放置しておくと、例えばそこから虫が発生したり、いろいろそういう心配事が出てくる可能性があるんですけども、その辺もしっかりと処理を考えながらの伐採後の処理方法ということで捉えてよ

ろしいのかどうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 問題のないように処理したいということで考えております。

（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議案第61号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第61号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書の45ページをお開きください。45ページになります。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億815万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,615万7,000円に定めようとするものです。

また、サービス事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ709万6,000円に定めようとするものです。

補正予算の理由につきましては、令和6年度事業の精算によるもの、地域包括支援システムの改修費の追加になります。

初めに、保険事業勘定補正予算について御説明いたします。

議案書の52ページから53ページを御覧ください。

歳入予算の補正内容について御説明いたします。

3款2項3目248万6,000円、及び5款3項2目124万3,000円は、国・県からの地域支援事業に係る交付金の追加になります。

7款1項3目124万3,000円は、一般会計からの繰入金の追加になります。

7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金1万8,000円は、令和6年度事業精算によるものです。

7款2項1目財政調整基金繰入金1,859万2,000円は、財政調整基金からの繰入金への追加になります。

8款1項1目繰越金8,457万5,000円は、令和6年度繰越金が確定したことによる追加になります。

議案書の54ページから55ページをお開きください。

次に、歳出予算の補正内容について御説明いたします。

3款1項1目財政調整基金費4,228万8,000円は、繰越金が確定したことに伴う積立金への追加になります。

4款3項1目包括的支援事業費645万8,000円は、人件費の整理と介護保険システムの標準化に伴う地域包括支援システム改修費用の追加になります。

5款1項2目償還金5,033万4,000円は、令和6年度分の国などに対する返還金になります。

5款2項1目一般会計繰出金907万7,000円は、令和6年度繰越金が確定したことによるものになります。

次に、サービス事業勘定補正予算について御説明いたします。

議案書の58ページから59ページをお開きください。

歳入予算2款1項1目繰越金20万8,000円は、令和6年度事業の精算によるものです。

歳出予算2款1項1目一般会計繰出金20万8,000円についても、令和6年度事業の精算によるものです。

以上で議案第61号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いた

します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第62号 令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議案第62号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第62号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書の60ページをお開きください。60ページです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ921万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,289万9,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

議案書65ページをお開きください。65ページです。

4款1項1目繰越金613万円は、令和6年度の決算に伴い追加するものであります。

6款1項1目子ども・子育て支援金事業費補助金308万円は、後ほど歳出で御説明します徴収費の財源となるもので、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次の66ページを御覧ください。

1款2項1目徴収費308万円の追加は、国の制度として来年度からスタートする子ども・子育て支援金制度に対応するため、後期高齢者医療システムを改修するものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金613万9,000円の追加は、歳入歳出額の差額を調整するものであります。

3款2項1目他会計繰出金9,000円の減額は、令和6年度決算に伴う事務費繰入金の精算分となります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

予算書66ページ、66ページの1款、失礼、どっちで聞けばいいんだ、歳入のほうで聞きますか。すみません、失礼しました。

65ページ、6款1項1目1節子ども・子育て支援事業補助金について伺います。

歳出にもかかっているのであれなんですけれども、今回の補正につきましては、国が新たに創設しました来年度から施行される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費ということでございます。

この制度は、全世代型社会保障の一環としまして、子育て世帯を社会全体で支えるために導入されまして、被保険者や国保、さらに後期高齢者医療制度に加入する全ての世代から広く支援金を徴収する仕組みであると理解しております。

まず、本町の後期高齢者医療制度におけるシステム改修の必要性と、具体的にどのような改修が行われるのか御説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

保険料の徴収に関しまして、システムを活用しておりまして、そちらの現行のシステムの改修が要るようになってきているという状況でございます。

今回、子ども・子育て支援金の創設に伴いまして、全く新しい税の、税じゃないです、保険料の内訳として新しい項目が追加となりますので、それに対応したシステムの改修ということでございます。

具体的な項目としましては、賦課情報の照会機能、それから保険料9割計算機能、賦課情報印刷機能、賦課情報データ抽出集計機能、広域連合データ連携機能などの各種機能につきまして、新しい制度に対応した改修を行うというものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 制度の開始は令和8年度から、来年度からとされており、段階的に拠出額が引き上げられることになっているものだと思いますが、そこで今回の改修は、その初年度から円滑に運用できるようにするための準備と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

仰せのとおり、円滑に導入するための準備として改修を行います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） この制度は、少子化、人口減少対策と子育て世代の若年層の経済的支援を目的にしているとされております。

しかし、後期高齢者を含む全世代から広く負担を求めることとなるため、制度設計であったり、説明の仕方によっては住民の理解を得にくいという側面もあると考えます。

本町としましても、住民への丁寧な説明や制度理解の促進に向け、どのように取り組まれるのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 制度の詳細につきまして、国からなかなか示しがたい部分がありまして、周知方法については悩ましいところはございます。

ただ、いずれ新しい制度が始まるということで、広報なりで周知を図っていくことを想定しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 日本共産党の歌川です。

議案第62号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について反対するものであります。

今回の補正に当たっては、前者の質疑の中で、子ども・子育て支援事業費の補助金として高齢者から徴収するものであります。

現在においても75歳以上の高齢者からは、直接徴収及び普通徴収等々の徴収がされております。そこで、普通徴収において、このような制度がされれば、さらに高齢者の滞納、そして医療の受診にかかる抑制等々につながることから、このような高齢者医療からの負担はすべきではない、それに伴うシステムについては導入すべきでないという立場で反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、議案第62号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論いたします。

本補正は、後期高齢者医療広域連合への納付金に加え、国の制度改革である子ども・子育て支援金制度への対応を円滑に進めるため、後期高齢者医療システムの改修費が計上されております。

当該システム改修の背景にある制度の趣旨は、子ども・子育て施策を社会全体で支える仕組みを構築し、将来世代に安心をつなげるものであり、持続可能な社会保障制度の確立という観点から重要なものと認識しております。

町としては、国の制度に基づき必要なシステム改修を確実に実施することが求められており、本補正はそのための予算措置であります。同時に、町民にとって新たな仕組みであるため、今後の周知や説明に丁寧さが一層求められることから、国からの情報収集の徹底や制度の周知に努められることを期待申し上げ、本補正予算に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第63号 令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、議案第63号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第63号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書67ページを御覧ください。67ページです。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出について、第1款第1項営業費用の既決予定額に1万3,000円を追加し、4億5,102万4,000円に、第3項特別損失の既決予定額に30万1,000円を増額し、37万5,000円に定めるものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

69ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項4目総係費11節通信運搬費1万3,000円の追加は、公用車のカーナビゲーションに係るテレビ受信料でございます。NHKとの契約が漏れていたもので、給水車とダンプ、計2台の令和7年度分を追加するものでございます。

3項1目過年度損益修正損2節その他特別損失30万1,000円の増額は、通信運搬費への追加と同様、公用車のカーナビゲーションに係るテレビ受信料でございます。NHKとの契約が漏れていたもので、給水車が平成24年から令和6年度分、ダンプが平成30年から令和6年分を特別損失に計上し、遡及して支払うものでございます。

以上、議案第63号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16	認定第1号	令和6年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第2号	令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第3号	令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第4号	令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第5号	令和6年度度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第6号	令和6年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
日程第22	認定第7号	令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までは令和6年度の決算認定でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

初めに、認定第1号令和6年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） それでは、認定第1号令和6年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

令和6年度の一般会計歳入決算額は、85億8,594万2,911円であります。歳出決算額は81億3,915万9,934円で、歳入歳出の差引きは4億4,678万2,977円となっております。

決算書の120ページをお開きください。

歳入歳出差引額のうち8,307万5,000円が翌年度へ繰り越すべき財源額となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております決算審査特別委員会において担当課長より説明申し上げます。

慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第2号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、認定第2号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は、先ほどと同じく2ページ、3ページになります。

国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入で21億9,069万8,658円、歳出で21億7,094万3,761円、歳入歳出差引残額は1,975万4,897円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております決算審査特別委員会で御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第3号令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 認定第3号令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2ページ、3ページになります。

公園墓地事業特別会計の決算額は、歳入で1,517万7,644円、歳出で1,477万7,186円、歳入歳

出差引残額は40万458円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております決算審査特別委員会で御説明申し上げます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第4号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、認定第4号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2ページから3ページになります。

決算額は、保険事業勘定の歳入が21億3,895万665円、歳出が20億4,937万5,315円、歳入歳出差引残額は8,957万5,350円です。

次に、サービス事業勘定の歳入が656万540円、歳出が630万3,057円、歳入歳出差引残額は25万7,483円です。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第5号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、認定第5号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2ページ、3ページになります。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入で2億6,640万7,260円、歳出で2億6,006万8,874円、歳入歳出差引残額は633万8,386円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第6号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 認定第6号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について説明いたします。

決算書218、219ページをお開きください。218、219ページです。

収益的収入及び支出の事業収益決算額は4億9,433万2,832円、事業費用決算額は4億4,880万3,269円となっております。

220、221ページをお開きください。220、221ページです。

資本的収入及び支出の資本的収入決算額は338万4,489円、資本的支出決算額は8,984万8,457円となりました。資本的収入が資本的支出に対し不足する額8,646万3,968円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填しております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第7号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 認定第7号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について説明いたします。

決算書244、245ページをお開きください。244、245ページです。

収益的収入及び支出の事業収益決算額は5億7,227万9,769円、事業費用決算額は5億4,502万7,578円となっております。

246、247ページをお開きください。246、247ページです。

資本的収入及び支出の資本的収入決算額は2億1,623万3,400円、資本的支出決算額は3億3,224万721円となりました。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1,600万7,321円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、当年度損益勘定留保資金で補填しております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） ここで、令和6年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の審査意見について、稲妻代表監査委員より御意見を拝聴したいと思います。稲妻代表監査委員、御登壇願います。

〔代表監査委員 稲妻敏行君 登壇〕

○代表監査委員（稲妻敏行君） 監査委員の稲妻でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

それでは、令和6年度決算につきまして、監査の意見を述べさせていただきます。

資料は皆様のお手元にお渡ししておりますので、それを御覧いただきたいと思います。

概要について説明申し上げます。

まず最初に、各種会計決算等審査の意見でございます。

審査期間は、7月17日から30日までの間、事前審査を経て実審査日数は4日間で実施しております。

審査方法は、監査基準の決算審査の着眼点を参考に審査いたしました。

審査の結果は、一般会計及び各種会計決算書並びに附属書類は、関係法令に基づき作成されており、計数は関係諸帳簿と符合しており正確であると認められましたが、今後も健全な財政運営を継続するための留意事項を3点述べさせていただいておりますので、一助になれば幸いです。

社会情勢の混乱に伴う物価高騰や人件費高騰など、取り巻く環境が刻一刻と変化する昨今、最小の経費で最大の効果を上げるべく、これまで以上に職員の創意工夫が求められます。町民への安心・安全のまちづくりを目指し、引き続き、経常経費の抑制と点検を行うとともに、関係法令や条例等に基づいて、限られた財源の重点的、効率的な配分と計画的な事務事業が行われることを望み、結びとさせていただきます。

次に、水道事業会計決算審査の意見でございます。

審査期間は6月19日から6月26日までの間、事前審査を経て、実審査日数は1日間で実施しております。

審査の結果は、計数は関係諸帳簿と符合しており正確で、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示していると認められました。

なお、意見書の各比較表などは、前年度を踏襲した記載内容で作成をしております。

経営状況では、経済性を評価するための経営比率を算出した結果、経営資本営業利益率及び営業収益営業利益率については年々悪化していることが確認できました。財政状態については、給水人口から見た類似団体の平均を全ての項目で上回っており、良好な状態にあると思われま

す。
給水人口の減少に比例し、年間総配水量も減少傾向にあることから、営業収支が現在よりも厳しくなることが推測されますので、適正な受水量への見直し検討及び経常経費の再確認等、費用面での不断の工夫をお願いいたします。

今後も先を見据えた計画的な施設整備を進められ、安全で安心な水の安定供給に努められることを期待し、結びといたします。

次に、下水道事業会計決算審査の意見でございます。

審査期間は6月19日から6月26日までの間、事前審査を経て、実審査日数は1日間で実施し

ております。

審査の結果は、計数は関係諸帳簿と符合しており正確で、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示していると認められました。

経常状況では、経済性を評価するための経営比率を算出した結果、経営資本営業利益率及び営業収益、営業利益率については、特にマイナスが大きく、経営努力がより必要であることがわられました。

財政状態については、流動比率が理想比率とされる200%以上には程遠く、予断を許さない状況であると思われます。

処理区域内人口の減少に比例し、年間総処理水量も減少傾向にあることから、営業収支がさらに厳しくなることが推測されますので、経常経費の再確認等支出面での工夫及び受益者負担の見直しの可否等、喫緊に検討をお願いいたします。

今後も計画的に施設、設備の長寿命化を図られ、町民が衛生的で快適な暮らしを享受できるよう、より一層努められることを期待し、結びとさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 質疑を求めたものですがけれども、日程的にこの監査の時間の時間が明記されていなかったもので、私、この前に休憩を取るのかなと思って、資料を別に置いていたんですよ。なので、今、質疑の文書がないので、質疑しかねる状況になっております。

どうしたらよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 取りに行ってください。

暫時休憩をいたします。何分くらいで、（「10分」の声あり）10分。

暫時休憩いたします。4時半まで、4時半再開いたします。4時30分再開いたします。

午後4時21分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

質問いたします。

質問については、一般会計において、決算書の14ページ、結びの中でこのようなことが文言

として書かれております。「予算の執行及び基金運用はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められました」ということと、最後に「引き続き、経常経費の抑制と点検を行うとともに、関係法令や条例等に基づいて、限られた財源の重点的、効果的な配分と計画的な事業実務が行われることを望みます」ということで、引き続きということなので、今まで以上ということでもあります。

そこで、このようなことが令和6年度の事業で、監査委員の月ごとの監査、あとは今回の7月17日から30日までの審査実日数の中で、確認事項としてされてきたのかも含めて、この事業について質問するものであります。

そして、質問事項については2点ほどあります。

一つは、一般会計歳入歳出決算における財産管理について2点ほど質問させていただきます。

1つは、汐見台地区駐車場管理組合との土地賃貸借契約は、町の「財産の交換、譲与等に関する条例」に基づいた契約がされていたのか。

2つ目は、土地賃貸借契約書に反する土地使用を繰り返して行っているが、町の対応は十分と言えるのか。これについては、管理組合ですね。

そして、質問の要旨は、1点目について2つほど。

1つは、土地賃貸借契約を交わすに当たって、契約相手がどのような団体・組織運営がされているのか、債務不履行はされたのか等々を鑑み、事業実績、定款等の書類の提出を求めているが、目視での確認をしているとのことだが、契約するに当たっては、書類の保管は必須ではないか伺うものであります。

2つ目は、町有地の賃貸借は、町の「財産の交換、譲与等に関する条例」に基づいた契約の目的外使用に準じて行われていないと。車両台数で行うことは業務違反に当たるのではないかと伺うものであります。

質問事項の2の1、二度にわたると汐見台地区駐車場管理組合がアスファルト舗装をしているが、事前に書面による形質変更届がされていない状況であります。これは契約違反に当たるのではないかと。

2点目、令和6年度途中、契約車両が25台増加し55台となっておりますが、事前の契約台数の変更や賃貸料の変更は書面で交わしていないのが明らかになりました。これについても、契約違反に当たらないのか伺うものであります。

3点目、駐車場隣接地に駐車場施設管理用の監視用の防犯カメラが設置されておりました。公共物管理条例に基づいた手続による使用となっていないことが明らかになりました。設置後

の対応が十分と言えたのかどうか伺うものであります。

4点目、土地賃貸借書に準じた汐見台管理組合への対応、町の財産管理のずさんな対応は、契約の解除及び職員の懲戒処分の対象になるのではないかと質問をするものであります。

○議長（安倍敏彦君） 稲妻代表監査委員、答弁をお願いします。

○代表監査委員（稲妻敏行君） ただいま歌川議員より各種意見書に対する質疑ということで、一般会計歳入歳出決算における財産管理についての質疑でございました。

今回、町長へ提出した意見書には記載のない部分での質疑となります。よって、回答は差し控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 稲妻代表、降壇願います。（「再質問はないんですか」の声あり）
再質問をお願いします。

○12番（歌川 渡君） 要するに、提出された資料でしか目を通していないと、町行政の全般においての視点が欠けているのではないかなということ、ちょっと質問させていただいております。

私この問題については、過去2回議会での一般質問を行っております。そのことで、監査委員は議会と執行部の町の、町というか、行政の執行状況についての認識はされているのではないかなということでの立場からも質問したんですね。

要するに、議員が当局に対してどういう町の動きをしているのか、どういう財政の運営をしているのかということ、私この間、2回ほど議会で取り上げているんですね。

そういうことを鑑みれば、監査委員として七ヶ浜のこの14名の議員の行政に対する指摘、または考え方についての疑問とかを前提にして、行政に関わるような予算決算の、そういう立場というのは持てなかったのかどうか、伺いたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 稲妻代表監査委員。

○代表監査委員（稲妻敏行君） ただいま歌川議員の質問でございますが、議員御承知のとおり、監査委員の意見書は、私と議選監査委員の合議により報告されているものでございます。

したがいまして、回答についても合議によりお答えしなければならないため、後日、議選監査委員と協議し、合議により書面にて回答させていただきますので、御了承願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 前向きな回答をお願いします。求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で決算審査意見の報告を終了いたします。稲妻監査委員、ありがとうございました。お諮りします。

日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までは、本日、町長より提案理由の説明と各課長より概要の説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

日程第23 報告第6号 令和6年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（安倍敏彦君） 日程第23、報告第6号令和6年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） それでは、報告第6号令和6年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

議案書の77ページ、議案参考資料の14ページ、資料8をお開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について説明いたします。

1つ目の指標、実質赤字比率は、一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。令和6年度は黒字であったため、実質赤字比率は出てきておりません。

2つ目の指標、連結実質赤字比率は、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものです。令和6年度は黒字であったため、連結実質赤字比率は出ておりません。

次に、3つ目の指標、実質公債費比率ですが、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化したものです。令和6年度は1.3%となっております。法定の早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められております。

4つ目の指標、将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来にわたる負担の程度を指標化したものですが、比率は出ておりません。

次に、資金不足比率について説明いたします。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を判断する比率です。資金不足がないため、水道事業会計、下水道事業会計とも比率は出ておりません。

以上であります。

○議長（安倍敏彦君） これより本報告について質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、質疑を打ち切り、報告第6号についてを終了いたします。

お諮りいたします。9月3日より9月11日までの9日間を決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、9月3日より9月11日までの9日間を休会とすることに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

9月12日決算審査特別委員会全体会終了後に再開いたします。

本日は御苦労さまでした。

午後4時44分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年9月2日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
（第 3 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第3号

令和7年9月12日（金曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	大 槻 泰 弘 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第3号

令和7年9月12日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 認定第 1号 令和6年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 3 認定第 2号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 4 認定第 3号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 5 認定第 4号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 6 認定第 5号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 7 認定第 6号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
 - 日程第 8 認定第 7号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について
 - 日程第 9 議案第64号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 日程第10 議案第65号 財産の取得について（追認）
 - 日程第11 議案第66号 財産の取得の変更について（追認）
 - 日程第12 議員提出議案 七ヶ浜町議会議員政治倫理条例について
- 第 9 号

- 日程第 1 3 議員提出議案 火災再発を受けた緊急対応と実効性ある防火対策の徹底を求め
第 1 0 号 意見書の提出について
- 日程第 1 4 総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について
- 日程第 1 5 教育民生常任委員会の所管事務の調査報告について
- 日程第 1 6 常任委員の選任について
- 日程第 1 7 議長の常任委員の辞任について
- 日程第 1 8 議会運営委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第 6 認定第 5 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 6 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 日程第 1 0 議案第 6 5 号 財産の取得について（追認）
- 日程第 1 1 議案第 6 6 号 財産の取得の変更について（追認）
- 日程第 1 2 議員提出議案 七ヶ浜町議会議員政治倫理条例について
第 9 号
- 日程第 1 3 議員提出議案 火災再発を受けた緊急対応と実効性ある防火対策の徹底を求め
第 1 0 号 意見書の提出について
- 日程第 1 4 総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について

日程第 1 5 教育民生常任委員会の所管事務の調査報告について

日程第 1 6 常任委員の選任について

日程第 1 7 議長の常任委員の辞任について

日程第 1 8 議会運営委員の選任について

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） それでは引き続き、令和7年七ヶ浜町議会定例会9月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、7番佐藤直美議員、8番熊谷明美議員を指名いたします。

認定に入る前に、平山副町長より発言の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

平山副町長、その場で発言ください。

○副町長（平山良一君） どうも、発言の機会をいただきました、ありがとうございます。

発言の内容につきましては、先般、今議会の2日目のときに、学校の建設事業に私が職域を超えて委員会等の設置について発言をしてしまいました。

これは、私の職域をあくまでも超えてしまいましたので、それについておわびを申し上げたいということでございます。

どうも、大変申し訳ございませんでした。

日程第2 認定第1号 令和6年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第7号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

ここで、決算審査の結果を決算審査特別委員会の委員長鈴木洋市議員より一括して報告を求めます。御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 鈴木洋市君 登壇〕

○1番（鈴木洋市君） それでは、私から決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は、令和7年9月2日の七ヶ浜町議会定例会9月会議において、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会として設置され、令和6年度各種会計決算審査につきまして付託されたものです。9月2日、3日、4日、5日、8日、9日、10日、本日の8日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、賛成多数により一括して認定すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） ただいま決算審査特別委員長より審査結果の報告がありましたが、特別委員会において十分に審議を尽くされたことと思います。よって、審議を省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

認定第1号令和6年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定についてを討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第1号令和6年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

本町の令和6年度においても6つの施策軸の下「心かよう健幸のまちづくり」を推進していくとしており、町民の思いがかなうまちづくりを進めているところだと聞いております。

今年度事業においても一部改善、評価できるものがあるものの、いまだ法律、町条例等に準拠した施策を講じていないこと、また、町が負担すべき事業費を利用者にその負担を強いていることなどから、以下の事業の一部を取り上げ、改善及び実施を求めるものであります。

まず初めに、総務課、防災対策室に関連する事業であります。

1つは、会計年度任用職員の給料の引上げを求めるものであります。

町職員総数は214名であります。会計年度任用職員の占める割合は約20%になっており、会計年度任用職員があつての行政運営が行われていると言っても過言ではない状況であります。ところが、正職員と会計年度任用職員の給料は較差が大きいことです。正職員の平均月収給料

と比べると、僅か45%の月額給料しか支給されていない状況であります。引上げをすべきであります。

2つに、区長制度についてであります。

町が定めた区長は、自治法第138条4項3によって設置されたものであります。その法では、「執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関」と定めているものであります。町はこの定めに逸脱したものだと言わざるを得ないものであり、是正すべきものであります。

3つに、衆議院選挙が行われました。

投票への周知はもちろんですが、投票所を有権者の身近なところとして、汐見台ワープの空き店舗や第2分館広場等に仮設投票所の設置などを講ずることが必要だったのではないのでしょうか。

4つに、地震に対応すべき減災対策で木造耐震診断及び改修工事助成事業についてであります。

町独自の上乗せ助成を求めるとともに、平成12年度に改正された新耐震基準に合わせた木造耐震診断及び改修工事助成事業を実施すべきであります。

5つに、危険ブロック塀除去等補助金事業であります。

児童・生徒の通学の安全確保のため、特に修繕の度合いの高い危険ブロックの早期改修を求めることが必要であります。危険ブロックと指定された箇所の所有者の大半が高齢者世帯ではないのでしょうか。年金暮らしでは、改修または撤去したくても費用の工面ができないのが実情であります。災害時に所有者を加害者にさせないためにも補助金の増額を行い、早期の改修をすべきであります。

6つ、ながすか多目的広場への来園者やイベント開催も行われており、広場から災害時の避難誘導路として、改めて葦ヶ森側駐車場に通じる2本の橋の改修を行うべきであります。

7つに、自転車用ヘルメット着用の推進のため、助成金の上乗せを求めるものであります。

次に、企画財政課についてであります。

1つは、汐見台南一丁目54地内の汐見台地区駐車場組合との土地賃貸借契約についてであります。

財産貸付け収入として1台につき月1,000円とし、25台の12か月で30万円の賃貸契約をしておりますが、実駐車台数は30台の駐車費用になっております。賃貸契約に違反しているのではないのでしょうか。年度当初の契約の確認を怠っている状況から発生しているものであります。

年度途中の増設数25台分をなぜ徴収しないのでしょうか。

さらに、町の財産の交換、譲与等に関する条例に準じた賃貸契約に逸脱したものになっていることから、同条例に明記されている財産の種類、目的、単位、使用に基づいた賃貸契約に改めるべきです。

2つに、行政財産管理における庁舎内に設置されている自動販売機の設置使用料が統一されていないものから、統一料金に改めることを求めるものであります。

次に、まちづくり振興課についてであります。

1つは、逍遙のまちづくり官民連携調査費用であります。先日の議会全員協議会の説明を受け、現地で立ち上げた菖蒲田浜招又地域が、町が進めるまちの魅力を生かした関係人口の増加や、にぎわい創出事業を通じた地域活性化につなげるには、現時点において成功するとは考えにくい状況と思われるので、事業の見直しを求めるものであります。

2つは、ほのぼの農園の管理についてであります。

定期的な巡回を行い、利用者の利便性を高め、共有地の除草を行うこと、貸出し受付を月ごとにするなどの改善を求めるものであります。

次に、建設課についてであります。

1つに、ながすか多目的広場のベンチに設置されている日よけともなっている施設に、夏場の強い日差しよけとなるよしずの設置を改めて求めるものであります。

2つに、約26億円も積立てされている災害公営住宅維持管理基金の取崩しで、災害者の入居11年以降も家賃低減を継続することを求めるものであります。

次に、健康福祉課についてであります。

特別障害者手当についてであります。

介護認定者の要介護4及び5の方の大半が受給対象となることが見込まれることから、対象となる方への制度の周知を求めるものであります。

次に、町民生活課についてであります。

塵芥処理に係るごみ収集委託料のさらなる引上げを求めるものであります。

塵芥処理委託料を見ますと、年々各種ごみの収集量が減少ぎみにあります。委託料は処理台数によるものですが、ごみ収集量が減れば委託料も減額される仕組みになっているものであります。収集量が減っても事業者の保有台数や収集箇所が変わっていない状況であります。

また、これらの委託料には業者の事業者の車両の燃料、車検、維持等の維持管理が含まれており、人件費は僅かな金額ではないでしょうか。委託事業所で働く労働者の人件費、事業の安

定した経営を保障するためにも委託料のさらなる引上げを求めるものであります。

次に、子ども未来課についてであります。

1つに、児童遊園管理費についてであります。

改めて、町内11か所に設置されている児童厚生施設としての児童遊園の遊具等が、設置要綱に準拠した設置状況になっていないことでもあります。設置すべき施設、遊具は児童福祉法で義務づけられているもので、地区の意見で左右されるものではありません。町は地区に対して法令等を説明し、理解を求める努力をすべきであります。改めて設置要綱に準拠した施設整備を求めるものであります。

2つに、小学校入学祝金支給事業であります。同対象者に対し、町独自として対象となる児童として中学入学祝金支給の創設を求めるとともに、第1子からの入学祝金、小中学校の支給事業を行うことを求めるものであります。

3つに、教育総務課にも関連するものであります。就学前5歳児健診に発達障害に関わる項目を改めて設けることを求めるものであります。発達障害支援法では、早期発見や療養を自治体の責務としていることから、家庭や学校での適切な対処につながるものではないでしょうか。

次に、保育所についてであります。

1つに、3歳児から5歳児の給食費への助成事業の実施を求めるものであります。

受入れ当初幼児数71名とありました。そのうち32名から給食費として約150万円を徴収しておりますが、食育や子育て支援事業として費用の軽減、無料化をすべきであります。

2つに、総務課で求めています会計年度任用職員の給料の引上げを求めるものであります。

正職保育士の時給費を試算したところ、約2,200円であります。会計年度任用職員の給料、フルタイム、パートタイムの時給額はともに約1,500円台で、700円もの開きが生じているものであり、引上げを求めるものであります。

次に、生涯学習課、生涯学習センターに関わる事業であります。

老人福祉センターの利用者の増加をするための取組について、以下の点を求めるものであります。

令和6年度の同センターの利用者は1,549名で、令和元年度から見て半減していることから、利用者の増加を図るために、お風呂の修繕とエアコンの設置をするとともに行事の工夫を求めるものであります。

次に、教育総務課についてであります。

1つは、就学援助についてであります。

近年、物価高騰に対応した就学援助基準単価を上回る支給額を設けるべきではないでしょうか。

2つに、学校図書館法に基づいて司書教諭が配置されているかと思いますが、児童・生徒及び教師による学校図書館の一層の促進に資するため学校司書を配置すべきであります。

3つに、子ども未来課でも求めました小学入学児童に発達障害に関わる健診項目を追加すべきであります。

4つに、小中学校普通教室の照明灯のLED化の推進を求めるものであります。

七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画で示されているように、本町の公共施設の中で、小中学校の照明灯のLED化で削減見込みが一番多いとされているところであります。同実行計画の促進のためにLED照明灯にすべきであります。

5つに、学校給食センター事業についてであります。

材料費高騰補填分918万7,680円についてであります。そのうち1,608万3,000円は国からの給付金での対応で、一般会計からの補填は僅か約160万円であります。財政調整基金等からの繰入れを行い、応分の取崩しを行い、物価高騰に対応する保護者の負担の軽減を図るべきではなかったでしょうか。

最後に、一般会計における各基金の積立て状況を見ますと、多額の基金が積み立てられている状況であります。

本来、負担の公平の考えから、後年の必要な事業はそのときの住民で負担すべきではないでしょうか。そういう措置を取るべきではないでしょうか。必要とするときに起債を充当すべきであります。これ以上の基金の積立ては、改めるべきであります。これらの基金の年次的取崩しを行い、住民、事業者の経済的負担の軽減と各地区住民からの要望等の施策を講ずるべきであります。

これらの改善要望を次年度で実施することを求め、一般会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

認定第1号、令和6年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和6年度は、物価高騰が続く中、賃金上昇がそれに追いつかないことや、燃料や米の価格

の上昇などで町民の家計への負担が大きくなった年となりました。また、少子高齢化が進み、社会保障制度の安定的運営が厳しい状況に陥った年でもあります。

そのような社会情勢の中で、本町においては限られた財源の中で、町民への安全安心なまちづくりへの取組や住民サービスの充実への取組などについて、以下の点で評価したいと考えております。

まず、安全安心なまちづくりに関して、令和6年1月1日に発生した能登半島地震や、日本各地で発生する線状降水帯による甚大な被害で避難を余儀なくされる状況を目の当たりにし、本町においても防災減災の対策充実強化が再認識されました。令和6年度では、避難経路を示す誘導標識の設置や避難経路の整備を行っております。命を守る交通安全対策の観点からは、自転車用ヘルメットの購入費助成や、地球温暖化対策としてみやぎ環境交付金を活用しての地域街路灯のLED化による二酸化炭素の排出削減に取り組んでおります。

また、子ども・子育て教育に関しては、こども家庭センターを設置し、産後ケア事業では通所型のメニューを増やし、利用者の増加を見ることができております。また、不妊治療検査助成、不妊治療助成では町独自の上乗せ助成事業を実施し、少子化対策に取り組んでおります。学校教育では、不登校やネグレクト、虐待など様々な問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザー、指導員、保健師を配置し、保護者や児童・生徒の相談体制の充実を図り、問題解決に向けて取り組んでおりました。また、通学路交通安全プログラムでは、通学路における子供たちの安全を確保しております。

健康寿命延伸に向けた取組については、地域介護予防活動やフレイル予防普及啓発活動など高齢者の健康増進を図り、地域活動事業では、七ヶ浜アロープログラム事業で七ヶ浜ダーツフェスタを開催し、世代を超えた交流を図ることができております。

地場産業については、規格、重量ともに市場に出荷したトリガイが生産できるようになり、高値で取引され、今後も期待が寄せられております。

物価高騰対策としては、水道料金の基本料金減免や給食食材費の一部助成など生活支援などがなされておりました。

地域公共交通である七ヶ浜町民バスぐるりんこについては、インターネットでの経路検索サービスやスマートフォン等でバスの現在位置が分かるバスロケーションシステムの改善に取り組んでおりました。

最後に、DXの推進では、公共施設の予約システムの運用開始や、町のウェブサイトにはAIチャットボットを搭載するなど住民生活のサービスの充実を図っております。

以上の理由から賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）なしの声ありますので、討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第2号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。

当年、国民健康保険税が世帯平均で1万7,134円、12.8%が引き上げられました。先の8月27日の議会全員協議会で示された令和6年度の各費用額が、国保税引上げをするための過大な見積りであったことが改めて確認できた決算になっていることでもあります。

これは、国民健康保険財政調整基金の歳出を見ても明らかであります。当初予算額573万2,000円計上ですが、結果として1億303万5,000円と9,157万1,000円も増額積立になっていることでもあります。

令和6年度予算も含め令和7年度においても、国民健康保険税の引上げを行わなくても十分事業運営ができることを証明しているのではないのでしょうか。

国民健康保険税が高い原因のもう一つは、国民健康保険の県単位化によって国保加入負担者が多くなっていることでもあります。2019年、令和元年から国民健康保険の県単位化に伴い、国・県の法的負担が定められておりますが、守られていない現状であります。国民健康保険法第5章第71条で示されている国の負担率は32%、財政調整交付金最大で9%で合わせて41%であります。県の負担となっている一般会計繰入金9%で、それを合わせて給付の50%が国・県が負担する分となっております。ところが、令和6年度宮城県の当初予算案を見ると、国は28%、県が6%と合わせて34%でしかない状況であります。残りの66%は保険加入者及び市町村の負担になっているものであります。町は、国・県に対し法に準拠した負担額率を求めるべきであります。

以上のことから、このような施策が講じられていないことから国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 5番鈴木 博でございます。

私は、認定第2号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の決算において、医療費は被保険者の減少により保険給付総額1億1,002万8,000円減、7.1%の減、1人当たりの医療費は45万4,298円と0.1%の減少が確認されているものの、依然として高水準で推移しており、後期高齢者医療制度への移行や65歳定年制の定着に伴う被保険者数の減少といった構造的な課題が顕在化しております。また、国民健康保険税の収納率については、現年度分で95.4%と前年度を0.7%下回り、滞納繰越し分においては20.4%と1.6%の減少を見せました。近年の物価高騰などを鑑みれば、収納率の低下はある程度理解でき、納付相談機会の確保や地方税統一QRコードを活用した納付方法を取り入れた収納率向上に向けた取組は評価するところであります。

国保財政安定化を図るため、一般会計より7,000万円の繰入れが行われ、国保事業が安定的に運営され、住民の医療サービスが維持されたことは評価できるものです。しかしながら、法定外繰入れは財政の健全性や運営の透明性に影響を及ぼすだけでなく、被保険者負担の適正化や将来的な保険税水準の在り方にも関わる課題であり、一般会計への圧迫を含め今後の財政運営において慎重に検討する必要があると考えます。

引き続き、厳しい財政運営が見込まれる中、国民健康保険事業を持続可能なものとするために糖尿病性腎症重症化予防事業、さらには健康増進を図る生活習慣病予防事業など医療費抑制に向けた具体的な施策が不可欠であり、関係各課との連携を通じ住民の健康を守りながら医療費の適正化に努める姿勢は、今後も重要な取組であると考えます。今後はさらに被保険者に寄り添った運営を期待し、特定保健事業の強化や医療費抑制策の継続的な運営が行われることを望みます。

以上の理由から、令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成諸君の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第3号令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第4号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第4号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は、少子高齢化が進む中で、高齢者などの介護を家族だけでなく社会全体で支え合う制度として2000年、平成12年度から始まりました。25年が経過する中で、制度の内容が当初から大きく変化しているものであります。その変化は、これまで給付扱いとされていたものが給付対象から外され、市町村事業に移行し、負担の押しつけや利用者の負担増になってきていることであります。特に、保険給付の対象外となった地域支援事業は、要支援者の訪問介護や通所介護を民間事業が行う総合医療に移行し、保険給付の削減が進められ、要支援者が要介護になっても市町村が認めれば総合事業のサービスを継続できるなど給付費削減制度の後退化が顕著に表れているものであります。また、第2号保険料の介護給付金も総報酬制に移行され、加入事業者の負担が増え、国庫負担金の削減が行われてきております。これらの事業は、国の責任放棄と市町村及び介護事業者への負担の押しつけ、介護利用者の負担が増すばかりの制度になっているものであります。国に対し制度の改善を求めるべきではないでしょうか。

保険料の改正が行われた年度でもあります。第9期の第1号被保険者の保険料が基準額で年

間7万9,200円となり、前回から6.45%引き上げられました。第1期の年間保険料は3万2,880円でありました。2.41倍の負担増になっている現状であります。これは、高齢者の負担が増えるばかりの制度であります。また、保険財源の負担割合を見ても第1号被保険者の負担が増えている状況であります。決算で見ますと、国庫支出金が16.2%、県が12.2%、2号被保険者は23.6%、残りの48%が第1号被保険者の当年度分の負担とこれまでの、過年度の履歴として積み立てられた保険料となって負担になっているものであります。これらの状況改善のため、制度の見直しを国に求めるべきであります。また、町独自の第1号被保険者の負担軽減策を講ずるべきではないでしょうか。

これらの施策が十分されていないことから、介護保険特別会計歳入歳出の認定に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。

認定第4号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

高齢化が急速に進む本町においては、要介護者に適切なサービスを提供するだけでなく、要介護状態にならないための介護予防に力を入れる必要があることは明白であります。その点において、男性の参加率が低い点など改善点はあるものの、通所型介護予防教室事業、フレイル予防、普及啓発事業などにおいて参加者が増加、要介護認定者の増加を前年比で9名に抑制していることは、急速に高齢者が増加している現状を鑑みると大いに評価すべきだと考えます。また、このことは本決算が本町の実態や時代に即した形で実行されたことを証明するものにほかならないと考えます。

今後も国の指針に頼るだけでなく、本町の高齢者が尊厳を維持、自立した日常生活が送れるよう本町に即した事業運営がなされることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第5号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 認定第5号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度の発足当時の目的は、高齢者の医療費の抑制をするとともに終末期医療としての診療報酬体系を独自につくり上げた制度であります。現在の同制度は、高齢者にとって何の利益にもつながっていない制度であり、高齢者から独自に保険料のみを徴収するだけの制度になっているということで過言ではありません。発足から16年になりますが、改正ごとに高齢者の経済的負担が増えていることであります。その例として、医療機関での窓口負担が1割から2割に引き上げられ、所得制限も設けられ、自己負担が増えている状況であります。

また、高齢者の保険料も改正のたび増えていく仕組みがつくられていることであります。同制度の第100条には、平成20年度の若人と高齢者人口を基準として、2年ごとに高齢者医療の保険料の負担割合を若人の人口減少率の2分の1の割合で引き上げる、その分若人の支援金の負担率を引き下げるという条文になっていることであります。

これらのことは、宮城県の財源比率を見ても明らかであります。同制度の発足時の財源負担は国庫負担が24%、現役世代、いわゆる支援金ですね、これが40%、高齢者保険料は10%でありました。現在の財源負担は、国庫負担が23.3%、現役世代が37.8%、高齢者保険料が12.2%になっていることであります。高齢者の負担が増えていく仕組みの後期高齢者医療制度は廃止すべきであります。町は、長年社会に貢献された高齢者が、住み慣れた七ヶ浜町で安心して医療と福祉が受けられるために経済的負担、高齢者の命を守る制度に見直すことを国に求めるとともに、高齢者に寄り添った町独自の支援事業を講ずるべきであります。

このような施策が講じられていないことから、同事業特別会計決算認定について反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。

認定第5号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

75歳以上もしくは65歳以上で障害を持つ高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けております。現役世代と高齢者の分担ルールが明確化されており、保険料を納めるところとそれを使うところを都道府県ごとの広域連合の一元化により財政

運営責任においても明確化されております。さらに、都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担するといった制度となっており、現行制度を評価するものであります。加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことであり、令和6年度においては、現年度分と滞納分を合わせた徴収率は特別徴収、普通徴収合わせて99.93%と、昨年度よりは0.04%減となっておりますが、高い徴収率を保っており、適切に窓口業務を行っていたと理解しております。また、マイナ保険証への移行の周知や説明、そして窓口でも丁寧な対応をしていたことを評価いたします。令和6年度において宮城県後期高齢者医療広域連合との連携においては、健康啓発等訪問指導事業を行っておりました。また、提供されたリーフレットやポスターを利活用し、被保険者への周知等を図っていたことも評価いたします。

今後は、令和6年度において実施できなかった事業を広域連合とともに、そして関係各課とさらに協力して事業を実施していくことを大いに期待しております。

最後に、物価の高騰をはじめとする後期高齢者の生活を取り巻く状況を十分に把握し、被保険者の保険料負担や市区町村の公費負担が過度のものとならないよう、国による新たな仕組みや財政措置を行うことを本町としても要望していくべきものと考えますので、引き続き県と連携し、国への要望や意見を伝え、被保険者の方々のために努力を重ねられますことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第6号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第6号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計決算認定について反対の立場で討論いたします。

当事業では、国の物価高騰対応重点支援給付事業を活用し、水道事業において期間限定であります。上水道基本料金の免除を実施していたことについては、一定評価するものであります。

水道法第1条の目的には、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と明記されております。このことに照らせば、仙南・仙塩広域水道との平成22年度から令和6年度の4度にわたる受水契約金額の引下げが行われており、この引下げ分を水道使用料金の引下げに充当し、町民の経済的負担の軽減に寄与してこなかったことを指摘するものであります。

1つは、仙南広域水道との平成22年度から令和5年度の3度の受水契約で支払いが削減された約4億800円を、町民への水道使用料金の引下げに充当してこなかったことであります。

2つは、令和6年度から令和10年度までの仙南・仙塩広域水道との契約日水量を300トン減少したことについては一定評価するものでありますが、これまでの年度別配水量に照らせば必要としない受水量の契約をいまだ行っていることであります。

3つは、仙南・仙塩広域水道との本町の最終受水日量の1万900トンの契約についてであります。この最終終了年は何年と定めているものなのでしょうか。令和6年度配水日量は約4,300トンであります。本町でも人口減少が進む中で、現在の2.5倍の1万900トンを配水するのは何年先になるのでしょうか。実態に即した最終受水日量に改めれば、年間で約4,000万円以上の支払いの削減ができるものであります。

4つは、仙台市との契約水料金であります。受水量を見ますと、仙南・仙塩広域水道との1トン当たりの支払い額は118円ありますが、仙台市には901円も払っているものであります。仙南・仙塩広域水道の約8倍の水は必要なんでしょうか。契約の見直しをしてこなかったことを指摘するものであります。

5つは、令和6年度単年度の利益額約8,900万円ありますが、次年度への町民への水道基本料金の免除に充当してこなかったことであります。令和6年度からは仙南・仙塩広域水道への支払いが、年額で約1,000万円も減額されることとなります。水道料金引上げに充当すべきであります。

6つ目は、当年度で企業債の未償還残額がなくなりました。必要がなくなったことによって、減災積立金の繰替え運用で水道料金の引下げに充当すべきであります。

以上、住民への水道料金の引下げの財源が十分にあるにも関わらず、水道料金の引下げを行ってこなかったため、同水道事業会計決算に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 3番佐藤信輝です。

認定第6号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

水道施設は町民の生活基盤であり、安全で安心な水を安定的に供給するために欠かせない事業です。

まず、6年度の決算において、水道ビジョンに基づき老朽管の更新や建設改良工事が計画的に進行し、順調に実施され、計画に沿って着実に維持管理が行われていることが確認されました。一方で、湧水水量の減少や営業収益の減少といった厳しい経営環境に直面していることも事実です。しかし、そのような状況下でも損益勘定留保資金や建設改良積立金を適切に活用し、資本的収支の不足を補うなど健全な財政運営が行われています。また、企業債残高が本年度をもってゼロとなったことは、長年にわたる計画的な償還努力の成果であり、水道事業の経営基盤を一層安定させるものと考えます。さらに、減価償却費や剰余金、国の交付金の影響についても収支の仕組みが明確に示されました。これにより、現状の水道料金設定が妥当であること、また、町民生活に直結する料金の安定がしっかりと確保されていることを確認できました。

確かに、県の受水費が引き下げられたことにより、料金も引き下げられるのではないかという意見はありますが、営業損失が続いている現状や老朽管工事をはじめとする将来の投資を考慮すれば、引下げはむしろ水道事業の健全性を損なう恐れがあり、町民にとって必要なのは将来にわたる安全で安定した水の供給であると考えます。

以上の理由から、水道事業会計決算に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第7号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

日程第9 議案第64号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第64号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） それでは、議案第64号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

議案書78ページを御覧ください。

本議案は、地方公営企業法の規定に基づき、令和6年度の未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

79ページを御覧ください。

内容については、剰余金処分計算書に記載のとおり、未処分利益剰余金の当年度末残高6億1,706万129円のうち、議会の議決による処分額として建設改良積立金の積立てを5,000万円、未処分利益剰余金の処分後の残高を5億6,706万129円に定めようとするものでございます。

以上、議案第64号の説明とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第64号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、反対の立場で討論いたします。

反対の主な理由は、貯水施設及び老朽に伴う送水管の入替えなどには企業債が認められていることから、建設改良積立金に充当するのではなく、町民への水道料金引下げに充当することを求め、令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分計算書に記載されている建設改良積立金への5,000万円の積立てに対し、反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、議案第64号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、決算において生じた未処分利益剰余金のうち5,000万円を将来の施設整備に備える建設改良積立金に積み立てるものであります。水道事業における利益剰余金は、資本的収支の不足を補う貴重な財源であり、老朽管の更新や施設改修、さらには災害時の緊急対応に充てられることが求められます。特に、将来の人口減少に伴う料金収入の減少が避けられない中で、安定した財源を計画的に確保し、持続可能な給水体制を維持することは、町民生活を守る上で管理者の重要な責務であります。今回の積立て措置は、その観点からも妥当かつ適切な判断であると考えます。

以上の理由から、私は本議案に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時10分より再開いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

ここで、追加提案されました議案第65号から66号の提案理由について、寺澤町長へ説明を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、今回追加提案いたしました議案について説明を申し上げます。

追加の議案は、議案第65号及び議案第66号の2議案であります。

初めに、議案第65号財産の取得（追認）については、住基ネットワークシステム機器一式の取得に当たり議会の議決を経っていないことから、改めて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号財産の取得の変更（追認）については、議案第65号の住基ネットワークシステム機器一式について、変更契約に係る議会の議決を経ていなかったことから、改めて議会の議決を求めるものでございます。

これら住基ネットワークシステム機器一式の財産の取得等については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決が必要となる財産もしくは物品の取得でありましたが、議会の議決を経ず契約締結等をしていたことが判明したものでございます。

本件につきましては、法令、条例に基づく行政執行を基本とする行為を欠いた重大な瑕疵と認識しております。深くおわびを申し上げます。今後の対応につきましては、再発防止策を講じるとともに、今後このようなことがないように各業務のより一層の精査に努めてまいります。

以上、2議案について上程させていただきますので、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

日程第10 議案第65号 財産の取得について（追認）

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第65号財産の取得について（追認）を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第65号財産の取得についての御説明をいたします。

議案書80ページ、議案第65号関係資料をお開きください。

この議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決が必要となる財産の取得でありましたが、議会の議決を経ずに契約を締結したことで、手続上の瑕疵を有効なものとするために議会の議決を求めるものであります。

取得しようとする財産は、令和7年定例会3月会議の議案第23号令和6年度一般会計補正予算第7号で繰越明許費歳出予算の議決をいただきました住基ネットワークシステム機器一式であります。

取得金額は、機器の設定委託料も含み1,545万9,620円で、うち消費税140万5,420円となっております。

取得の相手方は栃木県宇都宮市に所在する株式会社TKCです。

契約年月日は令和7年3月14日です。

取得の方法につきましては随意契約でございます。

具体的には、住基ネットワークシステム機器のサーバー等の一式について、機器のサポートが終了するため機器を更新するものでございます。

なお、納入期限は、令和7年9月30日までとなっており、現在機器は納品されておりますが、契約金の支出については本議会で議決をいただいた後に支出する予定であります。

以上で説明を終わります。

重ねまして、この度の事案につきまして深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょうか。

○13番（仁田秀和君） 2点について伺います。

まず、説明におきましては、当局の瑕疵を有効とするために議決を求めるものということでございます。

今回提出されている議案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号に基づき議会の議決を得なければならないものとして、議決案件として上程されております。確かに同条には、財産の取得又は処分は議会の議決を経なければならないと規定されており、この点については理解いたします。

しかしながら、本件は本来得べき議会手続を経ずに町が契約を締結したという点で、専決処分とは異なるものの、事後的に議会の判断を仰ぐことで効力を補う性質を持つ点では、近い事案と考えられます。専決処分については、地方自治法第179条や同法第180条に明文の規定がありますが、今回のような事後的な承認手続を明文化した規定は存在せず、その整理は判例に委ねられております。また、民法第113条以下では、無権代理行為や権限を欠く行為も本人の追認により、遡って有効とされるとされております。

このことを考えれば、この考え方を準用すれば、議会の議決を経ない自治体契約も議会の承認によって救済されるというのが実務、判例の立場であり、最高裁昭和45年11月24日判決等においても同種の判断が示されております。

そこで伺います。

議案は議決案件として提出されておりますが、判例や実務に照らすと、今回のように事後的

に効力を補う場面は承認案件と整理するほうが妥当と考えられます。

本町として、承認との表現を用いず議決として提出した理由について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、法令解釈等の担当課でございます、私総務課長のほうより説明をさせていただきたいと思います。

まず、結論から先に申し上げますと、仁田議員がおっしゃるとおり、これは事実上の追認と承認を含めて議案をお諮りするものであります。

ではなぜ、各種、今御紹介あったような判例やら法令解釈でこの議案に至ったかというところを、若干長くなりますが御説明させていただきたいと思います。

まず、この物品の取得案件につきましては、御指摘の地方自治法の第96条の議決案件でございます。やはり、この地方自治法に求める権限に属するこの第96条の議決というものを、最もやはり我々重く受け止めておりますので、これを経ないで承認手続とか、179条、180条の専決事項というのは、あくまでもこの第96条の手続を踏まえてあるものであると。議会がどうしても開けないときであったり、議会の皆さんに事故があった、招集できないときとかそのための救済措置の案件であり、96条による議会が開けない場合の救済、議会を開くべきときに開けなかったときの救済措置ではないと考え改めて、議決を通っていない不適切な契約であると解したことから、まず議案として取り扱わせていただきました。

御紹介のあった判例につきましてもですが、こちらも確かに、多分仁田議員、かなり調べになっているかと思うんですけども、代表的なものを紹介させていただきますと、昭和49年3月13日の仙台高等裁判所の判例の中で、これ全部読み上げるわけにはいかないのですが、かいつまんでちょっと説明させていただきますと、こちらやはり議決を経ないで受けた売買契約、これは無効ではないのかという訴訟でございました。その中の判決文の中で、仮にこれが違反、違法ではないか、無効ではないかという判断にはなったんですが、裁判所は議会の議決を経たときは各種瑕疵、要は違反になっている状態とか欠落している状態は治癒されるものと解するのが相当であると。この議決により、地方自治体が被る財政運営上の多大な損失、特定の者が受ける利益、ひいては住民の負担の増加と地方自治の阻害等の防止をその立法目的とした地方自治法第96条の趣旨に反するものでないことであるということを経るためには、やはり議決をいただくこととなります。そして、裁判所の判例ではその議決をもって追認をしたと、言わば承認をしたという事実上の行為が、効力が発生するということから、今回承認ではなく、より重い96条の議決をお諮りするということで、御提案させていただいた次第です。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 判例については承知しております。

そして議決と承認、そしてまた同意についても同一形態のものというものも理解しております。そこで、やはり事実に基づいて、議会の場では諮るべきではなかったかなという点でお伺いしたものでございます。

御説明については理解しました。庁内で十分に協議された上での判断であるということも承知いたしました。

ただし、議会は住民に対して理解を広げる場でもあります。今回のような案件は非常にまれであり、住民の中には誤解を招く可能性もあるかと考えます。

したがって、今後は事実上に基づき、より住民理解が得られる形で議会にも十分に説明などをされた上で議案を提出いただくことが望ましいと考えますが、この点について、本町としてどのようにお考えなのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 御指摘のとおりでございます。

今後、このような事態を起こさないのが最も重要ではございますが、議会への説明、ひいてはその住民説明、理解が得られやすい正当な形での説明を尽くしたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2点目の質問に移ります。

今回の契約は、本来であれば地方自治法第96条第1項第8号に基づき議会の議決を得るべきものでした。その一方で、住基システムは町民生活に不可欠な基幹業務であり、期限や国の要請を踏まえれば導入を止めることができないという事情もあったと理解せざるを得ません。

そこで伺います。

なぜ議決を得ずに契約締結を先行させる事態が生じたのか。より具体的で明確な説明を求めます。

さらに、契約が3月、この後の議案にもなりますが、変更契約が5月に行われたにも関わらず、議会に報告されなかったのは、チェック体制や議会への情報共有に問題があったと考えざるを得ません。

この点を踏まえ、そもそも議事をどのように位置づけているのか、改めてその点についても

踏まえて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） まず、なぜこのようになったのかという部分につきましてですが、まず契約案件につきましては担当課のほうで起案を行いまして、そのうち50万円を超えるものについては企画財政課のほうで契約事務を行っております。

本来であれば、それぞれのところでチェックがなされまして、仮契約の締結がなされ、議会への上程という流れになる運びでございましたが、その部分でチェックが漏れてしまったということに加えまして、書類決裁における議決対象の部分のチェック体制に不十分な部分もありまして、そこでチェック機能がされなかったという認識をしております。

議会に対してのその重さについては、重々承知しておりますので、今後このようなことがないように努めてまいりますので、御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） チェック体制に不備があったというところでございます。

今回の件は結果として、議会軽視と受け取られかねない事態を招いたということは否めません。しかし一方で、現場としては期限や業務継続を優先せざるを得なかった事情も、その点については理解できます。

そこで伺いますが、この判断や進め方について、最終的な責任の所在はどのように整理されているのか、執行部として組織的にどのように受け止めていらっしゃるのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 最終責任については全て私にございます。

職員の管理監督、そしてさらにはやっぱり法令、条例に基づく基本的な行為を怠ったという行為につきましては、大変深く反省しております。

今後二度とこのようなことが起きないように本当にしっかりと、また、そのチェック機能を含めて対応してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは伺いますが、先般の、昨日ですか、全員協議会での説明ではチェック体制の見直しや契約マニュアルの改定が示されました。法令遵守と町民生活を守る責任、そして議会の議決を尊重する責任を両立させるためには、実効性のある仕組みが欠かせないということでございます。

そこで伺いますが、今後同様の事態を二度と起こさないようにどのような体制でチェックを

行い、進捗をどのように議会に共有されていくのか、その具体的な再発防止策と実施の時期も含めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） まず、再発防止につきましては、契約事務について見直しを行う予定でございます。

起案に係る用紙に議決事項の有無の記載をしまして、明確になるように、まず決裁者が分かりやすいような様式に見直ししたいと思っております。あと、予算要求の時点からその事業の進捗管理、進捗スケジュールの部分を議会の議決の工期まで含めたものを作成しまして、それを予算編成、あと契約担当課、あとは所管課等を含めて情報を共有してまいりたいと思います。様式の見直しについては、今月中に見直しをしまして、周知等も含めて10月から行えればと考えているところでございます。予算要求に係る進捗のスケジュール等の部分については、早い部分だと12月補正がございますので、それに向けて取り組んでまいりたいと考えております。あわせて、職員への研修に向けても検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。篤議員。何問でしょうか。

○2番（鈴木 篤君） 1点だけ質問させていただきます。

再発防止策についてお尋ねいたします。

先般の全員協議会のほうでも説明があり、今御答弁でもいろいろ御説明あったんですが、チェックの不十分なところがあったためということだったんですが、どのような体制でチェックをしていたからチェックが漏れてしまったのか。チェックが不十分だったというのは、ちょっと表現が難しいんですがそりゃそうだなという話なので、どうしてそのチェックが不十分になったのか。例えば、こういうチェックの仕方をしていてこの部分が不十分であったから、これからはこの部分をこういうふうに改めます、したがって、チェックが二重、三重になるので再発防止策がこうですというのを示していただかないと、同じことの繰り返しになってしまうのかなと思いますので、しつこいようなんですが、重ねて御質問いたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） これまでは起案用紙の中に議決の有無の部分のチェック項目というのはございませんで、各課との口頭による情報共有という形で進めてまいりました。その部分を決裁者が見えるように議決の項目を設けることによって、複数課、複数人でチェックをするような体制に見直していきたいと考えているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） なるほどという部分もあるんですが、そうしますと、今まではそのチェック体制で同じようなことが起きる可能性はあったのかなと思うんですが、これまではたまたまと言うと表現おかしいんですけども、なかったということになるのでしょうか。

重ねてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） これまでは、このようなことはございませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 連携がうまくいっていたという、申し訳ありません、たまたまうまくいっていたという形になるかと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 分からなくもないんですが、ちょっと苦しいかなど。繰り返しになってしまいますので、逆にといいますか、ちょっと表現が かもしれませんが、今回この瑕疵が発見されたというのが、逆にどういうところで瑕疵が分かったのか、そこに改善策のヒントがあるのかなと思ったものですから、今回、その瑕疵が発見された経緯というのも御説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、今までのことなんですけれども、やはり契約担当のスキルに委ねていたという部分が大きいと思います。

その契約担当の職員につきましては、過去は、その就いた職員につきましては長く経験を持っているということから、こういった議決、そういったものについても常に意識があったということでございます。そういった職員の意識なりスキルに委ねるということは、やはりこういった事例を招くということになります。ただ、今まではそういった職員については引継ぎがきちんとされていたということもあって、実際に起きるということにはなかったということでございます。

今後はそういった職員の個人のスキルというところによるのではなくて、全体として職員が気づく、あるいは研修の場にもなり得るように組織の中にそういったものを埋め込んでいきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「発見された、さっきの説明がなかったと思うんですけども」の声あり）すみませんでした。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 発見された経緯につきましては、9月30日納期を迎えています。今後完成検査等の準備をするに当たり、書類を見返していた際に気づいたと伺っております。

9月5日のときに判明したということになっております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問になります。

しつこいようなんですけれども、ちょっと質問です。

起案や決裁のフローは、そもそも本当にどのようになっていたのか。今ちょっと説明聞いてもちょっと理解ができなくて、説明を再度求めます。

全協のときの説明で、私が理解した上での質問なので、もし間違っていたら訂正をお願いしたいんですけども、700万円以上の物品購入の場合は議会の議決が必要とのことで間違いのないですね。必要とのことで、全協で説明がありました。今回の財産の取得の内訳を見ると、財産、備品と思えるものを私の知識でも合計すると、もう884万9,800円だったんですね。この中で備品かなと思われるのが住基ネット専用支援サーバー一式、住基ネット専用ファイアウォール一式、耐タンパー装置一式、住基ネット専用サプライ一式、住基ネット統合端末及び周辺機器一式が財産なのかなと、こう理解しました、私。それを足すと884万9,800円です。700万円以上になることって、この紙を見ただけでも容易に分かると思うんですが、これ起案をしたときに、上げたときに、一つ一つばらばらに起案をされて、回って行って決裁されたのか、ちょっと説明を求めます。

なぜ最後までいって、皆さんもう判こを押して決裁をしてしまったのか。ちょっと本当に理解できないので、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 文書の決裁におけることもありますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、議員が御指摘の金額の件に関しましては、ばらばらではなく、総額の1,500万円近くの金額で最初の契約の伺いが起こされます。議員が御指摘のどこにこう、そごがあったりしたのか。この前の全協でもお話ししたとおりなんですけど、この後の文書の流れとしましては、その上の上席の係長であったり担当課長の決裁を経て、そこから先財政課に引き継がれるのですが、今回の一番のヒューマンエラーがあった落とし穴、そこになりまして、引き継がれる際、今までは先ほど副町長の答弁にもありましたが、職員間の情報の提供が口頭で行われておりま

した。これが、議決案件だから議決お願いしますとか、指名委員会という契約に関する業者選定の会議があるんですが、では、指名委員会をどこに設定すればいいのか、どこの何月議会に諮れば本契約として成り立つのかというところの協議をなされて、さらにそこから財政課の契約の起案が発生するというところだったんですが、今回はそこに、情報連携に落ち度があったというところと私では考えております。

なぜこういうことになったのかといいますと、これはもう既に予算を取る段階の問題だと思います。予算を取る段階でそもそも備品購入費、物品購入なので、物品購入で700万円以上の予算を置いている段階で契約議決である案件であるという認識をしなければならないのに、その時点でその認識が抜けていたというところで、既に認識が抜けていたところからスタートしているので途中で気がつかなかったという事態にまで、大きな事態に発生したという、ちょっと振り返ると。今私も情報とか結果を分析しているところですが、今の現段階での分析状況とすると、そこに大きな問題、課題があったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、やっぱり口頭でというところでの落ち度はまず1つ。

それから、財産、備品という認識の欠如もあったのかなと感じました。

例えば、決算の特別委員会するときでも、例えばですけれども、給食センターのこういうカートを購入したいというときに、耐用年数は何年ですかと聞いたりもしたときに、やはり、もしかして給食センターができてから10年ぐらいだから10年ぐらいは耐用年数あったのかなとかという答弁だったんですけれども、やはり購入する際に耐用年数は何年だから、これはこれぐらいの予算をつけて、そして通します、起案を上げてという認識を多分持たなければいけないのに、それがやっぱり欠如しているのかなと。なので、これって財産だし、備品だしというところで、とにかく企画財政課に引き継がれていく前から、担当課として何が財産で、備品でというのがまずそこでも認識しなければいけない。契約、このいろいろソフトで目に見えないものの導入作業とか、端末の導入作業とかいろいろありますけれども、その認識がまず1つ。それから、その上に行った企画財政課の中でも認識が1つ。そして、その上に行って副町長の認識、それから町長の認識と知識ですね、いわゆる。それが多分欠如していたから、決裁が通ってしまったんじゃないかなと私は今の説明を聞いて思うんですけれども、そのところは町長と副町長、執行部は、二役はどのようにお感じになるか。

これから、やっぱり学んでいかなければいけないのではないかなという、そういう備品に関

してもいろいろとICTも進んでいく中で、共に学んでいかなければいけないのかなと思うんですが、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 全く今回の事例につきましては、認識不足、知識不足と思われても仕方のない事案でありました。

ただ、言い訳になるかも分かりませんが、私は結構経験が長くて、過去の事例と、それからそういった制度の変遷、そういったものを見てきたつもりでございます。ずっと、もう何十年も前ということになれば、ここからここまでは備品扱い、ここからここまではソフト関係、そういった感じで捉えることが、そういったことにつきましても、節区分で分けていたりして、一緒という感覚がございませんでした。

ただ、今回はそれらを、節が違って違わなくてもということではなくて、この一式そのものをどういうふうに理解するかということでございますので、私は逆に知識、そういったものを、こういった部分を分ければこういうふうになるんじゃないかという余計な知識がちょっと自分の中に浮かんでしまったということで、ちょっと自分も意識の持ち方が違ってしまったということでございます。

全く、全体意識ということをどういうふうに持つべきかということについて、もう少し勉強すべきだったと思います。今回のことについては、そういった時代の変遷、そういったものも含めて、もう少し勉強しておくべきだったと思います。知識が足りなかったし、勉強が足りなかったと思って反省しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 今副町長から答弁いただいて、こういう起案の決裁の通し方とかその知識ではなく、私が申し上げたのは、それはもうプロフェッショナルなので、私たちなんか到底及ばないですし、そこは今までは問題なく全て滞りなく口頭で、各課に口頭のみで通達していても、今まではそういった間違いが起きなかったということが私はミラクルだなんてぐらい思っているんですね。そのシステムでこの長年やれていたこと自体が、私は本当に驚いているぐらいなんですけれども、これからはそれをちゃんと書面で、しっかりと誰が見てもこれは議決案件なんだと年数が浅い職員が見ても分かることができ、もし間違いがあれば、若い人でも指摘ができるような環境づくりをしていくということだったので、その点には安心なんです。この備品として、物として、財産として、やっぱり私が言いたいのは、見ただけでも簡単に分かる物であろう、ソフト面じゃないのに、そこが何で分からなかったのですかというの

が最大の疑問だったんですね。なので、こういった仕様書が何百枚も恐らく重なっていて、なかなか中までは見られないということでしたけれども、これが回ってくるものの一番上にしっかりと細かくこんなふうに、いただいた全協の資料のように載っていて、それも分かりやすくなっていたのか。それとも、もう中までゆっくりじっくり見ないと何が機器で何がソフト面だと分からなかったのか、というところが疑問なんですね。多分、これがちゃんとこういうふうになっていれば、誰が見ても何が財産で何がソフト面だと分かるんじゃないかなと素人の私は思ったので、そここのところの説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 回答申し上げます。

まさしく議員がおっしゃるとおりでございます。

そういった分かりやすいものが2枚目かなんかについていれば、当然ながら分からなければなりませんし、そういったことが、資料がつけられるような職員を育てていかなければならないと思います。というのは、ここからここまでは備品、ここからここまでは備品じゃないみたいなものの区分というようなことは結構難しい部分があって、後から加えたものとかそういったものが含まれてしまったりしますもんですから、一式でもって捉えるんだということを職員一人一人にも、要は管理職に、全体に知識あるいは意識、これはそれに当たるんじゃないかという疑問を持つということを常に意識させていかないと、こういったことが今後も、いろいろ時代とともに変わりますので、そういったことを疑問に思うということから出発すると思いますので、疑問を持つということを徹底していききたいなど、それを調べるんだということを徹底させていかないと、今後また同じようなことが起きるんじゃないかと思いますので、その辺につきましても、例えば指名委員会の中でもそういったものが議論できるような体制をつくったりとか、そういったことを改善してまいりたいと思います。

やはり個人のスキルが一番先になりますので、そここのところは、気づきということをもう少し徹底してまいりたいと思います。

御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第66号 財産の取得の変更について（追認）

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、議案第66号財産の取得の変更について（追認）を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第66号財産の取得の変更についての御説明をいたします。議案書81ページをお開きください。

この議案は、議案第65号で取得した財産の変更を議会の議決を経ずに変更契約を締結したことで、手続上の瑕疵を有効なものとするため議会の議決を求めるものであります。

変更しようとする財産は、議案第65号で議決をいただきました住基ネットワークシステム機器一式の財産の取得であります。

取得金額の変更前が1,545万9,620円から30万630円を減額し、取得額を1,515万8,990円に変更したものであります。

変更の理由につきましては、一部機器の販売終息に伴う代替機器での納入による金額の変更であります。

変更契約年月日は令和7年5月19日であります。

以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

変更理由にもございますように、一部機器の販売終息に伴う代替機器での納入による金額変更ということでございます。

当初想定されていたシステム機器ではなく、代替機器での運用で補えるというところで理解してよろしいのでしょうか。システム上問題はないというところで理解してよろしいのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

販売終息した機器の後継機ということで聞いております。問題なく稼働するということが確認してございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員提出議案 七ヶ浜町議会議員政治倫理条例について

第 9 号

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議員提出議案第9号七ヶ浜町議会議員政治倫理条例についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。仁田議員、御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） それでは、私から議員提出議案第9号について説明申し上げます。

七ヶ浜町議会議員政治倫理条例について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、七ヶ浜町議会議員が、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、公正かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とするため、新たに政治倫理条例の制定を提案するものでございます。

条例の概要について説明いたします。

議案書は1ページから4ページでございます。

まず、第1条は、条例の目的としまして、提案理由でも申し上げましたとおり、七ヶ浜町議

会議員が町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、公正かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的としております。

次に、第2条では、議員の責務としまして、議員は町民全体の代表者として自覚を持ち、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならないこと。常に人格と倫理の向上に努め、町民の模範となるように努めなければならないこと。政治倫理に関する高潔性を保持し、町民に対して説明責任を果たすこと。以上3点を定めております。

第3条では、政治倫理基準として、町民全体の代表として品位と名誉を損なう行為及び職務に関し不正の疑惑を招くおそれがある行為を行わないこと、ほか7点を遵守すべき事項として定めております。

第4条は、審査の請求として、第3条の政治倫理基準に違反している疑いがあると認める場合の審査の請求規定であります。

第5条から第8条までは、第4条の規定により審査請求された際に設置する政治倫理審査会の設置や審査、公表などの規定を定めております。

また、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めることといたします。

施行日は公布の日からとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

[13番 仁田秀和君 降壇]

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

第 10 号 を求める意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議員提出議案第10号火災再発を受けた緊急対応と実効性ある防火対策の徹底を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員への説明を求めます。仁田議員、御登壇願います。

[13番 仁田秀和君 登壇]

○13番（仁田秀和君） それでは、私から議員提出議案第10号について説明させていただきます。

火災再発を受けた緊急対応と実効性ある防火対策の徹底を求める意見書の提出について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、七ヶ浜町内に所在するスクラップ工場において繰り返される火災及びぼやの発生は、地域住民の生命・身体・財産を脅かす深刻な事態であります。特に、これまでに複数回の火災が発生し、住民が不安の声を上げ続けているのにもかかわらず、十分な改善がなされていないことは、行政による安全確保責任が果たされていないことを示すものにほかなりません。

議会では、既に令和5年7月及び令和6年12月に宮城県知事宛て意見書を提出しておりますが、なお火災の再発を防げていない現状に強い危機感と憤りを抱いております。

令和7年7月6日にも火災が再発したことを受け、議会は地域住民の声を受け止め、宮城県知事に対し、再度緊急対応と防火対策の徹底を求める意見書の提出を提案するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） この際、全議員が提出者及び賛成者のため質疑と討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

仁田秀和議員、降壇願います。

[13番 仁田秀和君 降壇]

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、総務産業常任委員会の所管事務の調査報告についてを議題といたします。

所管事務の調査報告を総務産業常任委員会佐藤壮一委員長へ求めます。佐藤議員、御登壇願います。

〔総務産業常任委員会委員長 佐藤壮一君 登壇〕

○総務産業常任委員会委員長（佐藤壮一君） それでは、私のほうから日程第14、総務産業常任委員会の所管事務調査について御報告させていただきます。

それでは、表紙をめくって2枚目を御覧ください。

令和7年3月からフィッシャーマンズチャレンジ（トリガイ）の現状と課題と題し、本町が新たな特産品開発として取り組んでいるトリガイの養殖に係る現状と課題を調査しました。

この度、調査を終了しましたので、経過と結果を御報告いたします。

詳細等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでございますので、要点のみ報告といたします。

調査期間は、令和7年3月7日から令和7年8月6日まで4回の委員会開催と、その中で1回の現地視察を行いました。

調査方法は、まちづくり振興課から資料を基に事業内容等の説明を受けた後、養殖施設の現地の視察を行いました。

養殖の手法は、先進地において部外秘として取り扱っていることから、教わることはできないため、本町独自の養殖技術の開発と研究をしている現状でありました。

調査の結果としまして、養殖技術の研究段階であったため、出荷状況が安定していないことが課題であると感じましたが、まちづくり振興課から事業内容と現状の説明を受けた際、養殖技術の開発や研究に精力的に取り組んでいる様子でありました。

委員会としましては、事業の成功に向けて、よりよい手法を検討していくこととし、引き続き、今後の取組を注視していくこととしました。

続きまして、3枚目を御覧ください。

令和7年3月からふるさと納税（返礼品）拡充の方策と題し、本町が実施しているふるさと納税事業の促進に当たり、返礼品の拡充や他地域との差別化を図るために工夫できることはないかを調査してきました。

この度、調査を終了しましたので、調査の経過と結果を御報告いたします。

詳細等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、要点のみ報告いたします。

調査期間は、令和7年3月7日から令和7年8月6日まで6回の委員会開催と、その中で1回の行政視察研修を行いました。

調査方法は、まちづくり振興課との意見交換会や先進地である岩手県陸前高田市へ行政視察研修を行いました。

調査の結果、本事業は競争が激化している事業であり、納税額を増やしていくためには他地域との差別化や新たな返礼品の形を模索することなど、納税者を取り込むさらなる工夫が必要であると感じました。

まちづくり振興課との意見交換会では、返礼品のPR方法や新たな形の返礼品を導入する可能性などについても、我々委員会と職員の活発な意見交換会が行われ、本町独自の取組により事業が活性化することを期待し、引き続き、今後の取組を注視していくこととしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 以上で、総務産業常任委員会の所管事務の調査報告を終了いたします。

日程第15 教育民生常任委員会の所管事務の調査報告について

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、教育民生常任委員会の所管事務の調査報告についてを議題といたします。

所管事務の調査報告を教育民生常任委員会熊谷明美委員長へ求めます。熊谷議員、御登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 熊谷明美君 登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（熊谷明美君） 8番、熊谷明美でございます。

教育民生常任委員会の所管事務調査の結果を御報告いたします。

詳細等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでございますので、要点のみの報告とさせていただきます。

調査期間は、令和5年10月25日から令和7年7月22日まで計5項目の所管事務調査を行いました。

調査結果といたしまして、学校教育環境の充実については、学校施設の老朽化の状況やICT環境の現状調査などハード面の観点と部活動の地域移行や学力向上などソフト面の観点の両面から広い視野で調査を行いました。

子供たちが快適に教育を受けられる環境を提供できるように一般質問等で改善を求めました。子供たちの健康に関わるものや学習に影響を及ぼすものなど早急な対応が必要と考えます。改善には時間を要する内容もあるため、進捗状況を見守ることといたしました。

子ども・子育て支援事業計画については、第3期子ども・子育て支援事業計画の内容や方向性と取組等担当課に聞き取りを行いました。具体的な取組や進捗状況、また、今後作成される「子ども計画」も合わせて注視していく考えです。

国民健康保険の健全運営については、一般会計からの繰入れという緊急的な対応がありました。税金を一般会計から繰り入れることの重大さを認識し、町民への丁寧な説明が必要です。財政調整基金残高の急激な減少により不安定となった国民健康保険財政について、このような現状に陥った要因を分析し、安定化に向けて改善策を計画的に行っていくことが大事であります。今後も長期的に注視していく必要があると考えております。

生涯学習センターの今後の運営については、高齢者のみならず、幅広い年齢層の方々や町外からの関係人口増加も考え、先進地の取組などを参考にし、老若男女問わず利用できるように企画すべきであると考えます。庁内でセンターの活用方法の協議が進められることから、引き続き町民にとってよりよい施設となるよう注視していくことといたしました。

以上、本任期中の所管事務調査を終了することと決しました。

なお、小中学校再編ビジョンについては予算提案理由に記載があり、町当局の動きを注視する必要があったことから所管事務調査といたしましたが、しかし、具体的な動きが見られなかったことから、委員会として調査は行いませんでした。

先進地の視察や各学校の校長との懇談会、教育現場でのICT活用現状のアンケート調査、学校施設の現状など現地調査及び担当課との懇談会を開催しながら課題解決に取り組んでまいりました。いずれも調査内容を踏まえ、一般質問等で政策提言などを行ってまいりました。

現委員会での所管事務調査は終了といたしますが、小中学校再編ビジョンを除く4項目は、今後も所管事務調査の内容を踏まえて、各議員が一般質問や予算及び決算審査特別委員会等で質問をしながら注視してまいりたいと思います。

なお、先進地視察や現地調査の概要につきましては、報告書の巻末に別紙として添付しておりますので、併せてお目通しいただければと思います。

以上、教育民生常任委員会より御報告を申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 以上で、教育民生常任委員会の所管事務の調査報告を終了いたします。

日程第16 常任委員の選任について

○議長（安倍敏彦君） 日程第16、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、七ヶ浜町議会委員会条例第5条第2項の規定により、総務産業常任委員に鈴木 篤議員、鈴木 博議員、遠藤喜二議員、岡崎正憲議員、歌川 渡議員、仁田秀和議員、そして私安倍敏彦の7名を、また、教育民生常任委員に鈴木洋市議員、佐藤信輝議員、鈴木恵子議員、佐藤直美議員、熊谷明美議員、佐藤壮一議員の6名を、広報広聴常任委員に鈴木洋市議員、鈴木 篤議員、佐藤信輝議員、鈴木 博議員、鈴木恵子議員、佐藤直美議員、熊谷明美議員、佐藤壮一議員、遠藤喜二議員、岡崎正憲議員、歌川 渡議員、仁田秀和議員の12名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選出することに決しました。

日程第17 議長の常任委員の辞任について

○議長（安倍敏彦君） 日程第17、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、一身上に関するものであり、除斥に該当するので、副議長と交代いたします。

〔議長 安倍敏彦君 退席、副議長 仁田秀和君 議長席に着く〕

○副議長（仁田秀和君） 議長と交代し、引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。先例に倣って、議長の常任委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（仁田秀和君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決しました。

それでは、議長と交代いたします。

〔副議長 仁田秀和君 退席、議長 安倍敏彦君 議長席に着く〕

日程第18 議会運営委員の選任について

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第18、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、七ヶ浜町議会委員会条例第5条第2項の規定により、鈴木洋市議員、佐藤直美議員、熊谷明美議員、岡崎正憲議員、歌川 渡議員、仁田秀和議員の6名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決しました。

以上をもって、本定例会9月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日9月13日から12月26日までの105日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日9月13日から12月26日までの105日間を休会すると決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時12分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年9月12日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員